

(一社) 日本道路建設業協会との意見交換会

日 時：令和6年12月25日(水) 15:00～16:30
場 所：さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 共用会議室501

議 事 次 第

司会：関東地方整備局 企画部
技術開発調整官

1. 開 会

2. 挨 拶

- (一社) 日本道路建設業協会 会長
- 関東地方整備局長

3. 情報提供

- ◇ 関東地方整備局の取り組みについて
- ◇ 建設産業行政の最近の動き

4. 意見交換

- ◇ (一社) 日本道路建設業協会 提案テーマ
 - 1. 公共工事予算の安定的・持続的な確保
 - 2. 道路舗装工事における労働環境の改善と担い手確保
 - 3. 道路舗装工事における i-Pavement と新技術開発の推進と普及
 - 4. 入札・契約制度の改善
 - 5. 舗装工事積算の改善
 - 6. 道路舗装のメンテナンスサイクルの確立
 - 7. 無電柱化の推進
 - 8. その他
- ◇ 自由討議

5. 閉 会

- (一社) 日本道路建設業協会 副会長
- 関東地方整備局 副局長

配付資料一覧

< 関東地方整備局 >

- ・ 関東地方整備局の取り組みについて 整備局資料－ 1
- ・ 建設産業行政の最近の動き 整備局資料－ 2
- ・ 令和 6 年度 回答 整備局資料－ 3

< (一社) 日本道路建設業協会 >

- ・ 令和 6 年度 意見交換会議題 協会資料
- ・ 令和 6 年度 参考資料 参考－ 1
- 参考－ 2
- 参考－ 3

(一社)日本道路建設業協会との意見交換会 出席者

令和6年12月25日(水)

■一般社団法人 日本道路建設業協会	
会長	西田 義則
副会長	石井 敏行
常勤顧問 専務理事代行	森戸 義貴
常任理事	石塚 周平
常任理事	今泉 保彦
常任理事	鎌田 修治
常任理事	黒川 修治
常任理事	平 喜一
常任理事	森下 協一
常務理事	向井地 博史
広報・技術部長	中原 大磯
調査部長	塩谷 正広
調査課長	東 昭世
(関東支部)	
支部長	平田 浩太郎
幹事長	澁谷 博志
常任幹事	高橋 誠治
常任幹事	外村 浩次
常任幹事	森 良雄
常任幹事	緑川 英二
常任幹事	榊内 浩行
常任幹事	吉田 和博
常任幹事	笥 幹雄
常任幹事	福岳 雄一郎
常任幹事	日高 久仁
事務局長	鈴木 暁

■関東地方整備局	
局長	岩崎 福久
副局長	増田 圭
企画部長	渡邊 良一
建政部長	市川 智秀
道路部長	野坂 周子
技術調整管理官	武藤 健治
技術開発調整官	丸山 昌宏
建設産業調整官	佐藤 孝
道路情報管理官	小澤 知幸
道路保全企画官	中嶋 政幸
技術管理課長	佐藤 潤
技術調査課長	小宮山 隆
建設産業第一課長	一力 哲也
道路工事課長	藏園 和人
道路管理課長	松澤 尚利
交通対策課長	水澤 良幸

■都県政令市	
※ 茨城県 検査指導課 課長補佐	中島 孝次
※ 栃木県 県土整備部 技術管理課 課長補佐(GL)	森戸 宏司
※ 群馬県 県土整備部 契約検査課 次長	青木 健二
※ 埼玉県 県土整備部 建設管理課 建設企画担当主幹	松村 隆司
※ 千葉県 技術管理課 技術情報班長	穴倉 賢一
※ 東京都 建設局 総務部 技術管理課 課長代理(調整担当)	渡 大輔
※ 神奈川県 道路企画課 副課長	梶本 崇
※ 山梨県 技術管理課長	殿岡 徳仁
※ 長野県 技術管理室長	折井 克壽
※ 横浜市 財政局 公共事業調整課長	佐藤 公彦
※ 川崎市 課長	新西 一秀
※ 千葉市 建設局 土木部 技術管理課 課長補佐	大越 勝浩
※ さいたま市 参事兼課長	竹越 義倫
※ 相模原市 都市建設局 土木部 道路計画課長	中村 陽
※ 東日本高速道路(株) 関東支社 技術管理課長代理	奈良 康平
※ 中日本高速道路(株) 環境・技術管理部 技術管理課 課長	縄田 章
※ 首都高速道路(株) 課長代理	飯島 雄一

(※はweb会議による出席)

(一社)日本道路建設業協会との意見交換会(進行表)

令和6年12月25日(水)15:00~16:30 於:さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 共用大会議室501

時間	内容		発言者	配付資料
15:00	開会		(司会:丸山 技術開発調整官)	
~ 15:10 (10分)	挨拶	一般社団法人 日本道路建設業協会 関東地方整備局	協会 西田会長 関東地整 岩崎局長	
15:10 ~ 15:12 (2分)	出席者紹介 ※資料確認含む			出席者一覧・配席表
《情報提供》				
15:12 ~ 15:25 (13分)	関東地方整備局の取組			
		関東地方整備局の取り組みについて	企画部 小宮山技術調査課長	整備局資料-1
		建設産業行政の最近の動き	建政部 一力建設産業第一課長	整備局資料-2
《意見交換》				
[協会側テーマ]				
15:25 ~ 16:05 (40分)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共工事予算の安定的・持続的な確保 2. 道路舗装工事における労働環境の改善と担い手確保 3. 道路舗装工事におけるi-Pavementと新技術開発の推進と普及 4. 入札・契約制度の改善 5. 舗装工事積算の改善 6. 道路舗装のメンテナンスサイクルの確立 7. 無電柱化の推進 8. その他 		協会提案説明: 森戸 常勤顧問 専務理事代行 回答者: 1 渡邊企画部長 2 企画部 佐藤技術管理課長 企画部 小宮山技術調査課長 道路部 藏園道路工事課長 3 道路部 松澤道路管理課長 5 企画部 佐藤技術管理課長 6 企画部 小宮山技術調査課長 7 道路部 松澤道路管理課長 8 企画部 佐藤技術管理課長	協会資料 整備局資料-3
[自由討議]				
16:05 ~ 16:22 (17分)	自由討議		(質疑:適宜発言)	
《閉会》				
16:22 ~ 16:30 (8分)	閉会	一般社団法人 日本道路建設業協会 関東地方整備局	協会 石井副会長 関東地整 増田副局長	

関東地方整備局の取組について

令和6年12月25日

国土交通省 関東地方整備局

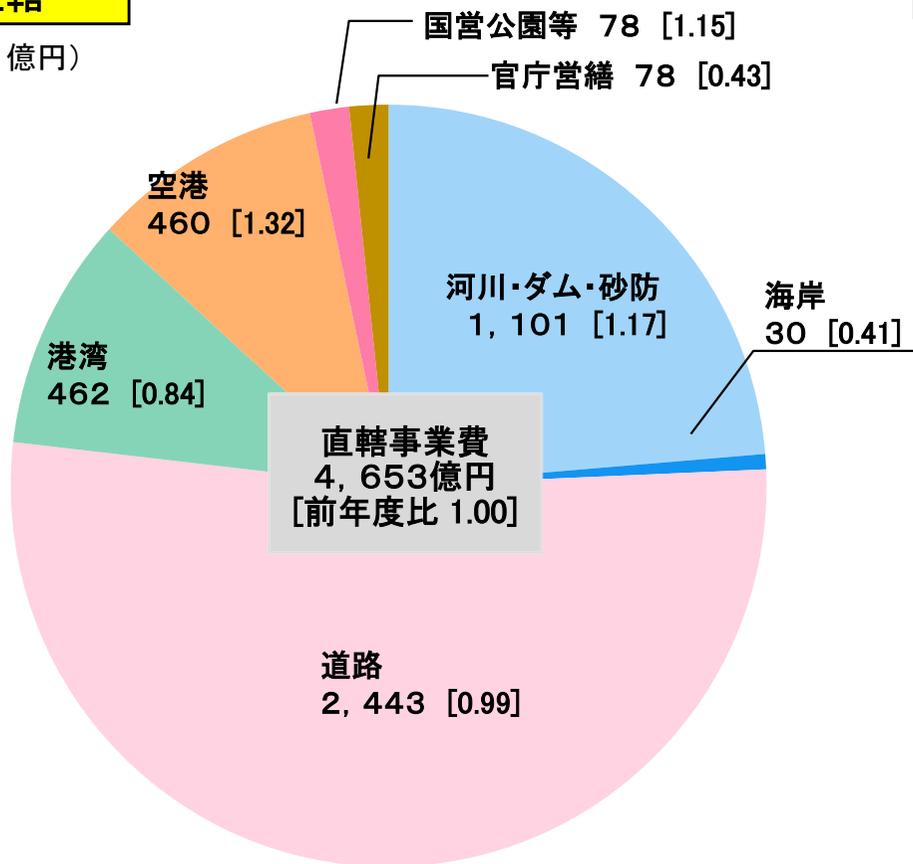
1. 令和6年度 予算の概要
2. 令和7年度 国土交通省予算概算要求
3. 働き方改革・担い手確保等に向けた関東地方整備局の主な取組
4. 品確法の改正と運用指針の策定
5. 国土形成計画(全国計画・広域地方計画)

1. 令和6年度 予算の概要

○令和6年度の当初予算は1兆7,745億円(前年度比1.03)。

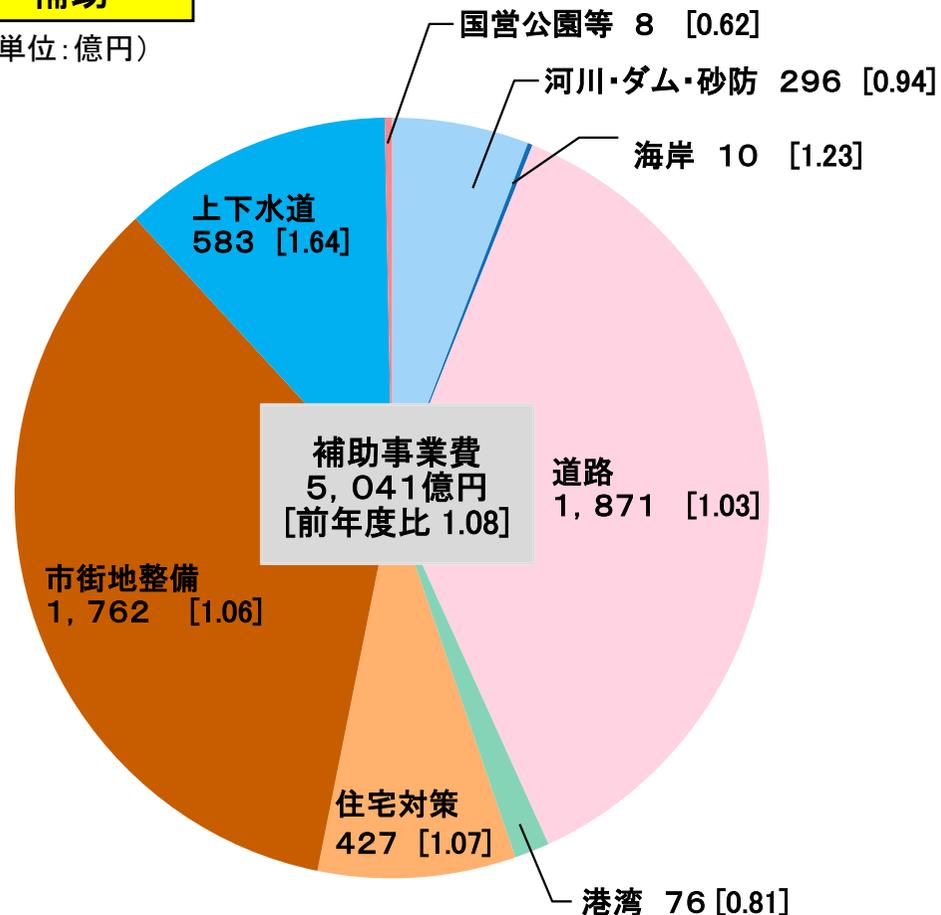
直轄

(単位:億円)



補助

(単位:億円)



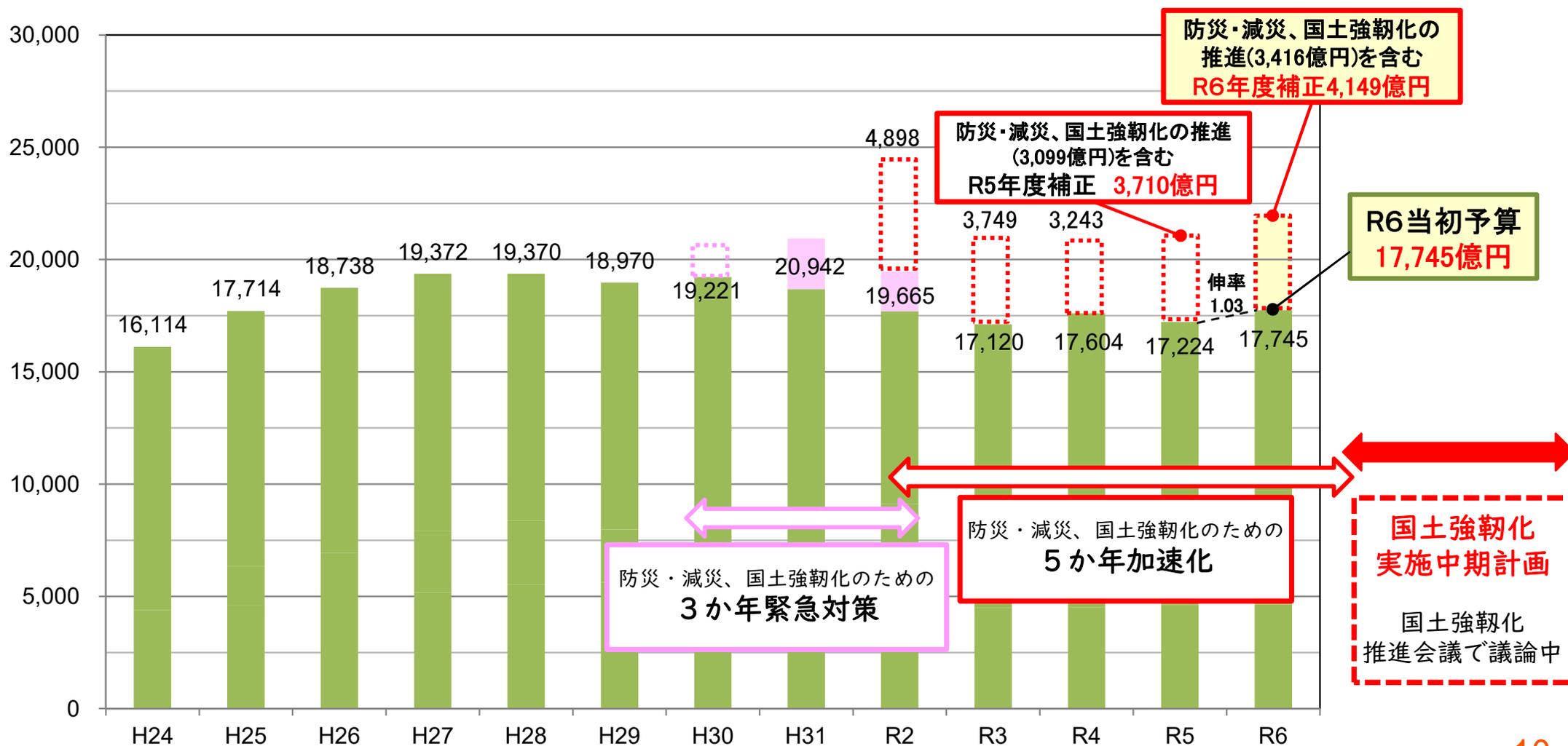
社会資本総合整備事業費
(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)
8,051億円
[前年度比 1.02]

※ [括弧書き] は、対前年度比

※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

関東地方整備局の予算推移

- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が残り1年(令和7年まで)。
- 国土強靱化の中期計画について、「2024年度中の早期に策定に取りかかる」ことが骨太の方針に記載され、国土強靱化推進会議で議論が進められています。
- 「国民の安全・安心の確保」「持続的な経済成長の実現」「個性を活かした地域づくりと分散型国づくり」を柱に令和7年度予算確保に向けて取り組みます。



2. 令和7年度 国土交通省予算概算要求

令和7年度国土交通省予算概算要求概要

1. 国費総額

(1) 一般会計	7兆 330億円(1.18倍)
〔うち、「重要政策推進枠」〕	1兆6,100億円
公共事業関係費	6兆2,899億円(1.19倍)
○一般公共事業費	6兆2,319億円(1.19倍)
○災害復旧等	580億円(1.00倍)
非公共事業	7,431億円(1.12倍)
○その他施設費	812億円(1.43倍)
○行政経費	6,619億円(1.09倍)
(2) 東日本大震災復興特別会計	617億円(1.33倍)

2. 財政投融资 1兆5,443億円(0.74倍)

- 上記の他、下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。
- ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
 - ・近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
 - ・北陸新幹線(敦賀・新大阪間)の新規着工に要する経費
 - ・一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る大臣間合意を踏まえた更なる増額

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

経済の現状・課題

- 600兆円の名目GDP、33年ぶりの高水準の賃上げが実現するなど、成長と分配の好循環は、動き始めている。
- 国民一人一人が、こうした前向きな動きを賃金・所得の増加という形で実感できるよう、更に政策を前進させる必要。
- 賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとする。

経済対策の基本的考え方

- ①賃金・所得の増加に向けた経済の成長、②物価高への対応、③安心・安全の確保の重要課題に対し、速やかに万全の措置を講ずる。

3本の柱

第1の柱

**全ての世代の
現在・将来の賃金・所得を増やす**
日本経済・地方経済の成長

- 賃上げ環境の整備
中堅・中小企業の生産性向上（足元の賃上げ）
- 地方創生2.0（全国津々浦々の賃金・所得増加）
- 成長力の強化（将来の賃金・所得増加）

第2の柱

**誰一人取り残されない
成長型経済への移行に道筋をつける**
物価高の克服

- 物価高の影響を受ける低所得者への支援
- 地域の実情等に応じた物価高対策の推進
- 物価高の影響を受ける業種の支援
- エネルギーコスト上昇への耐性強化

第3の柱

成長型経済への移行の礎を築く
国民の安心・安全の確保

- 自然災害からの復旧・復興
（能登半島地震等への対応も含む。）
防災・減災及び国土強靱化
- 外交・安全保障環境の変化への対応
- 都市部等の防犯対策・闇バイト対策
- こども・子育て支援、女性・高齢者の活躍・参画推進 など

経済対策のねらい

デフレを脱却し、新たな経済ステージに移行することを目指して、「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現しつつ、財政状況の改善を進め、**力強く発展する、危機に強靱な経済・財政**を作っていく。

日本を守り、国民を守り、地方を守り、若者・女性の機会を守り、全ての国民が安心と安全を感じられる未来を創る。

3. 働き方改革・担い手確保等に向けた 関東地方整備局の主な取組

- 働き方改革・担い手確保に向けて、関東地方整備局としての取組を推進。
- 取組は、品確法の運用指針の策定状況等を踏まえ、適宜ブラッシュアップを図る。

1. 市区町村工事等における週休2日の拡大

- ・発注者協議会において独自指標を設定してモニタリング
- ・あらゆるチャネルを通じて関東地整の運用を自治体に共有
- ・地域経済団体を通じた民間発注者に対する適正な工期設定等の働きかけ

など

2. 工事書類の簡素化・統一化の推進

- ・スリム化ガイドの周知徹底と継続的なフォローアップ
- ・受注者による念のための書類作成を排除する働きかけの強化
- ・地域の実情等に配慮しつつ、書類統一化を埼玉県から他の都県政令市にも横展開

など

3. 小規模工事へのICT施工の普及推進

- ・経営者セミナー、現場体験会、ICTアドバイザー、講習等の機会の拡大
- ・関東地整におけるICT施工の具体的効果を分析・発信
- ・関係者ヒアリングを通じた隘路の把握と対策検討

など

4. 担い手確保に向けた取組推進

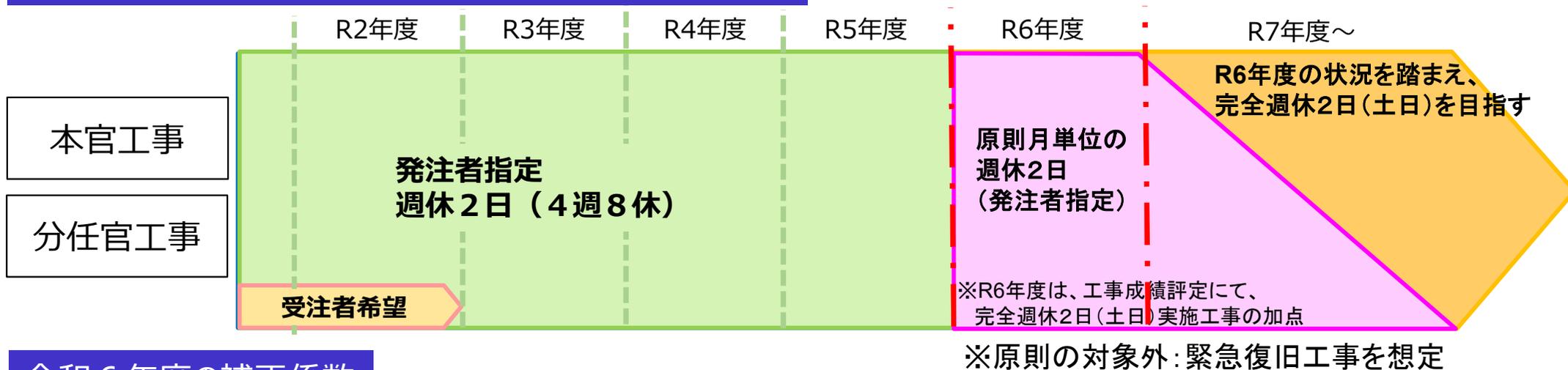
- ・官民連携による現場見学等の機会の拡大
- ・リクルート活動やSNS等を通じた建設業の魅力発信
- ・災害復旧等にご協力いただいた企業の積極広報

など

品確法の運用指針の策定状況等を踏まえ、適宜ブラッシュアップを図る

- R 5 年度までに工期全体（通期）の週休 2 日が標準化されたことから、R 6 年度より月単位の週休 2 日を推進
関東地整では、令和 6 年度から全ての工事において、原則発注者指定の月単位の週休 2 日を実施
- 月単位の週休 2 日を推進するため、月単位の週休 2 日の補正係数を新設するとともに、工期全体（通期）の週休 2 日についても R 6 年度に限り、R 5 年度までの補正係数の一部を適用
- 休日の質の向上のさらなる推進のため、土日を休日とする週休 2 日の実施に努めることを土木工事共通仕様書に規定するとともに、実施した企業には工事成績評定で加点

関東地整の月単位の週休 2 日工事の発注方針（案）



令和 6 年度の補正係数

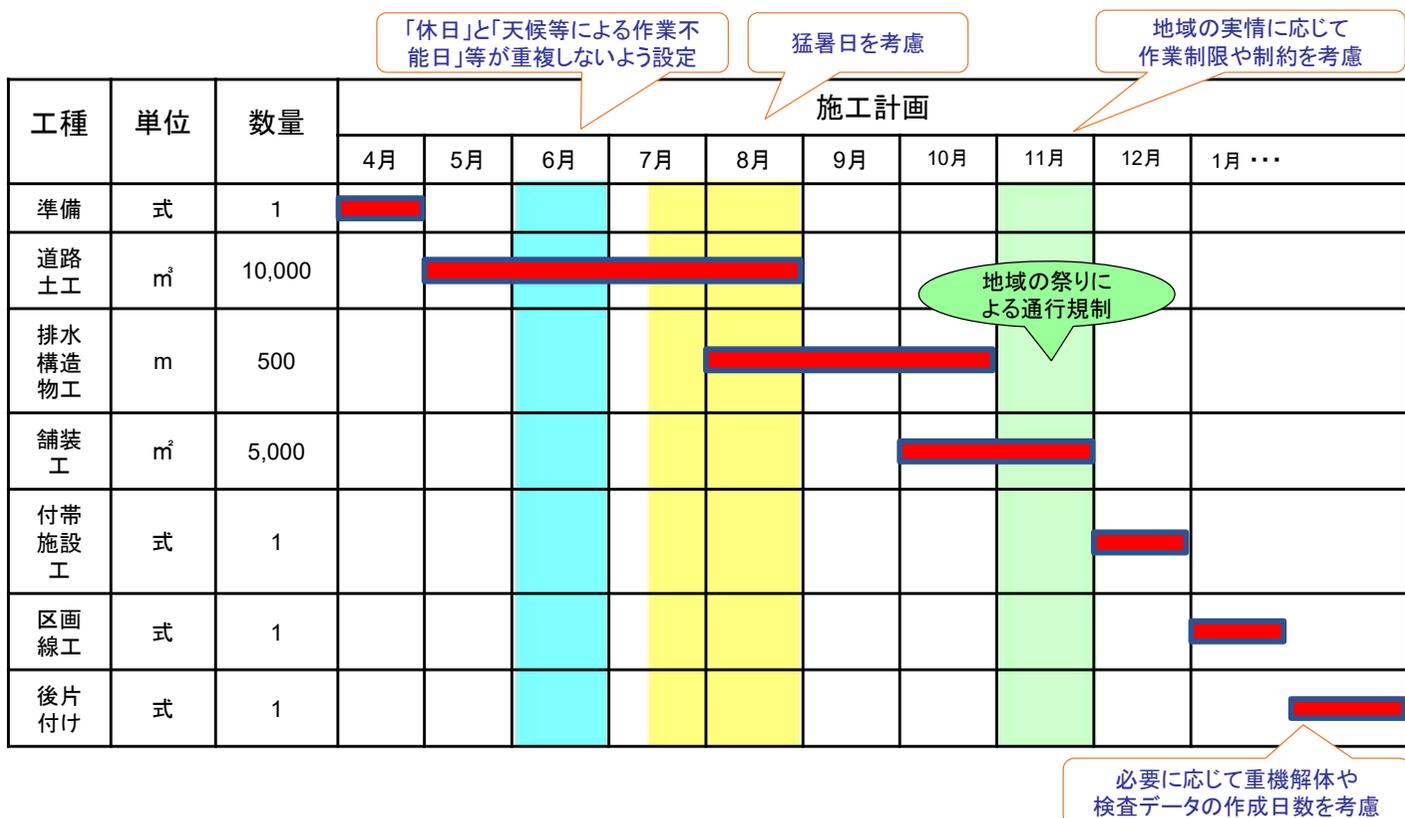
補正係数	工期全体(通期)の週休2日	+	月単位の週休2日	=	月単位の週休2日(合計)
現場閉所	労務費:1.02 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03		労務費:1.02 機械経費(賃料):1.00 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02		労務費:1.04 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.03 現場管理費:1.05
交替制	労務費:1.02 現場管理費:1.01		労務費:1.02 現場管理費:1.02		労務費:1.04 現場管理費:1.03

※月単位の週休2日の補正係数について、R7年度以降は実施状況を踏まえて検討

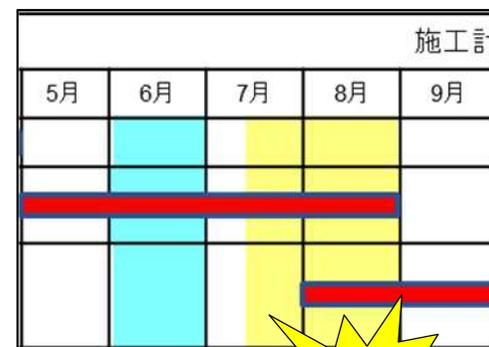
発注者が活用する工期設定指針及び工期設定支援システムを、以下の通り改定

- i) 雨休率算出の際に「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう明確化
- ii) 工期設定で猛暑日（WBGT値31以上の時間から日数を算定）を考慮
- iii) 準備・片付け期間に、必要に応じて、重機組立・解体や検査データの作成日数を考慮するよう明確化
- iv) 地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮できるよう例示を追加

＜当初工期への反映イメージ＞



＜着手後の対応＞



天候等による作業不能日頻発
猛暑日頻発

- 当初工期で考慮した日数を超える場合、工期延伸
- 期日に制約があるなど、工期延伸が難しい場合は、休日作業に振り替え※

※週休2日制の対象期間外とする

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 全国統一指標、関東ブロック独自指標の一覧(工事)

全国統一指標

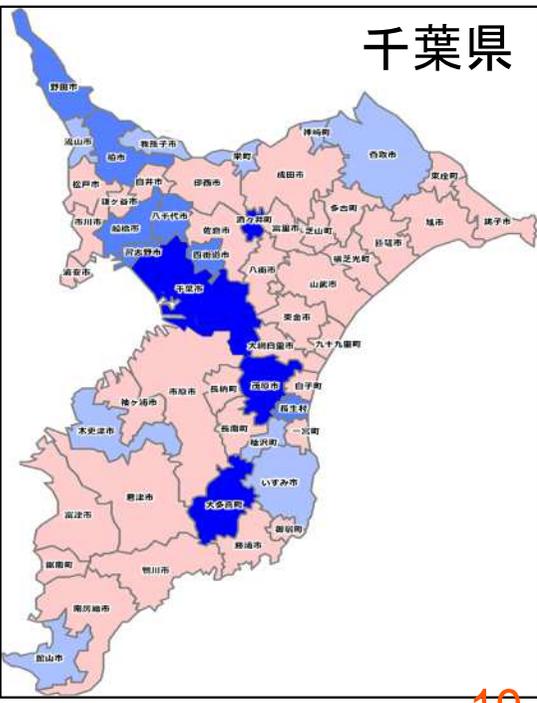
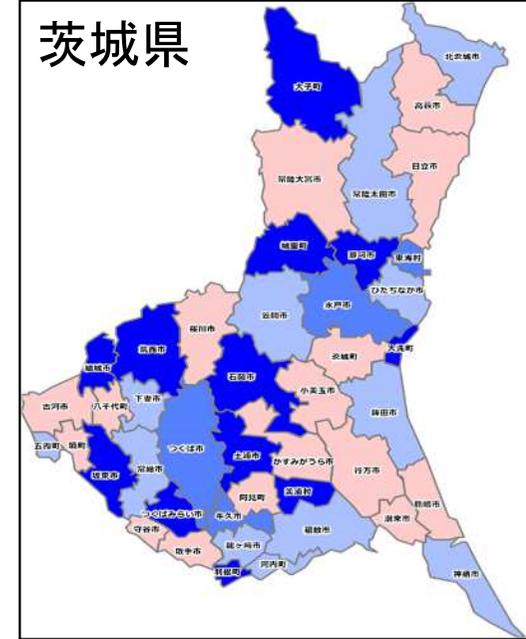
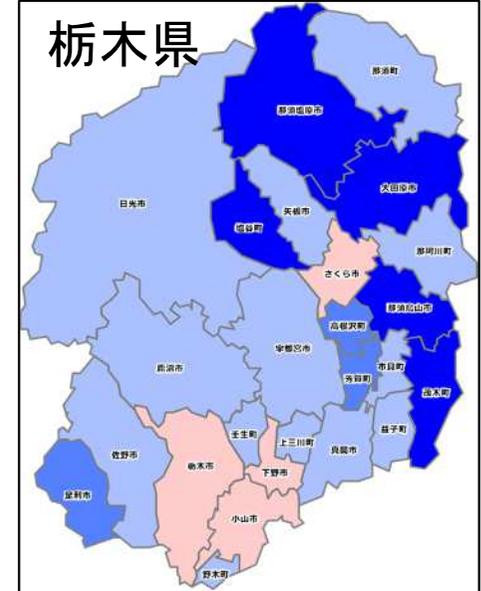
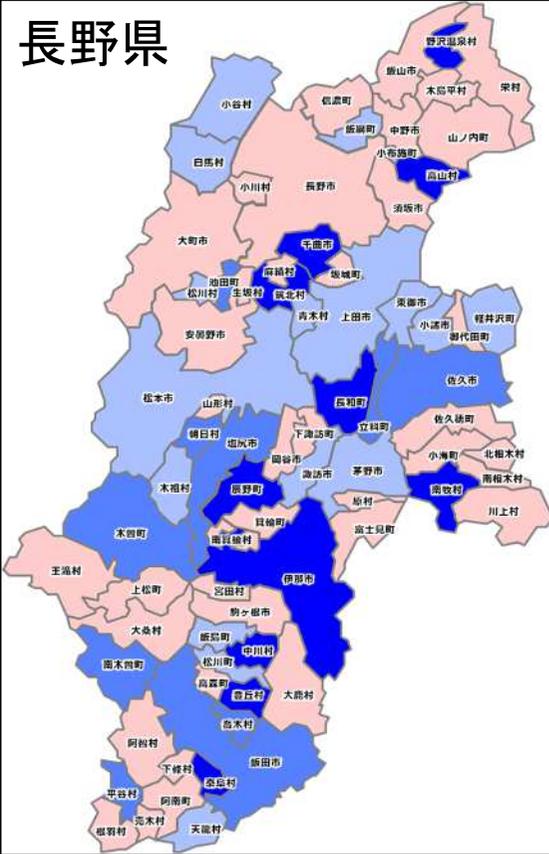
…… 令和2年5月20日本省記者発表

- ① 地域平準化率(施工時期の平準化)
- ② 週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)
国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

関東ブロック独自指標

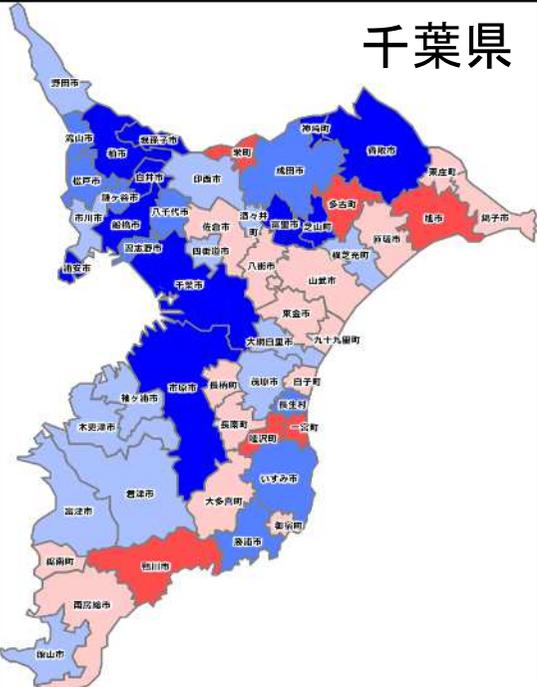
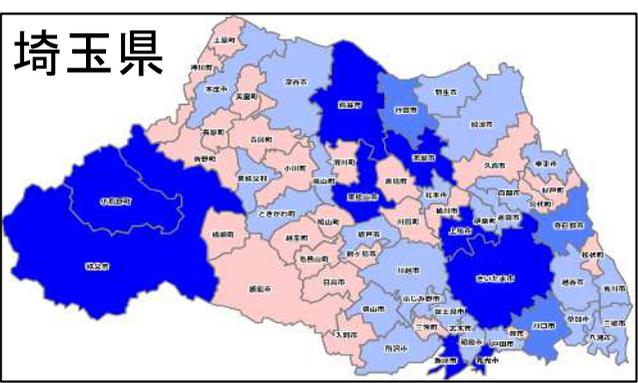
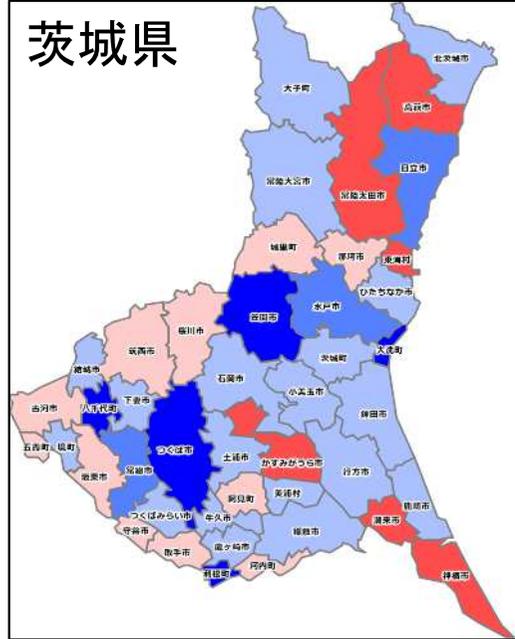
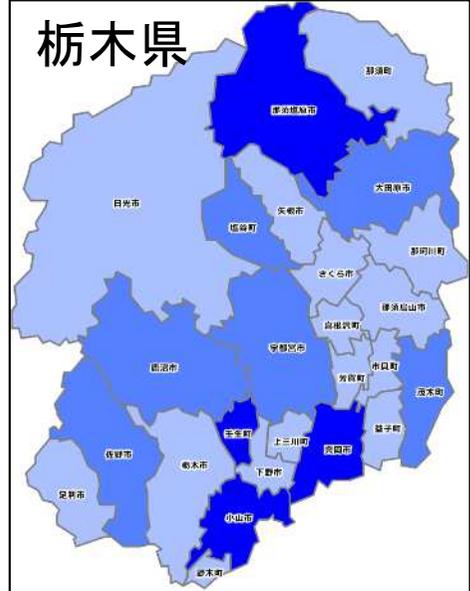
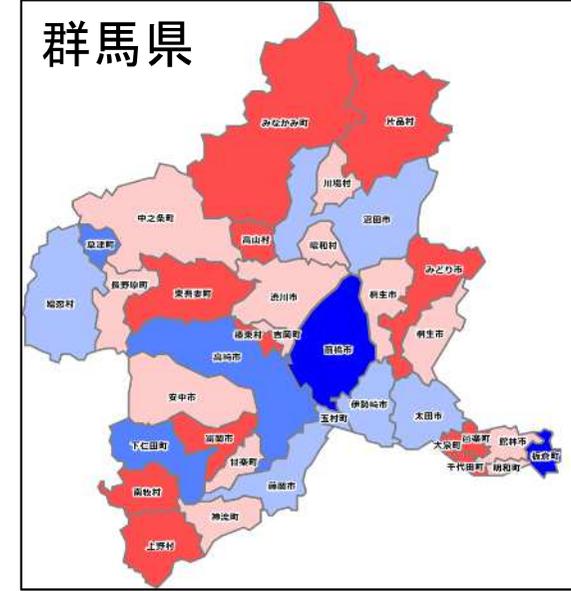
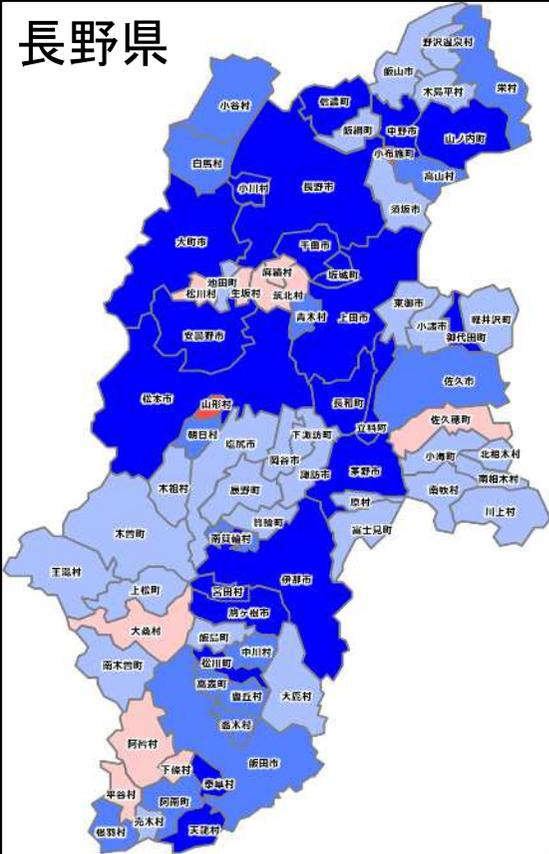
…… 令和2年度関東ブロック発注者協議会(令和2年7月22日書面開催)

- ④ 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(予定価格の適正な設定)
- ⑤ 設計変更ガイドラインの策定・活用状況(適切な設計変更)
- ⑥ 区市町村における週休2日制工事の取組
発注機関毎に定めた実施要領に基づき、週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等を実施したうえで、工事発注時に特記仕様書等で週休2日制対象工事であることを明記している工事の割合
※R4年度調査より指標を新設

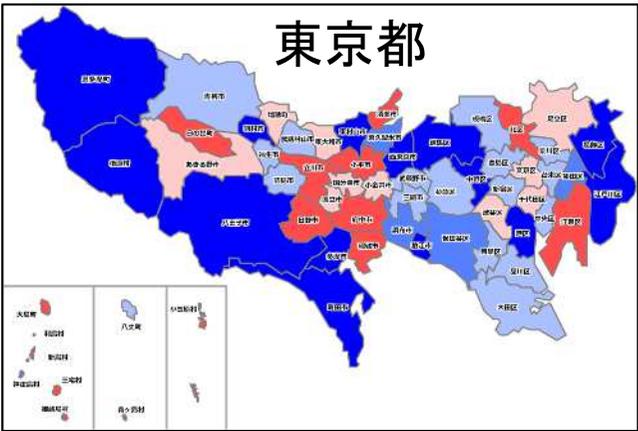
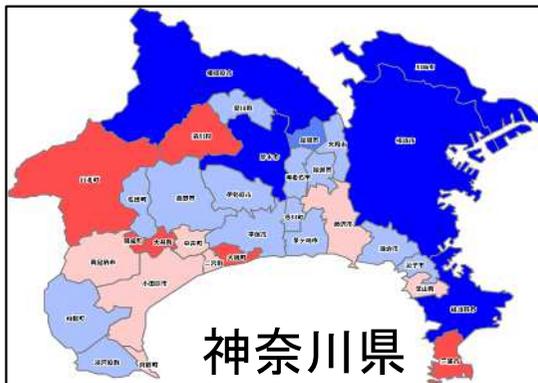


- <凡例>
- 平準化率0.8以上
 - 平準化率0.7以上0.8未満
 - 平準化率0.6以上0.7未満
 - 平準化率0.6未満
 - 設定なし



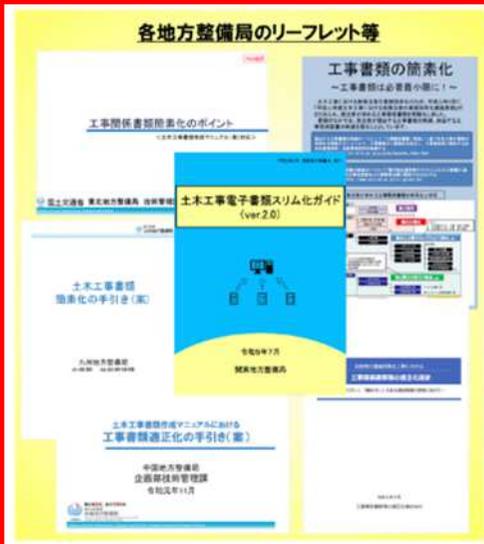


- <凡例>
- a: 全ての対象工事を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
 - b: 対象工事の半数程度以上を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
 - c: 対象工事の一部(半数未満)を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
 - d: 週休2日制対象工事を導入していないが、導入に向けて検討を実施している(概ね1年以内に試行を実施する予定)
 - e: 週休2日制対象工事を導入しておらず、導入に向けた検討も実施していない



R6年4月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の業務削減に向けた5つの支援メニューを実施

「工事書類スリム化のポイント」の横展開

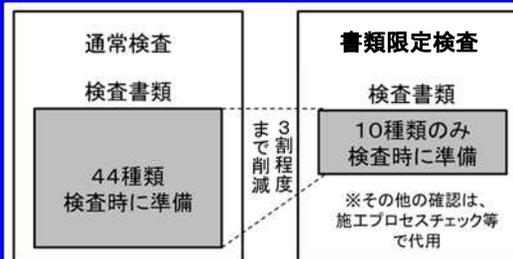


○「工事書類スリム化のポイント」等を盛り込んだ、**ガイドライン・リーフレット**等を作成し、**受発注者の隅々まで展開**

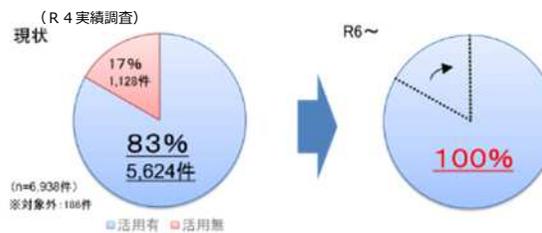
工事書類スリム化のポイント

- 工事書類の原則電子化(ASP活用)
- 受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- 作成・添付不要な書類の明確化
- 書類の二重作成・提出防止
- 検査書類限定型工事の活用
- 遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

「書類限定検査」(44→10種類)の原則化



書類限定検査のイメージ



○完成工事における工事検査書類を44種類から10種類に限定する工事を**「原則、実施」**することとし、「**書類限定検査**」として標準化

直轄
工事
での
取組

『2024働き方改革対応相談窓口(仮称)』の設置について

○各地方整備局のHP等に受注者等からの各種相談窓口
『2024働き方改革対応相談窓口(仮称)』を設置

地域	相談窓口			
	名称	担当課	電話番号	URL
北海道	●相談窓口	●●部●●課	●●●●●●	https://www.~
東北	●2024働き方改革相談窓口	https://www.~
関東	●ネットカフェ	https://www.~
北陸	https://www.~
中部	https://www.~
近畿	https://www.~
中国	https://www.~
四国	https://www.~
九州	https://www.~

各地整の2024働き方改革対応相談窓口(仮称)一覧(イメージ)

書類関係業務の積算計上

○工事実施に必要な**書類関係業務の外注に要する経費**等を令和5年度諸経費動向調査において調査項目に明示的に新設し調査した上で、**積算の更なる適正化を推進**

工事関係書類の標準様式の展開

- 国交省標準様式をHPで公表
- 都道府県・政令市との会議等を通じ、地域の実情を配慮した対応が図られるよう、九州沖縄ブロックの好事例の周知等、情報提供を行う**



自治
体と
の連
携

- 令和5年度は、関東地方整備局及び埼玉県との統一化の対象書類として26書類選定し、うち、24書類（92%）の統一化を実施。
- 令和6年度は、埼玉県との調整結果を基に、地域の実情等に配慮しながら各都県政令市へ同様の取組を展開。
調整中：茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県、長野県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市
検討中：東京都、神奈川県、相模原市（書類の簡素化が優先、他部署との調整が難航等の理由）

工事関係書類の統一化見込み

R6.7.30時点

No.	自治体名	統一化対象様式数	統一化完了様式数 R6.4時点	統一化完了様式数 R7.3時点	統一化率 (%) R6.4時点	統一化率 (%) R7.3時点	様式-1	様式-2	様式-3	様式-4	様式-5	様式-6	様式-7	様式-9	様式-10	様式-11	様式-12	様式-13	様式-14	様式-15	様式-16	様式-17	様式-18	様式-19	様式-21	様式-22	様式-23	様式-24	様式-25	様式-26	様式-27	様式-28	様式-29	様式-30	様式-31	様式-32	様式-33	様式-34		
							現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等変更通知書	請負代金内訳書	工程表、変更工程表	建設業退職金共済制度の掛金収納書	請求書（前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金）、請求内訳書（部分払、国債部分払）	VE提案書（契約後VE時）	品質証明員通知書	工事打合せ簿（指示、協議、承諾、提出、報告、通知）	材料確認書	段階確認書	確認・立会依頼書	工事事故速報	工事履行報告書	認定請求書	指定部分完成通知書	指定部分引渡書	工事出来高内訳書	請負工事既済部分検査請求書	修補完了届	部分使用承諾書	工期延期届	支給品受領書	支給品精算書	建設機械使用実績報告書	建設機械借用・返納書	現場発成品調書	完成通知書	引渡書	出来形管理図表	品質管理図表	品質証明書	創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）		
1	都県 茨城県	25	19	19	76%	76%	△	-	△	◎	△	◎	-	◎	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	◎	△	△	◎	◎	-	◎		
2	都県 栃木県	25	18	25	72%	100%	◎	◎	○	◎	○	-	◎	◎	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	◎	◎	○	○	○	◎	◎		
3	都県 群馬県	29	17	28	59%	97%	○	◎	○	◎	○	◎	◎	◎	○	◎	-	○	△	○	○	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	
4	都県 埼玉県	26	24	24	92%	92%	△	◎	◎	△	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎	
5	政令市 さいたま市	30	20	29	67%	97%	◎	○	○	△	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	
6	都県 千葉県	31	23	31	74%	100%	○	○	◎	○	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	
7	政令市 千葉市	30	22	22	73%	73%	△	◎	◎	◎	x	◎	△	◎	◎	◎	◎	x	◎	x	◎	◎	◎	x	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	x	x	
8	都県 東京都	検討中		-	-																																			
9	都県 神奈川県	検討中		-	-																																			
10	政令市 横浜市	31	10	10	32%	32%	△	△	△	△	◎	△	-	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	△	◎	△	△	△	△	◎	◎	
11	政令市 川崎市	22	21	21	95%	95%	◎	-	◎	x	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	
12	政令市 相模原市	検討中		-	-																																			
13	都県 山梨県	29	0	29	0%	100%	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	都県 長野県	30	10	25	33%	83%	○	◎	○	◎	△	◎	◎	◎	-	◎	◎	△	◎	△	○	○	○	x	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	x

凡例

◎：統一化完了(R6.4時点)

○：統一化完了(R7.3時点) (予定)

△：統一化可能だがR7.4以降となる

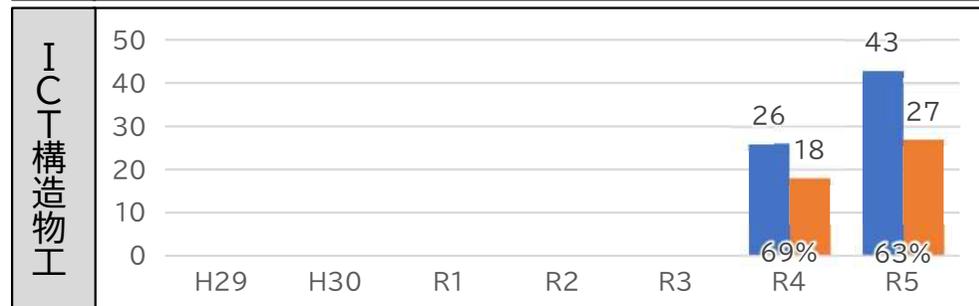
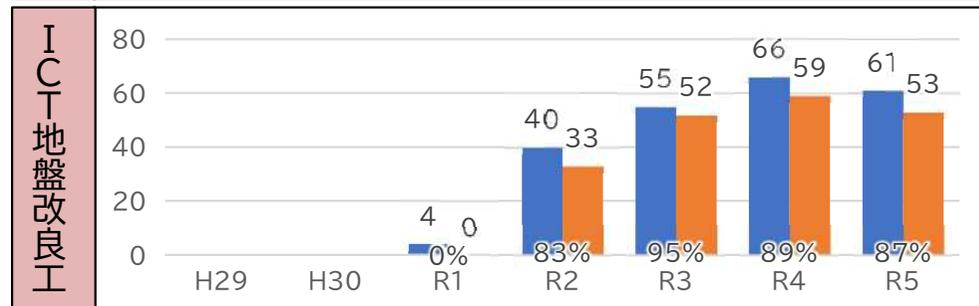
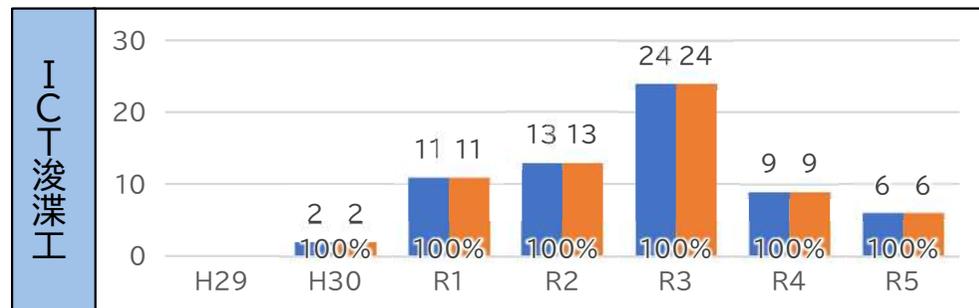
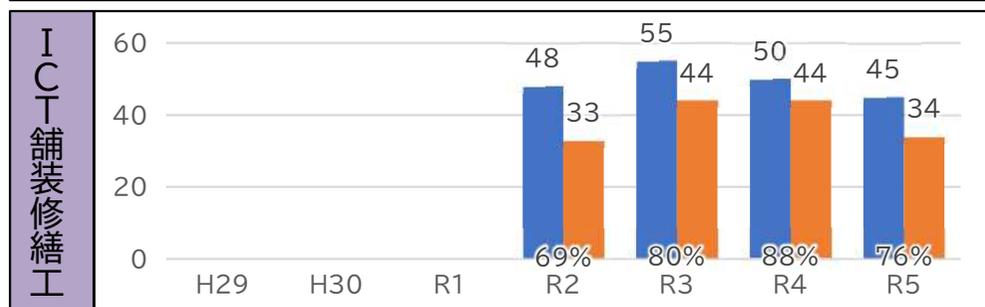
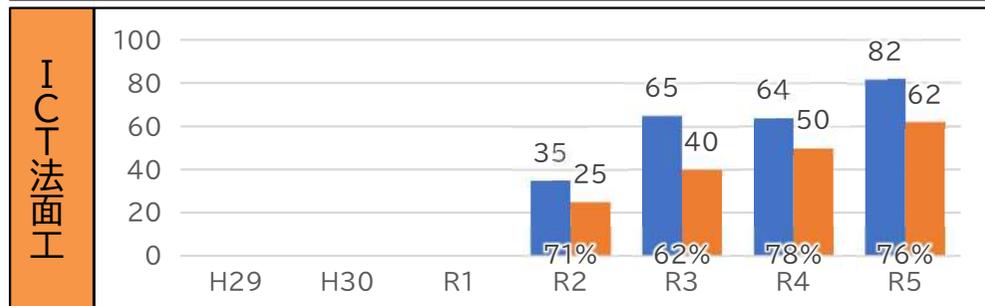
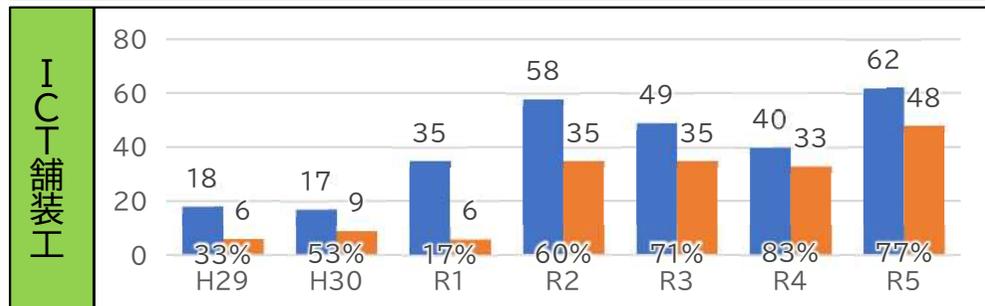
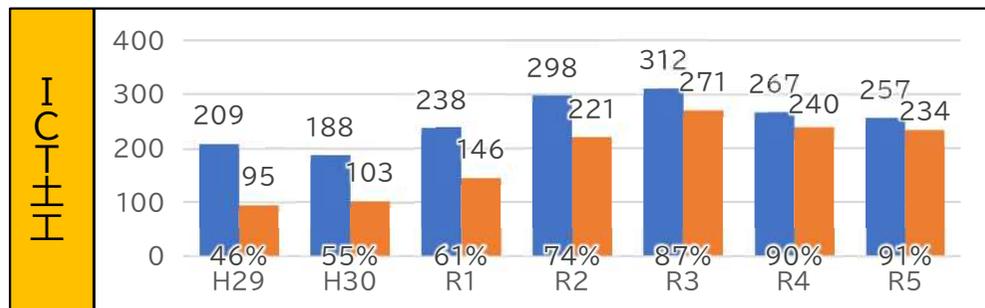
x：統一化不可

-：自治体では作成義務無し

関東地方整備局のICT実施率(R6. 3時点)

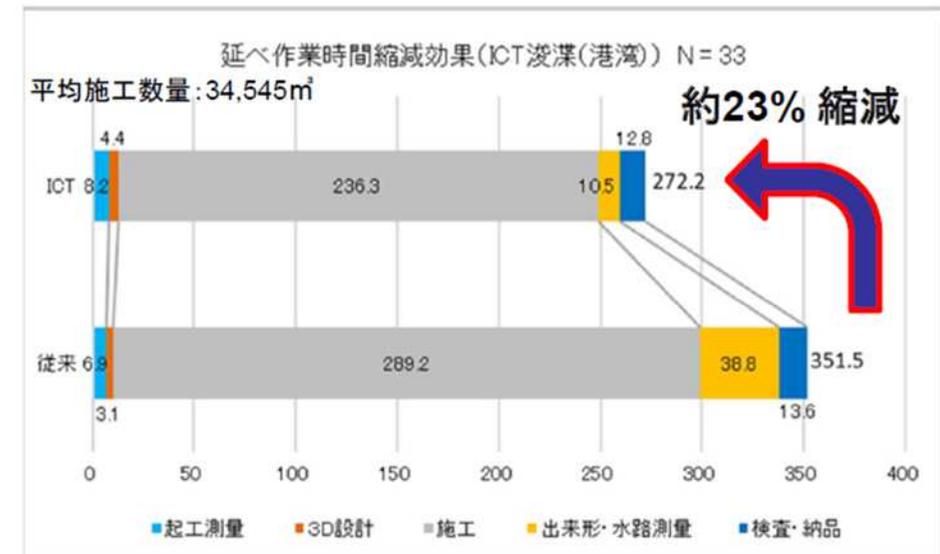
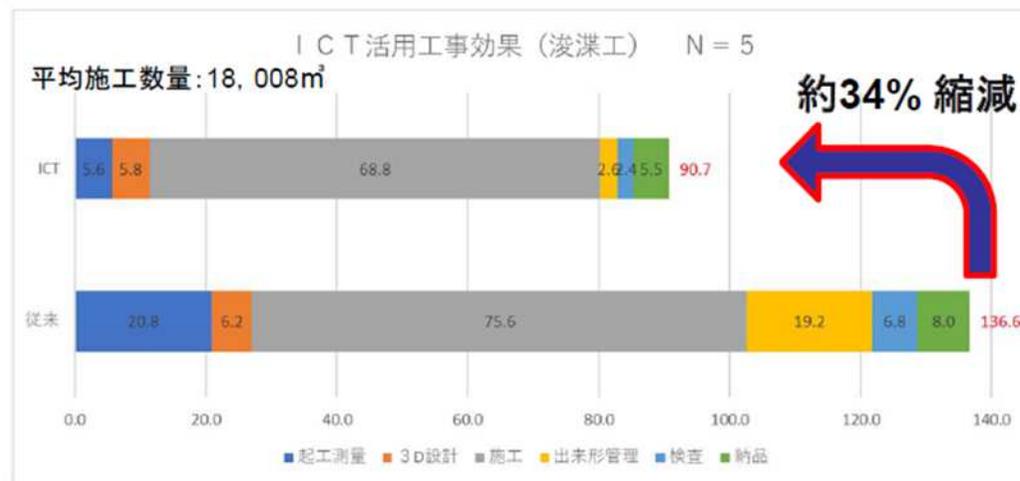
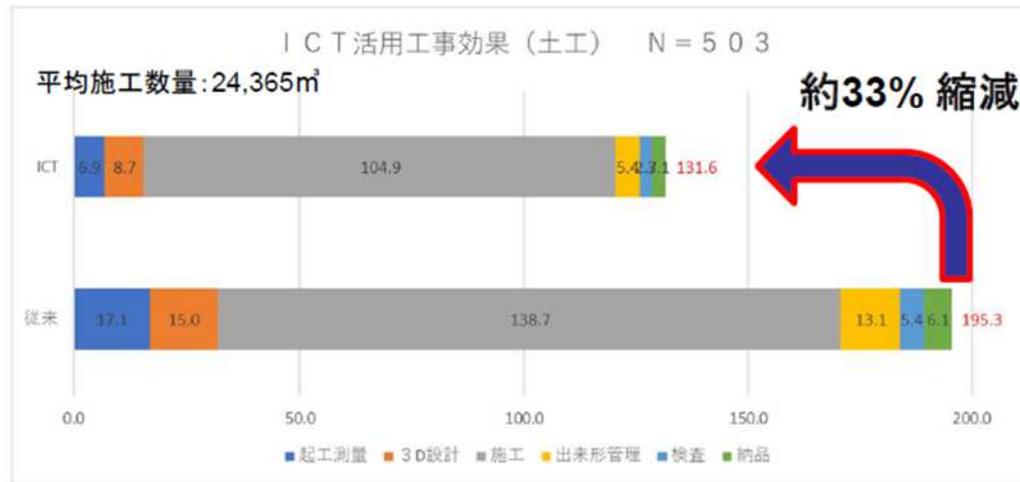
■ 契約件数(ICT対象工種を含む工事契約件数(変更含む))

■ 実施件数(上記から、施工者希望型などによりICT未実施の件数を除いた工事件数)



○R5ICT合計実施率(予定含む):83.5%
(R6.3月末現在)

○ ICT施工の対象となる起工測量から電子納品までの延べ作業時間について、土工、舗装工及び浚渫工(河川)では約3割以上、浚渫工(港湾)では約2割以上の縮減効果がみられた。



※ 活用効果は施工者へのアンケート調査結果(令和5年度)の平均値として算出。
 ※ 従来の労務は施工者の想定値
 ※ 各作業が平行で行われる場合があるため、工事期間の削減率とは異なる。

※ICT浚渫工(港湾)はR5年度の暫定値

i-Construction2.0～建設現場のオートメーション化～

- ① 施工のオートメーション化
- ② データ連系のオートメーション化(デジタル化・ペーパーレス化)
- ③ 施工管理のオートメーション化(リモート化・オフサイト化)

No.	事務所名	工事名
1	霞ヶ浦導水工事事務所	R3霞ヶ浦導水石岡トンネル(第3工区)新設工事
2	利根川水系砂防事務所	R6地蔵川第一砂防堰堤工事

※20240924時点

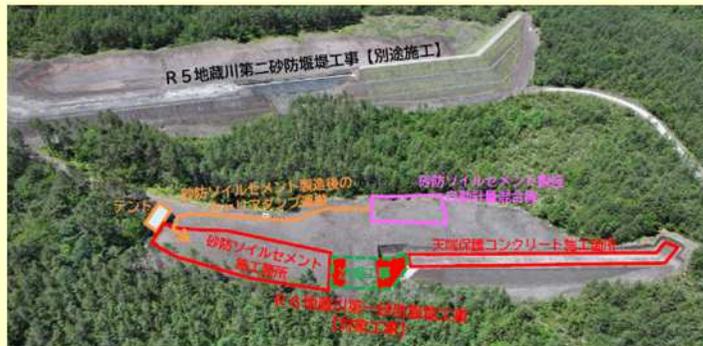
①自動バックホウによる自動積込

自動施工監視・操作画面



R3霞ヶ浦導水石岡トンネル(第3工区)新設工事(イメージ)

②無人キャリアダンプによる自動運搬



自動施工監視・操作画面



R6地蔵川第一砂防堰堤工事

ICT施工Stage II～現場全体の効率化～

- ① 施工段取りの最適化
- ② ボトルネックの把握・改善
- ③ 進捗状況等の把握による予実管理
- ④ その他(注意喚起、教育等)

No.	事務所名	工事名	効果検証 試行工事 ※本省記者発表
1	常総国道事務所	R5東関東道清水地区改良工事	
2	常総国道事務所	R5東関東道清水石神地区改良工事	
3	常総国道事務所	R5東関東道築地地区改良工事	
4	川崎国道事務所	R5国道246号厚木秦野道路伊勢原第一トンネル工事	
5	常陸河川国道事務所	R5国道6号勿来BP関本町泉沢地区改良工事	

※20240924時点

機械やダンプの稼働状況をリアルタイムで把握し、土量配分マネジメントに活用する事例

※ 中国地方整備局松江国道事務所 実地事例

掘削工事 → 運搬 → 盛土工事

AIカメラによる映像データを活用し、資機材の予実管理や、ダンプのリアルタイム入退管理を実施する事例

※ 令和5年度インフラDX大賞受賞

AIカメラによるダンプのリアルタイム入退管理

現場現場の作業を可視化し、遠隔での作業管理

掘削・積込

運搬(盛土工事、場内搬送、ストックヤード)場外搬出

掘削・積込

運搬可能土砂量

改善前: 5台 × 9台 × 8回 = 360回/日
改善後: 5台 × 11台 × 8回 = 440回/日
※ 改善効果で日施工量22%改善

※事例のイメージ

ICT施工における積算基準の当面の運用

- ICT施工において、3次元座標値による出来形管理や3次元データ納品等に要する経費については、令和2年度より、共通仮設費率、現場管理費率に補正係数を乗じることで計上している。
- より実態に即した積算となるよう、補正係数により算出される金額と見積りとを比較し、適切に費用を計上する運用とする。

ICT施工のフロー



以前の運用

項目	計上項目	積算方法
①	3次元起工測量	共通仮設費
②	3次元設計データ作成	共通仮設費
③	ICT建機施工	直接工事費
	(保守点検)	共通仮設費
	(システム初期費)	共通仮設費
④	3次元出来形管理	共通仮設費
⑤	3次元データ納品	共通仮設費
その他	外注経費等	現場管理費

現在の運用

積算方法
見積徴収 による積上げ
見積徴収 による積上げ
損料または賃料
算定式 による積上げ
定額 による積上げ
補正係数により算出される金額と、 見積りとを比較し、適切に費用を 計上する運用とする。



共通仮設費 補正	1.2
現場管理費 補正	1.1

ICT施工 施工講習

ICT施工の施工体験

3次元計測機器を用いた計測及び、3次元設計データを搭載した建設機械によるマシンガイダンス施工について、実際に現場実証フィールドで実習。



ICT施工 3次元データ作成講習

ICT施工の3次元データ処理体験

起工測量・設計・出来形管理の各段階で取り扱う3次元データについて、データ処理から帳票作成までの一連の作業を実技形式で行う実習。



ICT施工 Webセミナー

ICT施工に関する情報発信

ICT施工各分野のエキスパートであるICTアドバイザーを講師に招き、最新の施工技術や現場での具体的な活用事例、成功・失敗事例等を紹介。



小規模工事ICT施工現場体験会

中小建設業への更なる ICT 施工普及拡大に向け、小規模工事において活用される ICT 施工技術の現場体験会を開催。

自分でもできる!
小規模工事で役立つ ICT 施工現場体験会
ボートの仕事を大公開!

開催日時	第1回	9月28日(月)	10:00-12:00
第2回	9月29日(火)	13:00-15:00	
第3回	10月1日(木)	10:00-12:00	
第4回	10月1日(木)	13:00-15:00	

参加無料!

開催内容

- 小型建機でもICT施工
- ミニの排土板MC
- テルトローデータ
- スマホで出来形
- 簡易構造物施工
- 3次元現場管理

経営者セミナー

企業におけるICT施工の導入には経営的な判断も必要であることから、ICT施工導入のきっかけ作りとなるよう、ICT施工の導入事例やメリット・デメリットなどについて、経営者クラスの方を対象とした「ICT経営者セミナー」を開催。



R5: 埼玉県、栃木県

R6: 埼玉県、神奈川県他(拡大調整中)

小規模工事 ICT 施工 取組フォローアップ

小規模工事におけるICT施工の実施率向上に向け、実施率低迷の詳細調査や、導入の課題に対するヒアリングを行い、より具体的な対策を検討

- 経営者セミナーを受けてからの取り組み状況把握
- 簡易的 3次元計測技術の紹介
- 小規模工事への ICT 施工導入の課題ヒアリング
 - ・ 中小企業向けヒアリング
 - ・ 市町村職員向けヒアリング



更に

フィードバック

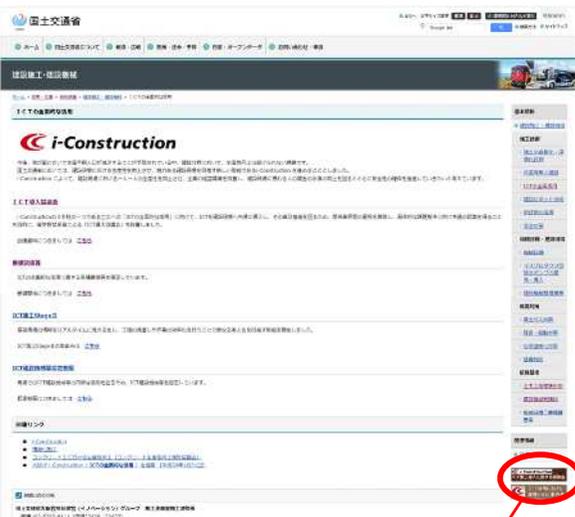
フィードバック

i-Construction(ICT施工)の導入に関する補助金等

- ICT導入に役立つ補助金や低利融資制度・優遇税制などは、中小企業庁(経済産業省)や金融公庫など様々な機関が制度を所管している。
- これらは生産性向上や中小企業支援を目的としています。ICT施工に適用可能な制度もある。(ICT施工に特化していない)
- 各種制度をとりまとめた資料を国土交通本省のHPで公表。

【ホームページ掲載場所】

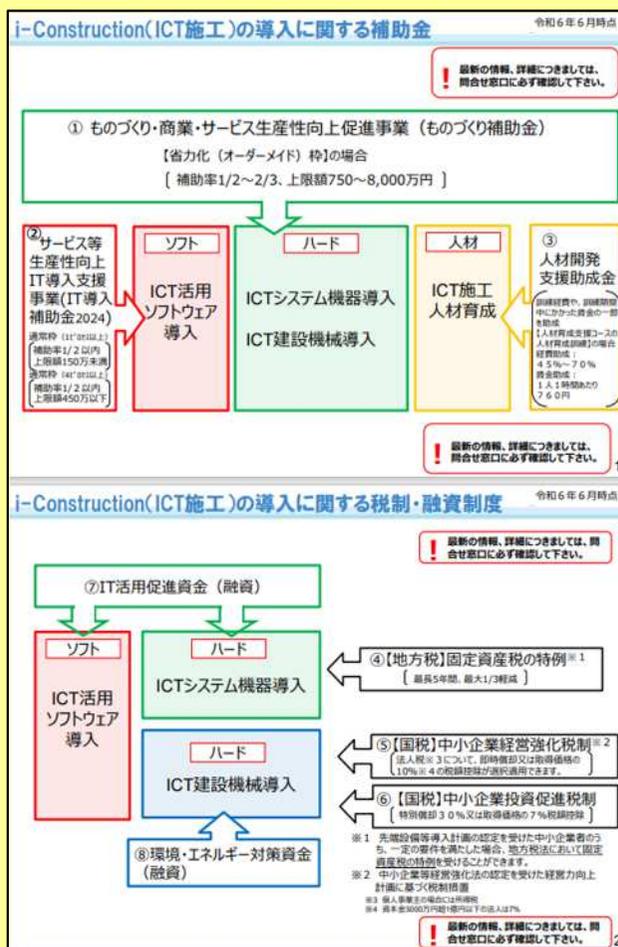
https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html



バナーをクリック



各種制度の概要紹介



支援制度の一覧を掲載

補助金・税制・融資等支援一覧 令和6年6月時点

区分	制度	対象	実施機関	問い合わせ先 HP	
補助金	① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金)	革新的な生産性プロセスの改善等に必要な設備投資等	機械装置・システム構築費など	中小企業基盤整備機構 全国中小企業団体中央会	https://portal.monodukuri-hejyo.jp/ https://portal.monodukuri-hejyo.jp/about.html
	② サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)	生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)	購入費等	中小企業庁	https://it-shien.smrj.go.jp/itvendor/ https://it-shien.smrj.go.jp/schedule/
人材育成	③ 人材開発支援補助金	職域に即した専門的な知識及び技能の取得を目的とした訓練	訓練経費の一部 賃金の一部	厚生労働省 各都道府県労働局	https://www.mhlw.go.jp/it/setsukunite/bu/nyu/koyou_roudou/koyou/kyufukin/001-1.html https://www.mhlw.go.jp/it/setsukunite/bu/nyu/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiwase/2.html
	④ 中小企業等経営強化法	中小企業が、設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画 (労働生産性が年平均2%以上向上することが見込まれることが条件)	固定資産税 市町村		http://www.chusho.meti.go.jp/keise/seisans/eu/index.html https://www.chusho.meti.go.jp/keise/seisan/sei01_gaiyou/1_01_gaiyou.pdf
税制優遇	⑤ 経営サポート「経営強化法による支援」	生産性が年平均1%以上向上する建設機械、情報化施工機器等	法人税、所得税、法人住民税、事業税	国(法人税、所得税)、都道府県(法人住民税、事業税)、市町村(法人住民税)	https://www.chusho.meti.go.jp/keise/kyokafu/ebki_zenseikinyu.pdf https://www.chusho.meti.go.jp/zemu/zeisei/nyu/koyou/sosei/kuic/kuic.html
	⑥ 中小企業投資促進税制	建設機械、情報化施工機器等	法人住民税、事業税	国(法人住民税)	https://www.chusho.meti.go.jp/zemu/zeisei/so/sei02/gaiyou/kuic/kuic/kuic.html
融資	⑦ IT活用促進資金	ソフトウェアや情報化施工機器の購入・賃借など	購入・賃借	(特)日本政策金融公庫 中小企業事業	https://www.jfc.go.jp/finance/it_1_1/it_01_01.html
	⑧ 環境・エネルギー対策資金	建設機械など	購入	(特)日本政策金融公庫 国民生活事業 中小企業事業	https://www.jfc.go.jp/finance/it5_bank/yu/taiku_1.html

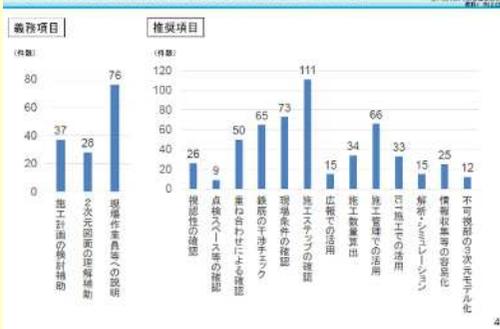
最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口必ず確認して下さい。

- BIM/CIM適用の効果・課題について受発注者ヒアリング
- 三次元データの効果的なユースケースの抽出と水平展開

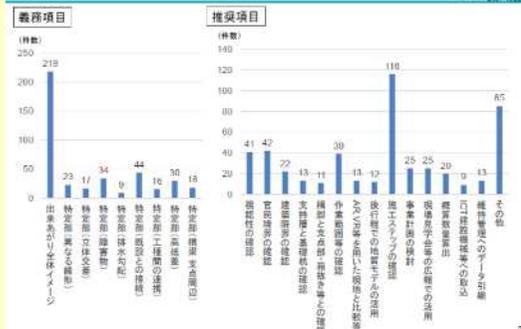
○BIM/CIM適用の効果・課題の受発注者ヒアリング

令和5年度からBIM/CIM原則適用開始
令和5年度 関東地整（工事・業務）：約400件程度実施

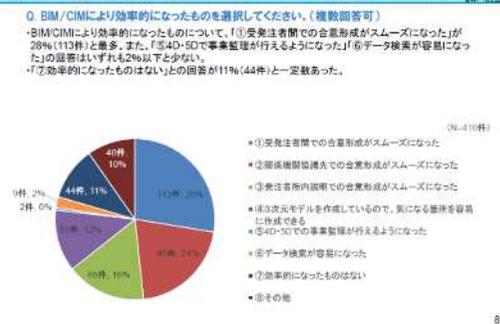
工事における義務項目・推奨項目の実施状況（速報値 R5.12時点）



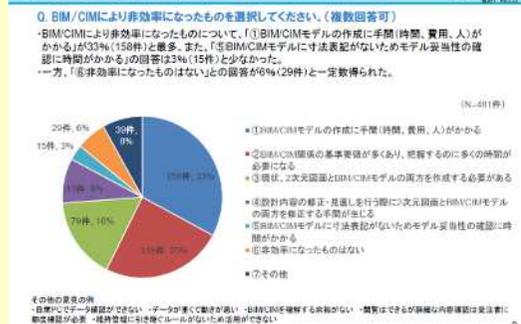
業務における義務項目・推奨項目の実施状況（速報値 R5.12時点）



発注者へのアンケートの結果



発注者へのアンケートの結果



令和5年度受発注者フォローアップ調査
（R6.2.22 第11回 BIM/CIM推進本部会議資料より）

→ 令和6年度も引き続きフォローアップ調査を実施

○三次元データの効果的なユースケースの抽出と水平展開

設計
架設計画での活用
斜面防災での活用
地質調査での活用
工程管理
3次元設計の標準化

施工
機械配置検討
鉄筋干渉での活用

監督・検査
サイバー建設現場で情報共有

維持管理
今後建設されるトンネル
ARを活用し埋設物を可視化
地盤改良

BIM/CIM好事例 活用の展開

→ 設計、施工、監督・検査、維持管理等にて活用

○ 関東地方整備局では、建設産業が取り組むべき担い手確保や生産性向上を推進し、働き方改革を支援していくための取組をまとめた『地域インフラサポートプラン関東』を2016年に策定。(最新改定2022年) 各種取組を通じて、新たな担い手の確保や若手技術者の定着促進を図る取組を支援。

現場見学会

■受注者が行う『現場見学会』の支援支援することにより、新たな担い手の確保を応援 (工事現場の開放、事務所と連携した広報活動など)

小規模ICT土工施工技術現場見学会
～インフラDX・i-Construction 普及・推進のために～

大規模な直轄工事で小規模土工？
現場味が無いかもしれませんが、小規模と呼べる工種の施工は存在しています。
今回、小規模土工施工部分において、地方整備局職員、その他自治体職員・施工業者を対象とした現場見学会を実施させていただきました。

○見学会概要
実施日時：令和6年11月24日(水) 12:30～15:00
実施場所：霞ヶ浦(左岸)第3区(4.25分岐)
実施内容：小規模土工実演 2名
自治体職員 1名
施工業者 6名 計9名

○見学会実施内容・内容
・霞ヶ浦(左岸)第3区(4.25分岐)の工事現場の見学
・ICT土工の施工実演
・ICT土工の施工実演
・ICT土工の施工実演

R4 渡良瀬川左岸藤岡町地先築堤(その1)工事 発注者 霞ヶ浦川町事務所
R4 渡良瀬川左岸藤岡町地先築堤(その2)工事 発注者 霞ヶ浦川町事務所
和信建設の『担い手確保・確保のための取組』は、<http://www.usi.co.jp/intro/civil/>からご覧ください

<現場見学会 HP掲載例>

建FES GO!
建設の仕事体験

2024年10月19日(土)
9:30～15:30 (受付開始、雨天中止)

近場観望地公園

お仕事をすると、報酬がもらえてお菓みに交換できるよ!

主催：国土交通省関東地方整備局 下総川事務所

<今年度実施予定の現場見学会事例>

建設業親子見学会2024
小学4・5・6年生

令和6年 筑城長の日
11月13日(水)
10:00～12:00 (受付9:30)

定員20組40名
小学校4～6年生とその保護者(保護者1組につき小学4～6年生2名まで)

見学場所：現地集合 現地解散
霞ヶ浦導水石岡トンネル第3区(茨城県茨城県霞ヶ浦市上島170)

大迫力の上層部立坑

一般社団法人 筑城建設業協会 TEL.029-221-5126

技術者スピリッツ

■建設現場で働く技術者に光を当て、建設業の魅力を伝える (Facebookにも掲載)

facebook

国土交通省 関東地方整備局 『地域インフラサポートプラン』

建設現場で働く技術者に光を当て、建設業の魅力を伝える (Facebookにも掲載)

Facebookに掲載

技術者名入り銘板

■工事に携わった技術者の氏名等を記した銘板を発注者が支援して受注者が設置することにより、技術者としての誇りを明示し、建設産業の新たな担い手確保につながる

安全と信頼の基盤。調節池を支える技術

新技術を使い、未来へ繋げる Next Generation ～次世代～

R5 荒川第二調節池地盤改良その1工事

荒川調節池工事事務所と調環境いざようていの基礎地盤の改良に取り組んでいます

<技術者スピリッツ HP掲載例>

“技術者の誇り” 技術者名入り銘板を設置しました。

R2 圏央道五霞高架橋下部その4工事

【工事概要】
工事名：R2 圏央道五霞高架橋下部その4工事
路線名：一般国道468号
(西野園中央連絡自動車道)
工事場所：茨城県稲敷郡五霞町幸生地
工期：自) 令和3年4月29日
至) 令和3年3月31日
工事内容：橋脚5基 橋梁 (PA15～PA19)
受注者：株式会社 東本

技術者名入り銘板とは？
関東地方整備局では、建設業が取り組む『働き方改革』を支援する「地域インフラサポートプラン橋脚・3.0」という独自のプランを進めていて、その一環として技術者の誇りを示す銘板設置により、新たな担い手確保につながるよう取り組んでいます。

<技術者入り銘板 HP掲載例>

- 災害対策用機械出動時に、協力会社名をマグネットなどで掲示し、一般の方向けへの広報を実施。

能登半島地震における事例



※維持工事等の受注企業名を掲示している車両を派遣した事例

➤ 災害対応時の協力会社名を「X」に記載し、一般の方向けにも広報を実施。

国土交通省 関東地方整備局 広報
@mlit_kanto_koho

夜間も継続して土砂撤去作業を実施しています。
(音が出ます。)

協力会社 #株式会社熊谷組 #世紀東急工業株式会社

#台風10号 #国道246号 #新善波トンネル #通行止め #無人化施工



午後8:21 · 2024年9月1日 · 17.5万 件の表示

549 リポスト 63 件の引用 1,651 件のいいね 65 ブックマーク

国土交通省 関東地方整備局 道路部さんがリポスト

国土交通省 甲府河川国道事務所 @mlit_kofu · 9月12日

緊急安全対策工事が完了したため、中部横断自動車道 下部温泉早川ICから中富ICまでの上下線の通行止めを9月12日 1時35分に解除しました。ご理解、ご協力ありがとうございました。 #中部横断自動車道 #道路情報 #井上建設株式会社 #加藤建設株式会社 #いのちとくらしをまもる防災減災 #山梨防災

■通行止め解除区間



【下部温泉早川IC～中富IC】
終日通行止め解除区間
9月12日(木)2時解除

緊急安全対策工事完成状況



通行止め実施状況 クレーン組立状況 土嚢吊上状況

2 / 2

多様な総合評価の取組状況(R6. 3月末時点)

	取組の目的	取組内容	概要	R3年度 契約件数	R4年度 契約件数	R5年度 契約件数
総合評価 落札方式	担い手(企業)の 確保	自治体実績チャレンジ型 (令和4年8月～) ※平成25年度～令和4年7月は 自治体実績評価型	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体 (都県政令市)の工事成績等により評価できる方式。	144件	評価型:64件 チャレンジ型:24件	54件
		技術提案チャレンジ型 (平成25年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の 競争参加を促す方式。 ・工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め「施工上配慮すべき 事項」を3段階で評価。	2件	1件	0件
		地域防災担い手確保型 (平成26年度～)	・災害対応を含む地域維持の担い手確保のため、企業における防災に係 る取組態勢・活動実績等を評価する方式。(災害協定の締結や、災害 活動の実績等を評価)	141件	100件	39件
		企業能力評価型 (令和5年度～)	・地域インフラを支える担い手としての企業の確保及び受発注者の事務 手続きの負担軽減の観点から、企業の技術力のみを評価する方式。	-	-	20件
	担い手(技術者)の 育成・確保	若手技術者活用評価型 (平成25年度～) ※令和4年8月以降評価項目見 直し	・35歳以下の若手技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置 することにより、当該工事を実績として将来、直轄工事の主任(監理)技 術者となるべく、経験を積んでもらう方式。	170件	159件	127件
		技術者育成型 (平成26年度～)	・40歳以下の主任(監理)技術者を配置し、本工事において本工事に従事 していない技術者から実務指導を受け、技術力の向上につなげてもらう 方式。	4件	6件	11件
	不調・不落対策	地域防災実績評価型 (令和2年度～) ※フレームワークモデル工事及び公募型 指名競争入札に適用	・災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点 から、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式。	293件	177件	22件
		実績評価型 (令和2年度～) ※公募型指名競争入札に適用	・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績 (民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式。	44件	37件	16件
		企業実績評価型 (令和5年度～) ※フレームワークモデル工事及び公 募型指名競争入札に適用	・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績 (民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式。	-	-	125件
	生産性向上、 技術力の向上	新技術導入促進型(I型) 施工能力評価型(平成29年度～)	・新技術導入促進型(I):発注者が指定するテーマについて、実用段階 にある新技術(NETIS 登録技術のうち「有用な新技術」に選定されてい る技術)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品 質の向上を図るための方式。	44件	21件	17件
		新技術導入促進型(I型) 技術提案評価型(平成29年度～)		45件	46件	22件
		新技術導入促進型(II型) (平成29年度～)	・新技術導入促進型(II):発注者が指定するテーマについて、実用段階 に達していない技術又は研究開発段階にある技術を有効に活用し、効 率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。	1件	1件	2件
全体契約件数	※一般競争、指名競争、随意契約を対象。250万円未満を除く			1,283件	1,043件	941件

WLB関連認定制度

WLB関連認定制度を活用した評価の実施

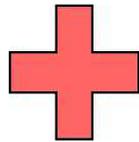
○平成30年度から、一般土木及び建築のA等級の工事において、**認定制度を活用した評価を全面的に実施**

○評価方法(段階的選抜方式において評価)

通常

企業の実績・成績等

技術者の実績・成績等



WLB推進企業を加点評価

段階的選抜 評価項目	評価基準
その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等 (えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(トライくるみん・ くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)※3

今後の取組拡大予定

これまでの取組

H30~

一般土木及び建築のA等級について、段階選抜方式の第一段階選抜において「企業の能力等」にて加点。

R6.1~

加点対象を一般土木及び建築のA・B等級等まで拡大

今後の取組

今後

全ての公共工事等(建設コンサルタント業務等を含む)における総合評価落札方式、企画競争方式(プロポーザル方式を含む)に拡大

「若手・女性技術者奨励賞」の創設について

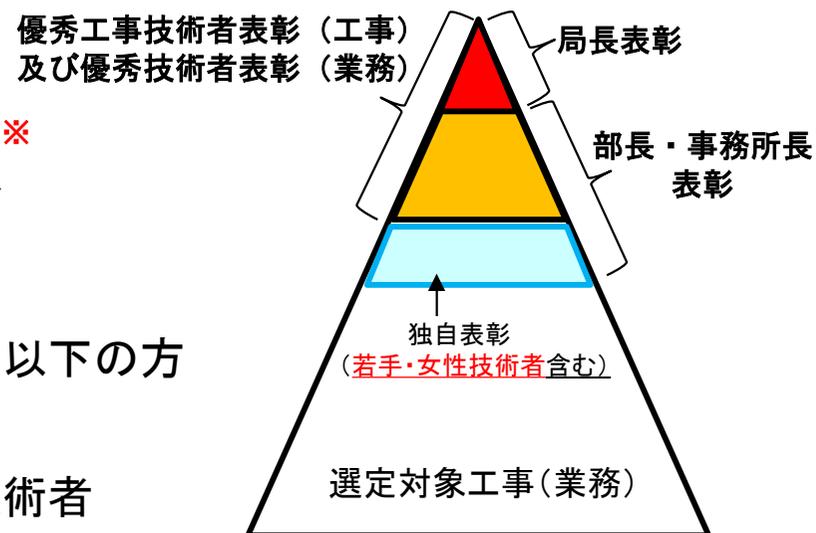
関東地方整備局では、建設工事等で活躍している若手・女性の技術者を表彰し、より一層、建設業界の魅力を発信するとともに、将来の担い手育成と若手・女性の入職促進に資することを目的として、**若手・女性技術者奨励賞（事務所長等表彰）**を創設し、令和7年度（令和6年度完成工事等）より表彰することとしました。

なお、関東地方整備局が発注する工事等において、総合評価にて加点するインセンティブの付与を検討しております。

【表彰対象】

関東地方整備局が発注した当該表彰対象年度に完成した工事及び完了した業務のうち、**優秀工事技術者表彰（工事）※**及び、**優秀技術者表彰（業務）※**を受賞する者以外の方から、優秀な成績を収めた技術者。
なお技術者とは下記の者をいう。

- ①若手技術者：当該表彰対象年度の3月31日時点で35歳以下の方
- ②女性技術者：年齢制限は設けない
- ③工事においては、現場代理人、主任（監理）技術者
- ④業務においては、管理技術者、主任技術者 または担当技術者



※優秀工事技術者表彰（工事）及び、優秀技術者表彰（業務）は、優良工事（業務）表彰を受賞する工事（業務）を担当した技術者の中から選定される。

4. 品確法の改正と運用指針の策定

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の方向性(案)

運用指針とは: 品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上 **【第3条9項、第8条2,3項】**
- 施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携 **【第30条】**
- スライド条項の設定と基準の作成(工事) **【第7条1項13号】**
- 学校と民間事業者間の連携の促進等(国・地方公共団体) **【第26条】**
- 国民の関心と理解を深めるための広報活動(国・地方公共団体) **【第31条】**

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定 **【第7条1項7号】**
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及 **【第7条1項8号】**
- 受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式(参加者確認型随意契約方式)の活用 **【第21条】**
- (災害対応)**
- 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等 **【第7条6項】**
- 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興 **【第7条1項9号】**
- 災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映 **【第7条1項1号】**

3. 新技術の活用等による生産性向上

- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ **【第3条13項】**
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用 **【第7条1項2,6号】**
- 技術開発の推進(国) **【第3条6項、第29条】**
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮(国) **【第28条2項】**

4. 公共工事の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築 **【第7条7項】**
- 地方公共団体を支援するための講習会等の開催(国・都道府県) **【第22条5項】**
- 発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言(国) **【第23条】**

- 市区町村が抱える課題を踏まえつつ、適確にインフラ機能を発揮させるためには、個別施設のメンテナンスのみならず「**地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）**」の考え方が重要。
- 既存の行政区域に拘らない広域的な視点で、道路、公園、上下水道といった**複数・多分野のインフラを「群」として捉え**、更新や集約・再編、新設も組み合わせた検討により、効率的・効果的にマネジメントし、地域に必要なインフラの機能・性能を維持するもの。

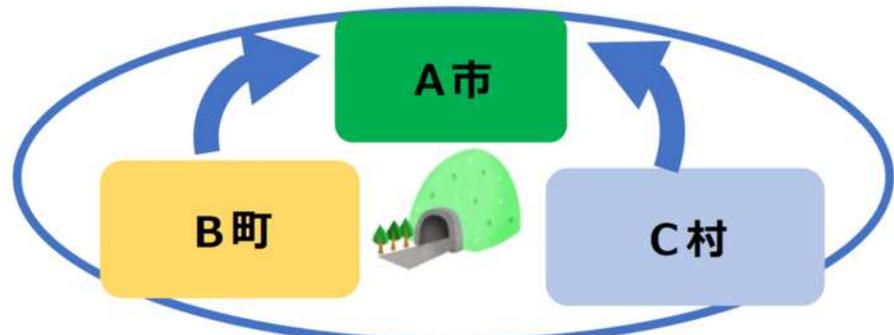
群マネのイメージ

提言： https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo03_sg_000214.html

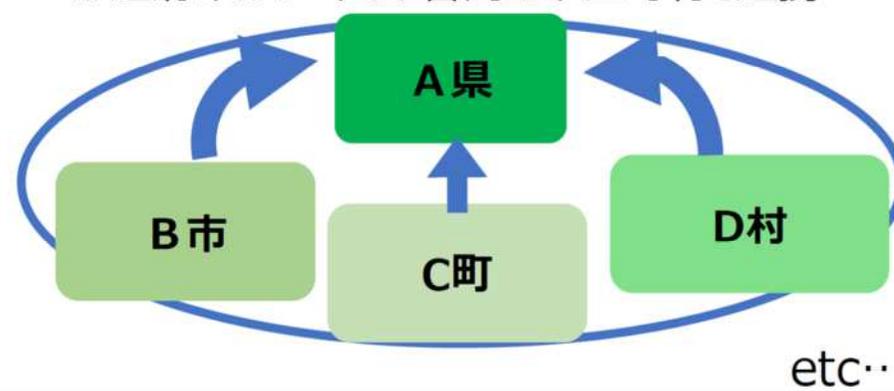


＜ケース1：広域連携＞

一つの市区町村がリードし、複数市区町村で連携

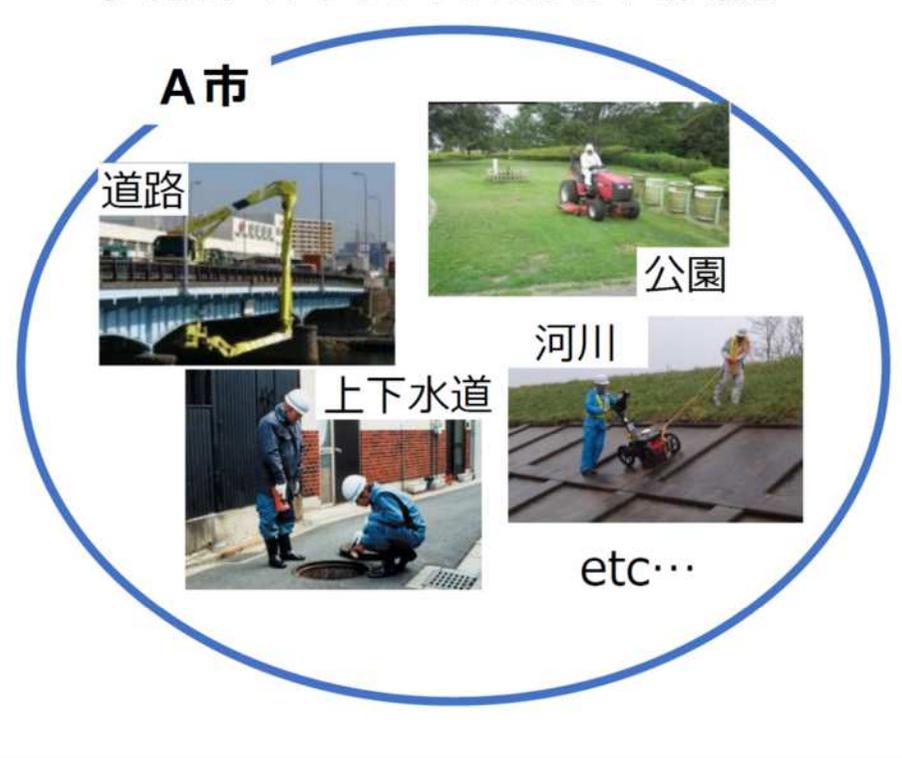


都道府県がリードし、管内の市区町村と連携



＜ケース2：多分野連携＞

多分野のメンテナンスをまとめて実施



- 群マネに取り組む上で、3つの群（＝束ねるもの）があると考えられ、地域が抱える課題や期待される効果に応じ、適切な選択が求められる
- 具体的な方策として既存の制度や取組みが存在するが、自治体・事業者間の役割分担の考え方を示すとともに、より群マネの効果を高める方策の検討が必要ではないか

自治体・事業者間の役割分担の考え方



3つの束

「自治体(発注者・業務)」
を束ねる

「事業者」
を束ねる

「技術者」
を束ねる

具体的な方策等

【発注者】

空間

水平連携

垂直連携

【業務】

分野

インフラ分野の
複合化

プロセス

業務プロセスの
複合化

時間軸

契約期間の
複数年化

JV、
事業協同
組合
等

技術的体制、
人材育成
(学との連携)

入札・契約に関する内容は、主に実施検討会で議論

群マネモデル地域 選定案件一覧

別紙

【選定案件】 計11件 (40地方公共団体)

No.	自治体名 (* 応募自治体)		No.	自治体名 (* 応募自治体)	
①	北海道	幕別町 *	⑥	奈良県	宇陀市 *
		音更町			曾爾村
②	秋田県	大館市 *			御杖村
		草津市 *			東吉野村
④	大阪府	岸和田市			奈良県
		泉大津市	和歌山県 *		
		貝塚市 *	橋本市		
		泉佐野市	かつらぎ町		
		和泉市	九度山町		
		高石市	高野町		
		泉南市	益田市 *		
		阪南市	津和野町		
		忠岡町	吉賀町		
		熊取町	広島県 *		
		田尻町	安芸太田町		
岬町	北広島町				
⑤	兵庫県	大阪府	⑩ 広島県	三原市 *	
		養父市 *	⑪ 山口県	下関市 *	
		豊岡市			
		朝来市			
		香美町			
	新温泉町				

※旗あげの自治体名は、
応募の代表自治体のみ記載



6/12 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

＜法律・運用指針の説明会＞

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
 - ・品確法の改正の主旨説明

- 品確法の改正の主旨説明会の開催
 - ・建設業団体等に対し、品確法の改正の内容説明

7
～
9
月
を
目
処

＜意見照会＞

- 9/6(金)～9/27(金)
- 改正運用指針骨子(案)について
 - 地方公共団体・建設業団体への意見照会
 - ・法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見を収集

意見聴取結果を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針(案)の作成

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
 - ・改正運用指針(案)の説明

秋
～
冬
頃

- 改正運用指針(案)について
 - 地方公共団体・建設業団体への意見照会
 - 有識者への意見照会
 - ・改正運用指針(案)に関する意見を収集

12月～1月
(予定)

発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定

令和7年4月
(予定)

運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

5. 国土形成計画(全国計画・広域地方計画)

国土形成計画 = 国土形成計画法に基づく、国土の利用、整備、保全(「国土の形成」)を推進するための総合的かつ基本的な計画

目的: 現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現

計画期間: 2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間

国土形成計画(全国計画) (閣議決定)

国による明確な国土及び国民生活の姿の提示
(国の責務の明確化)

※国土形成計画(全国計画)は、国土利用計画(全国計画)と一体のものとして定めることとされている。



国土形成計画(首都圏広域地方計画) (国土交通大臣決定)

首都圏の区域において、国と都県等が適切な役割分担の下、相互に連携・協力して、広域の見地から必要とされる主要な施策を策定

※関係する国の地方支分部局、都県、指定都市、市町村・経済団体等が対等な立場で協議する場(首都圏広域地方計画協議会)を組織

新たな首都圏広域地方計画の予定

令和5年7月 第三次 国土形成計画
閣議決定

令和5年7月 「基本的な考え方」公表

令和6年冬頃 「中間とりまとめ」公表

令和6年冬以降 国土交通大臣決定

◆計画区域と首都圏広域地方計画協議会

首都圏広域地方計画区域(首都圏)
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

隣接4県(広域首都圏)
福島県、新潟県、長野県、静岡県

【国の地方行政機関】		【都県】	
警察庁	関東管区警察局長	茨城県知事	会長 栃木県知事
総務省	関東総合通信局長	群馬県知事	
財務省	関東財務局長	埼玉県知事	埼玉県知事
厚生労働省	関東信越厚生局長	千葉県知事	千葉県知事
農林水産省	関東農政局長	東京都知事	東京都知事
林野庁	関東森林管理局長	神奈川県知事	神奈川県知事
経済産業省	関東経済産業局長	山梨県知事	山梨県知事
国土地理院	関東地方測量部長	福島県知事	福島県知事
国土交通省	東北地方整備局長	新潟県知事	新潟県知事
国土交通省	関東地方整備局長	長野県知事	長野県知事
国土交通省	北陸地方整備局長	静岡県知事	静岡県知事
国土交通省	中部地方整備局長		
国土交通省	関東運輸局長		
国土交通省	東京航空局長		
気象庁	東京管区気象台長		
海上保安庁	第三管区海上保安本部長		
環境省	関東地方環境事務所長		
環境省	中部地方環境事務所長		

【指定都市】
さいたま市長
千葉市長
横浜市長
川崎市長
相模原市長

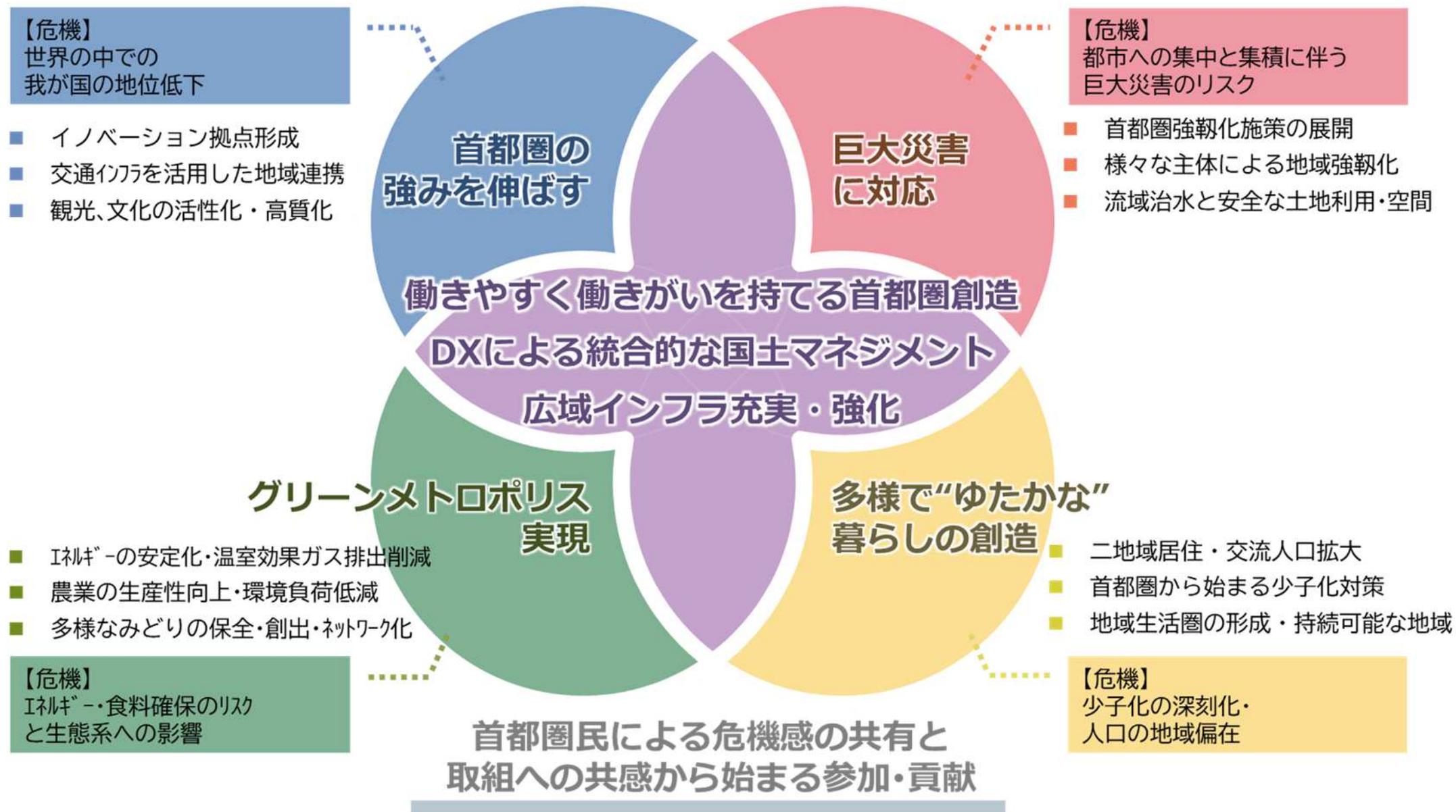
【市町村団体】
全国市長会関東支部長
関東町村会長

【経済団体】
関東商工会議所連合会副会長

※全38団体で構成

[首都圏広域地方計画協議会]

国の地方行政機関、都県、指定都市、市町村団体、経済団体 全38団体で構成

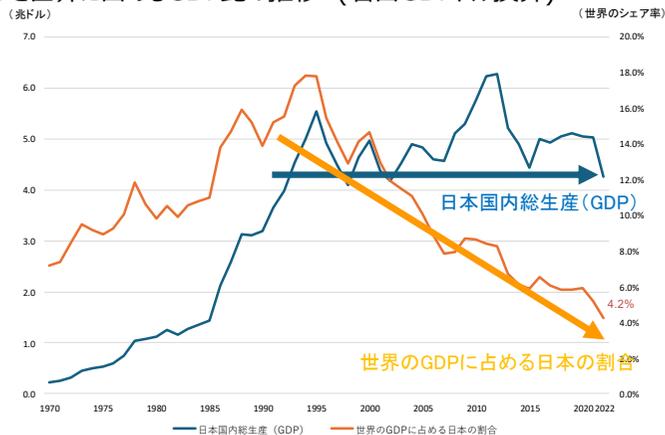


首都圏の持続可能性が直面する4つの危機

【危機1】世界の中での我が国の相対的な地位の低下

- GDPは世界経済全体で5倍伸びた一方、日本は約1.4倍の伸びにとどまる(1989年に対する2022年)
- 国民一人当たりGDPは、OECD加盟38カ国中21位(G7で最下位(2022年度))

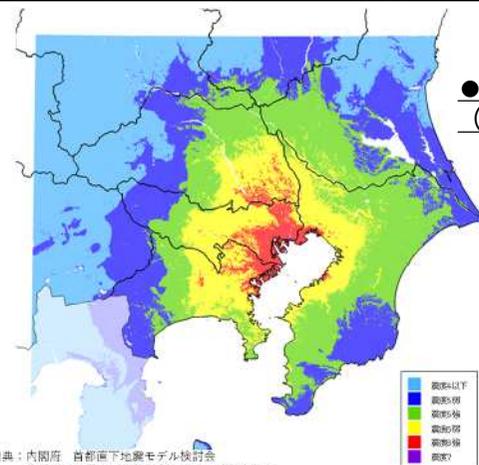
●日本GDPと世界に占めるGDP比の推移 (名目GDPドル換算)



出典：世界銀行データベース「GDP(current US\$)」を基に関東地方整備局作成

【危機2】都市への集中と集積に伴う巨大災害のリスク

- 洪水浸水想定区域の人口をみると、首都圏総人口の88%を占め、災害リスクの高い地域の人口が多い
- 首都直下地震などの災害時に、木造住宅密集市街地が広域的に連担している地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定され、大量の人的被害が発生するおそれ

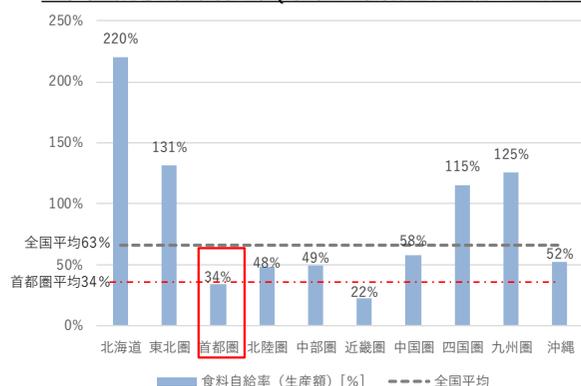


出典：内閣府 首都直下地震モデル検討会 首都直下地震モデル検討会において検討された震度分布を基に関東地方整備局作成

【危機3】エネルギー・食料確保のリスクと生態系への影響

- 我が国のエネルギー自給率は2020年度に11.3%と、他のOECD諸国と比べても低水準
- 先進国で最低水準の食料自給率(63%)である我が国の中でも、首都圏の食料自給率は34%と低い

●圏域別食料自給率(令和3年度における生産額ベース)



出典：農林水産省「都道府県別食料自給率について」、農林水産省「食料・農業・農村白書」を基に関東地方整備局作成
注：圏域別食料自給率は、都道府県人口の按分より各都道府県の食料生産額および食料消費仕向額を算出し、圏域別に集計

【危機4】少子化の深刻化・人口の地域偏在

- 首都圏地方部では、人口減少が加速
- 東京圏では合計特殊出生率の低下が深刻化し、東京都では0.99(2023年)まで低下

●合計特殊出生率

合計特殊出生率(R5時点)



出典：厚生労働省、令和5年(2023)人口動態統計月報年計(概数)を基に関東地方整備局作成

関東地方整備局が発注する
建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務への
入札参加を希望される皆様へ

令和7・8年度

競争参加資格審査（定期審査）

インターネット一元受付実施について

スケジュール

※定期審査はインターネット方式でのみ受付となります
(インターネット方式に対応していないものを除く)。

1. パスワード発行申請受付期間

令和6年11月1日(金)～令和6年12月27日(金)

2. 申請書データ作成期間

令和6年11月1日(金)～令和7年1月15日(水)

3. 申請用データ受付期間

令和6年12月2日(月)～令和7年1月15日(水)



上記受付期間に申請いただけない場合は、
令和7年4月1日に競争参加資格が認定されませんので、ご注意願います。
※上記「1」の期間に、パスワードの発行を行っていない場合は、
インターネット一元受付ができません。

国土交通省特設案内ホームページ

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002338.html

ヘルプデスク



令和6年11月1日(金)～令和7年1月15日(水)

午前9時～午後5時

※土・日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。

工事 TEL: 06-6733-6857

コンサル TEL: 03-5542-0355

関東地方整備局 総務部 契約課 TEL: 048-601-3151

建設産業行政の最近の動き



国土交通省関東地方整備局建政部

担い手 3 法改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、**担い手3法を改正**

議員立法

公共工事品質確保法等の改正

政府提出

建設業法・公共工事入札適正化法の改正

担い手確保

処遇改善

- 賃金支払いの実態の把握、必要な施策
- 能力に応じた処遇
- 多様な人材の雇用管理の改善

価格転嫁
(労務費への
しわ寄せ防止)

- スライド条項の適切な活用 (変更契約)

働き方改革
・環境整備

- 休日確保の促進
- 学校との連携・広報
- 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格
- 測量資格の柔軟化【測量法改正】

- 標準労務費の確保と行き渡り
- 建設業者による処遇確保

- 資材高騰分等の転嫁円滑化
 - 契約書記載事項
 - 受注者の申出、誠実協議

- 工期ダンピング防止の強化
- 工期変更の円滑化

生産性
向上

- ICT活用 (データ活用・データ引継ぎ)
- 新技術の予定価格への反映・活用
- 技術開発の推進

- ICT指針、現場管理の効率化
- 現場技術者の配置合理化

地域における
対応力強化

地域
建設業等
の維持

- 適切な入札条件等による発注
- 災害対応力の強化 (JV方式・労災保険加入)

公共発注
体制強化

- 発注担当職員の育成
- 広域的な維持管理
- 国からの助言・勧告【入契法改正】

(参考)

◇公共工事品質確保法等の改正

- ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進 (トップアップ)
- ・誘導的手法 (理念、責務規定)

◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正

- ・民間工事を含め最低ルールの底上げ (ボトムアップ)
- ・規制的手法など

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%)
全産業 494万円/年 (▲15.6%) 1,954時間/年 (+3.5%) [H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善

賃金の引上げ

労務費へのしわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

働き方改革

労働時間の適正化

生産性向上

現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

- 標準労務費の勧告

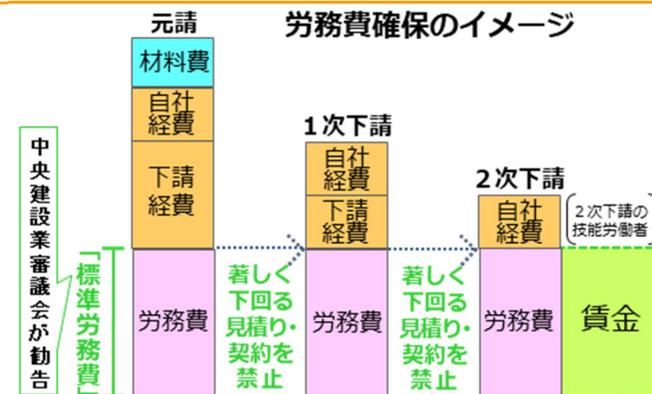
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

- 適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

- 契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

- ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)

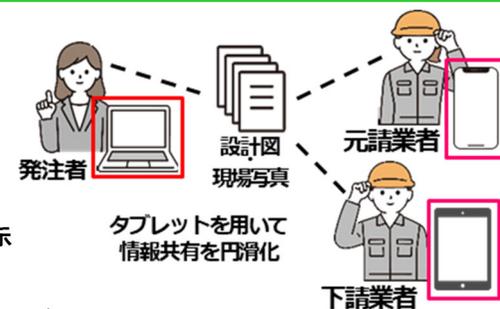
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



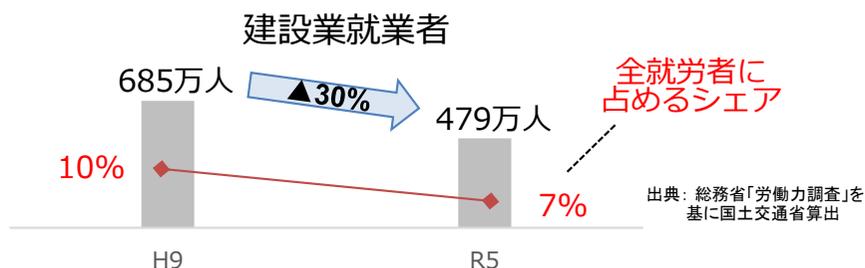
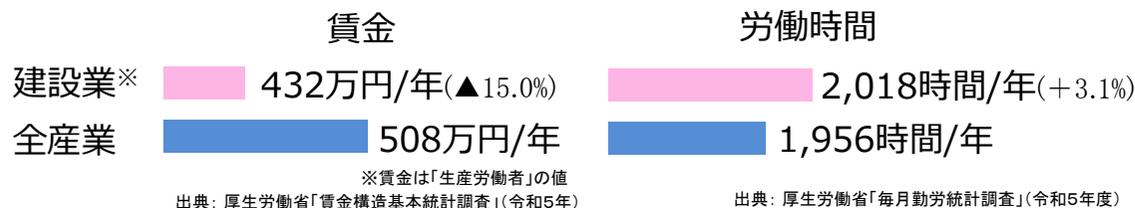
技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



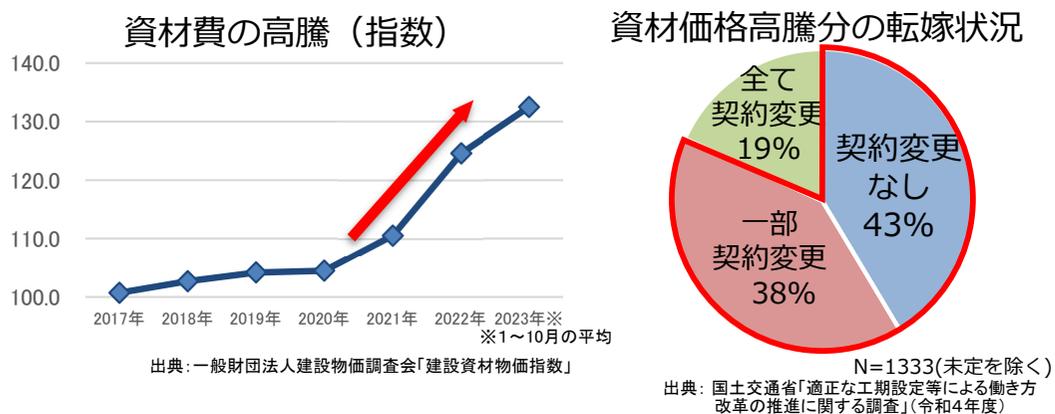
背景

○ 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い

➡ 担い手の確保が困難



○ 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫

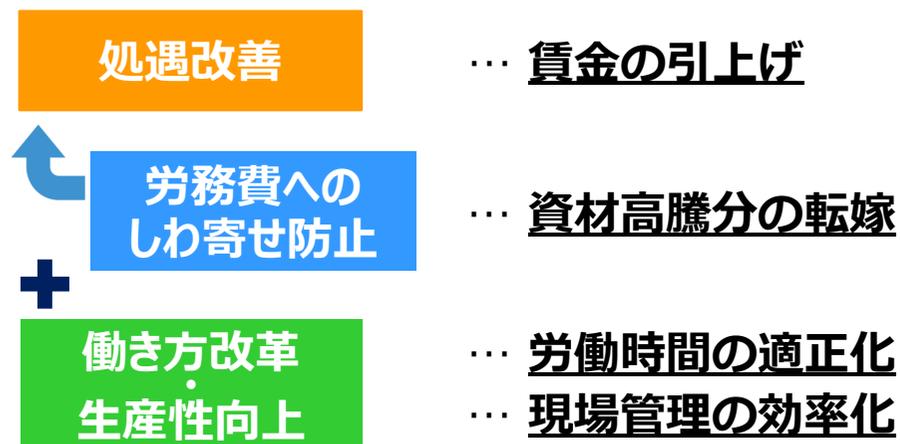


○ 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始



方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。



就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】

給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
+ カッコイイ

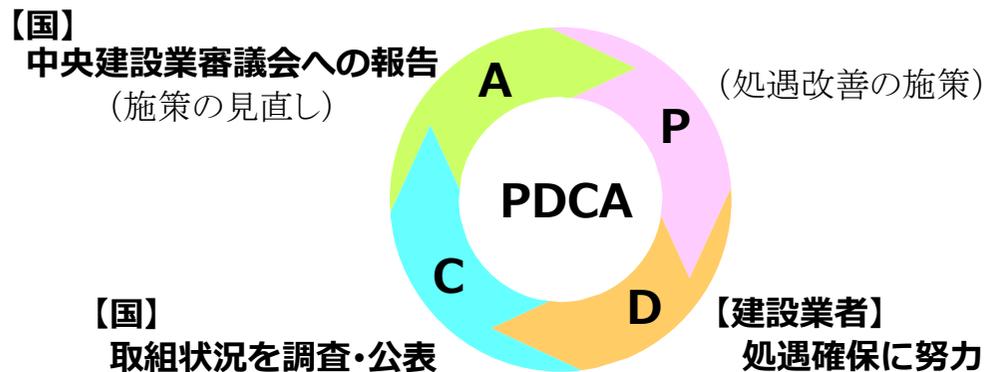
「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

今回改正事項(処遇改善関係)

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

○ 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

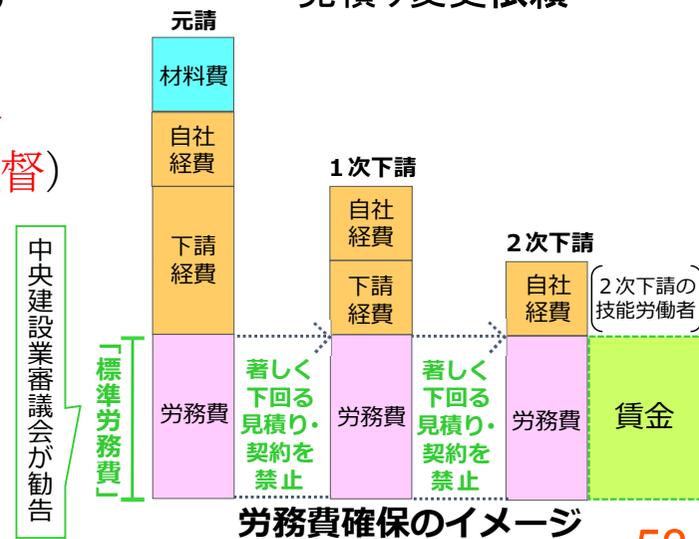
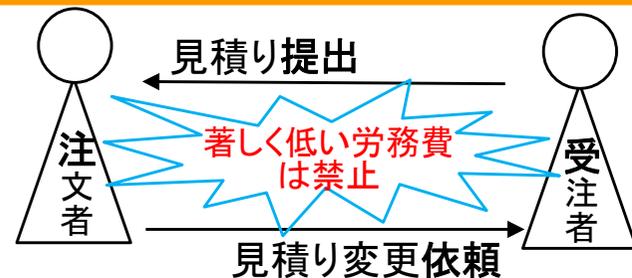


(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

○ 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

○ **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



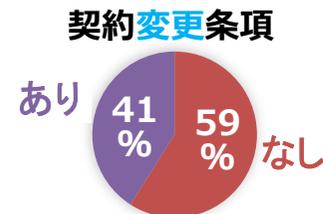
(3) 不当に低い請負代金の禁止

○ **総価での原価割れ契約**を受注者にも**禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**

契約書

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。



「**資材高騰のおそれあり**」



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「**変更方法**」に従って
請負代金**変更の協議**

誠実な**協議に努力**



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

今回改正事項(働き方改革・生産性向上関係)

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%	} 4割超
2位	休日出勤	24%	
3位	早出や残業	17%	

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前 ○ 受注者は、**資材の入手困難**等の「おそれ情報」を注文者に**通知する義務**

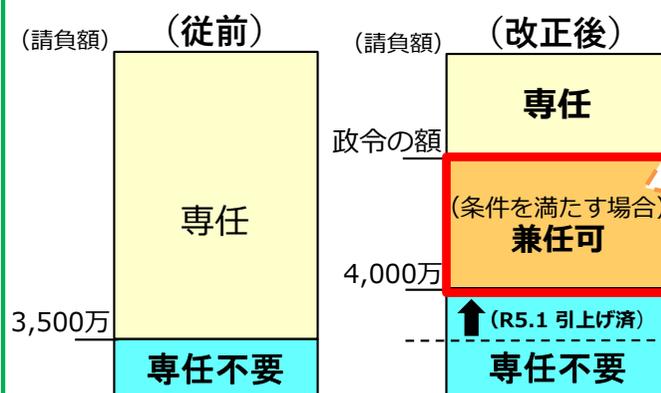
(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書の法定記載事項**(現行)

契約後 ○ 上記通知をした**受注者は**、注文者に**工期の変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の兼任**不可**

◆ 営業所専任技術者の兼任**可**

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあつては2倍の額

【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



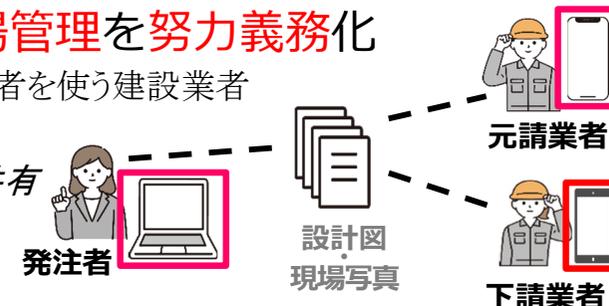
② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が**現場管理の「指針」**を作成

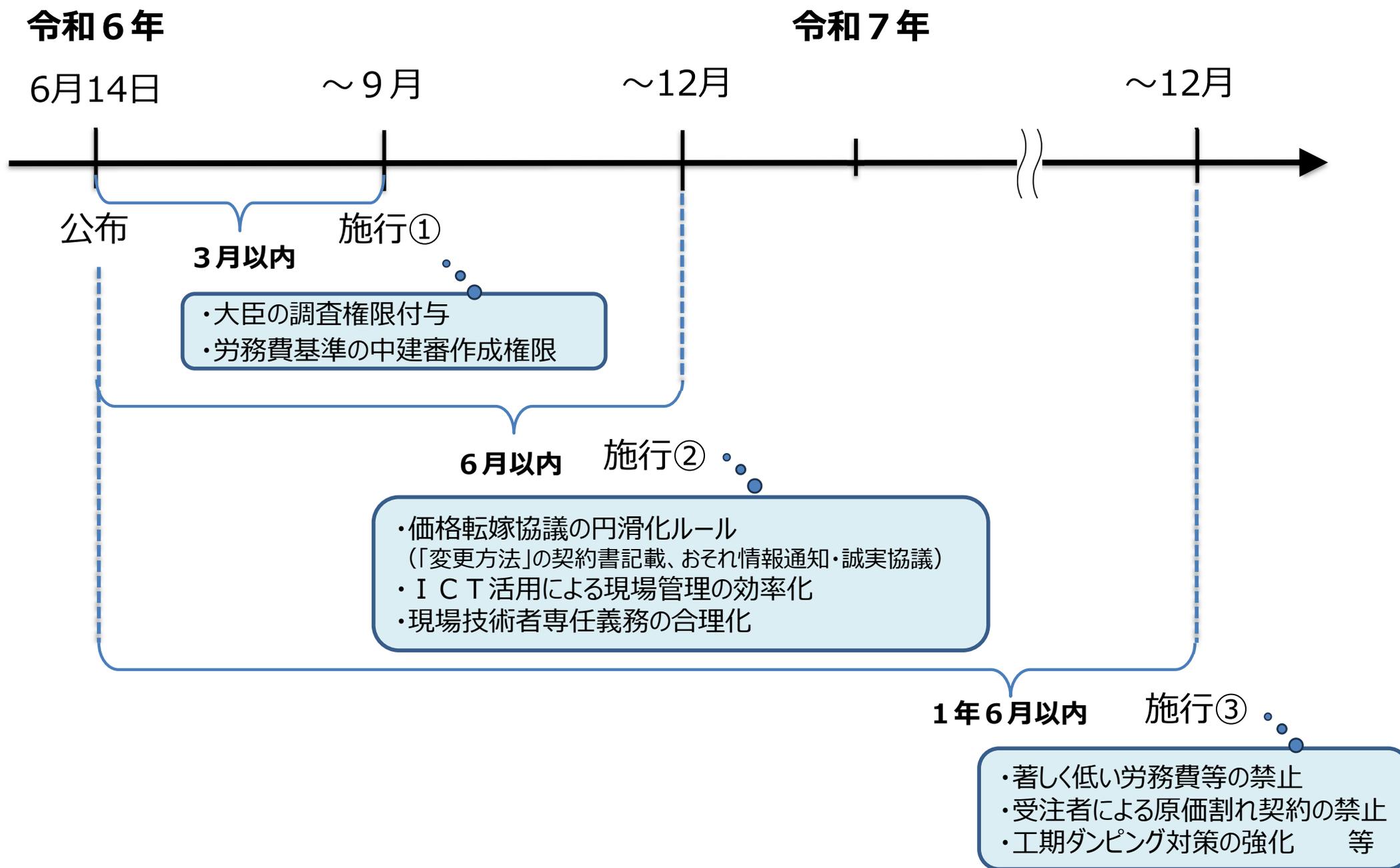
➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**

※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)



※議員立法による「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正は6月19日に公布・施行済（測量法改正のみ2年以内に施行）

建設Gメンによる監視体制の強化

- ◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。
- ◆ 下請取引等実態調査の件数を大幅に拡大し、そこで把握した違反疑義情報や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を端緒として、違反の疑いのあるものを優先して建設Gメンが実地調査を行うことにより、実効性を確保。
- ◆ 令和6年度の実地調査は、改正建設業法により新たに整備されたルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、既存ルールや労務費指針への対応状況を調査し、不適当な取引行為に対して改善指導等を行い、適正化を図っていく。

※建設Gメンの体制強化：令和5年度72名 → 令和6年度135名

【令和6年度の建設Gメンの実地調査】

【主な調査項目等】

適正な請負代金・労務費の確保

適切な価格転嫁
〔労務費指針への対応状況〕
〔資材価格の転嫁協議状況〕

適正な工期の設定

適正な下請代金の支払

【主な調査内容】

- ✓ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか
 - ✓ 注文者が、受注者の提出した見積額に対して、労務費の大幅な減額を求めるなど不適当な見積変更依頼をしていないか
 - ✓ 労務費の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか
 - ✓ 免税事業者である下請負人との取引において、消費税相当額を一方的に減額していないか（インボイス関係） 等
- ✓ 注文者が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）に示された行動指針に基づいて、採るべき行動をとっているか
 - ✓ 労務費や資材価格の高騰等を踏まえた請負代金や工期の変更協議に係る受注者からの申出状況、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況 等
- ✓ 「工期に関する基準」に基づき、受注者は時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期による見積を行ったか、また、注文者は当該工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
 - ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等
 - ※ 効果的に調査を行うため、労働基準監督署と連携して工期の合同調査を実施
- ✓ 下請代金の支払に手形を利用している場合、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか
 - ✓ 元請事業者（特定建設業者）が下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」（手形期間が120日超、11月以降は60日超）となっていないか
 - ※ サプライチェーン全体で、手形の期間短縮等に対応していくため、発注者の手形期間等も調査
 - ✓ 下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

建設Gメンの実地調査

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

適正工期等の推進

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、**契約変更**でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。
- ・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

- ・**自然要因(猛暑日)**における**不稼働**を考慮して工期設定。
- ・十分な**工期確保**や交代勤務制の実施に**必要な経費は請負代金の額に反映**する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

- ・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

- ・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

- ・各業界団体の取組事例等を更新。

中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成・勧告

注文者

- ◆受注者の交付した材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努力義務 <R6改正>
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務【現行規定】
Ex)地盤沈下、土壌汚染等に関する情報
- ◆受注者から事前通知に基づく工期変更の協議のあった場合に誠実に応諾努力 <R6改正>
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記【現行規定】
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止【現行規定】

受注者

- ◆材料費等記載見積書（工程ごとの作業及び準備の日数の記載が必須）を作成するよう努力義務 <R6改正>
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務 <R6改正>
Ex)主要資材価格高騰、資材納入遅延等に関する情報
- ◆工期に影響を及ぼす事象が発生したときには工期変更の協議を提案可 <R6改正>
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記【現行規定】
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 <R6改正>

<「著しく短い工期」で請負契約を締結した場合・・・>

- 発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**
- **建設業者**（注文者・受注者ともに）に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**

関東地方整備局では、令和6年4月から適用された罰則付き時間外労働規制をはじめとした働き方改革について、令和5年度から引き続き厚生労働省との連携しながら建設業関係団体と意見交換等を行い、働き方改革が推進されるよう主に以下の取組を実施しており、令和6年度も継続して実施。

厚生労働省の取組みに国土交通省が参画

① 建設業関係労働時間削減推進協議会の開催

- 各都県労働局が事務局となり、令和5年度より、1都8県で建設業労働時間削減推進協議会を開催
- 労働局、地方整備局をはじめ、都県、政令市、特殊会社などの各発注機関、建設業団体などが構成員
- 各構成員のそれぞれの取組状況を確認し、発注者、関係団体、行政機関が緊密に連携し、各都県の建設業における時間外労働の削減、働き方改革の推進を図ることを目的としている
- 令和6年度においても継続して実施。今年度は特に民間発注者団体に対して、時間外労働の削減や適正な工期設定等について、各構成員が連携し働きかけを実施していく予定

【R6年度の各地の開催状況】

東京	R6.5.29	栃木	R6.6.13	埼玉	R6.6.26
神奈川	R6.6.14	群馬	R6.6.21	千葉	R6.6.24
山梨	R6.6.28	茨城	R6.7.17	長野	R6.6.7

② 建設企業に対する労働時間等説明会の開催

- 各地の労働基準監督署が事務局となり、建設企業を対象とした改正労働基準法の説明会を開催
- 地方整備局から建設業における働き方改革の推進や、適正な工期設定に関する資料配布及び説明を実施
- 令和5年度の関東管内における企業向け説明会は、延べ110回実施
- 令和6年度においても順次実施。

地域経済団体との連携

- 商工会議所連合会等の地域経済団体を通じて、民間発注者に対する適正な工期設定、適正な価格による取引推進等について、働きかけを実施。
- 各会員企業に対して、適正工期に関するリーフレットやチラシ配付による周知を連合会等へ依頼。

働きかけの実施状況

<実施団体>

各都県商工会議所連合会

東京	9/6	栃木	8/26	埼玉	8/9
神奈川	8/2	群馬	9/6	千葉	9/12
山梨	9/13	茨城	9/10	長野	9/13

働きかけを実施した効果

○商工会議所HPに掲載

甲府商工会議所

産業経済の発展と豊かで住み良い街づくりのために各種事業を推進しています。

他機関からのお知らせ

- 2024/09/26 他機関 [【甲府市】「労働契約解説オンラインセミナー」のご案内](#)
- 2024/09/26 他機関 [【経営者のための社労士会セミナー】人手不足時代に中小企業が知っておきたい労務管理のポイント](#)
- 2024/09/18 他機関 [【国交省・関東地整】建設業における適正工期・適正価格の周知協力について](#)

お知らせ

【国交省・関東地整】建設業における適正工期・適正価格の周知協力について

2024/09/18 他機関 シェアする ポスト LINEで送る

建設工事を発注する皆様へ 関東地方整備局管内 建設業許可部局

「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したリーフレット



「工期に関する基準」や適正工期のあり方について受注者や発注者の皆様へわかりやすく解説しています。



建設工事における適正な工期の確保に向けて

※ 国土交通省のHPに掲載されています。

解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。

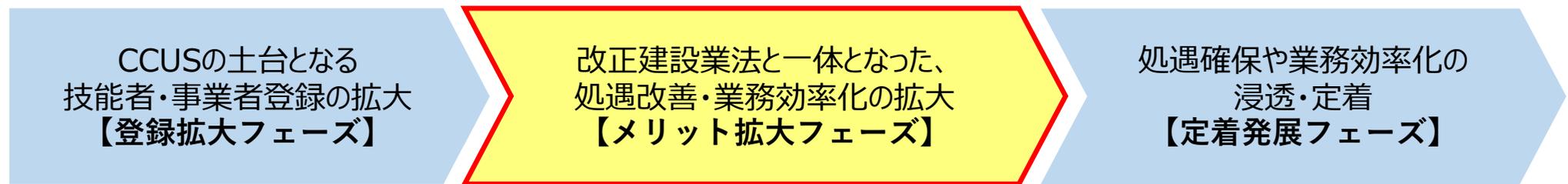


建設キャリアアップシステム

CCUS 利用拡大に向けた 3 か年計画（概要）

- これまでの5年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後3年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

● 今回の「3 か年計画」の位置づけ



1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

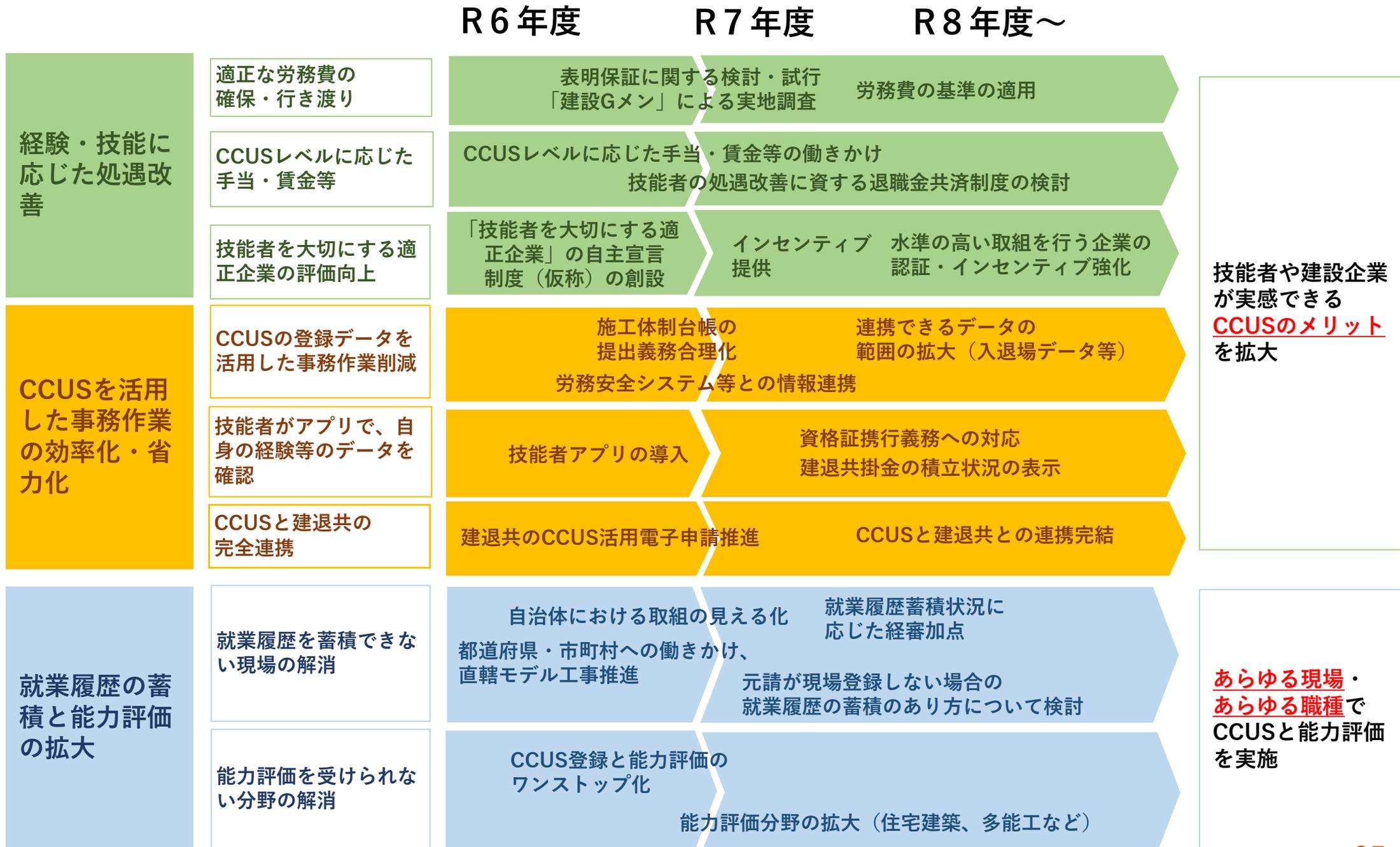
3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（ロードマップ）



適正価格による取引で明るい未来づくり

快適な住まい



魅力あるまち



災害に強い国



建設業界が“つくる”で支えています

建設業界の現状

インフラの新設や維持管理、災害時の応急復旧、防災・減災、国土強靱化等の最前線で活動する建設業界を取り巻く環境は、**賃金、人材の確保が厳しい状況**です。

材料費



建設資材物価指数は
平成27年に比べて
32.8ポイント上昇

(一財)建設物価調査会 建設資材物価
指数より

人件費



建設業の年間賃金は
平成24年に比べて
73万円上昇

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より
国土交通省作成

賃金水準



令和5年時点で
全産業年間賃金に比べて
76万円低い

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より
国土交通省作成

就業者数



平成9年に比べて
令和5年の建設業就労者は
206万人減少

総務省「労働力調査」を基に国土交通省
で算出

建設業界が国民の安心・安全の確保を担う、「**地域の守り手**」として安定的に活動するためには、**適正な価格設定**による建設工事の取引が重要となります。

建設業界が持続可能な産業として、これからも国民の安心・安全の確保を担うためには、建設工事の取引ルール[※]の遵守徹底が必要です。

NG!

建設工事の取引ルールを定めた建設業法では、以下のような行為が規制されています。

- 原価割れするような**不当に低い請負代金**による契約
- 通常必要な工期よりも**著しく短い工期**による契約
- **著しく低い労務費等**による見積り提出や変更依頼

※ 令和6年に改正された建設業法等の詳しい内容はこちらからご覧いただけます →



十分な協議を踏まえた適正価格による取引



建設業で働く方の安定した処遇

建設サービスの安定的な提供

建設業界の安定的な担い手確保

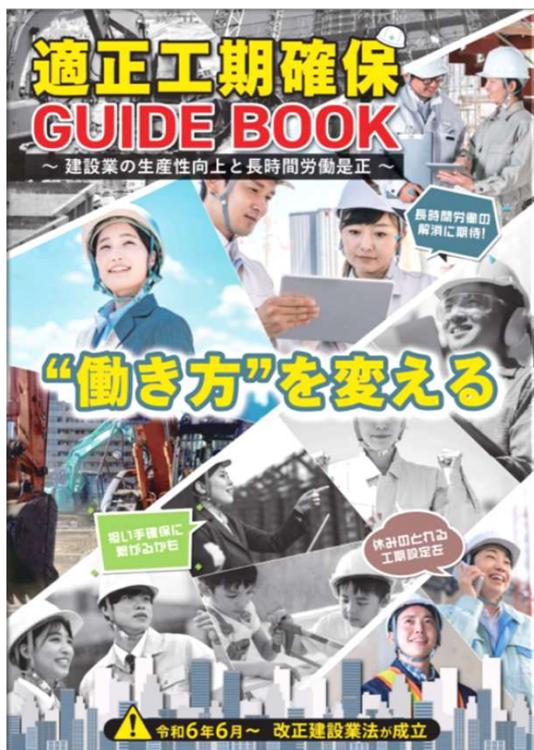
次世代の人材育成及び技能承継

適正価格による取引は、“ものづくり”の技能の承継やそれを担う“人づくり”の基盤となり、安全・安心な社会づくりに繋がります

適正な価格設定の取引環境の構築にご協力をお願いします

「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック



「工期に関する基準」や
適正工期のあり方について
受注者や発注者の皆様へ
わかりやすく解説しています。



適正工期確保ガイドブック



解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。



適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします



「著しく短い工期による工事契約」 建設業法で禁止されています！

長時間労働が前提の工事契約は法律違反に繋がるおそれ

工事の発注者

工事を受注する建設企業

① 長時間労働を前提とした工事請負契約の締結



② 労働基準法の
時間外労働規制に
違反した場合

③ 建設業法の「著しく短い工期の禁止」に違反

著しく短い工期の禁止に違反した工事発注者には、
建設業許可部局が行政指導を実施し、発注者名等を
公表する場合があります

工事の発注者と受注する建設企業の双方が建設業法違反となります
(違反した建設企業は許可行政庁による指導監督の対象となります。)

建設業法 第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。 (※)

※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。（2025年12月までに施行予定）



●：口頭回答 ○：書面回答のみ

項 目	回 答
<p>1. 公共工事予算の安定的・持続的な確保</p>	<p>(1) 道路関係予算の長期的安定的な確保</p> <p>●我が国は、高度成長期に造られた社会インフラの高齢化・老朽化に伴う大改修時代を迎えており、今後の道路整備、維持管理・更新を着実に進めるためにも、予算が安定的かつ持続的に確保されることが必要不可欠です。そのため、道路の中・長期計画を策定し、それに基づき、道路関係予算を長期的かつ安定的に確保していただくとともに、引き続き同対策の確実な実施をお願いします。</p> <p>関東地方整備局道路関係予算としては、年度当初予算に加え、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などにより計画的な事業執行に取り組んでおります。</p> <p>令和7年度当初予算も引き続き、道路事業が計画的に進捗できるよう予算確保に努めてまいります。</p> <p>(2) 国土強靱化中期計画の策定</p> <p>●改正国土強靱化基本法により新たに義務付けられた「見える」中長期計画である「国土強靱化実施中期計画」が早期に策定され、物価高騰の影響等も加味した現行以上の必要十分な予算規模と事業量が確保されるようお願いいたします。</p> <p>近年、激甚化、頻発化する災害から国民の生命と財産を守るためにも、国土強靱化の取組は、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に進めていくことが重要です。令和5年の法律改正で、国土強靱化実施中期計画が法定化されたため、現行の5か年加速化対策後も、切れ目なく国土強靱化の取組を進めることが可能となりました。</p> <p>また、令和6年6月21日に閣議決定された「骨太の方針」では、「近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、災害に屈しない国土づくりを進める。」「施策の実施状況の評価など『国土強靱化実施中期計画』に向けた検討を最大限加速化し、2024年度の早期に策定に取り掛かる。」とされています。</p> <p>なお、国土強靱化の具体的な施策の策定にあたっては、国土強靱化推進会議等の意見を踏まえ、国土強靱化実施中期計画が策定されるものと認識しており、関東地方整備局と致しましても注視してまいります。</p> <p>この他、令和6年11月22日に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が閣議決定され、同月29日には補正予算案約13.9兆円が閣議決定されました。国土交通省としましても、総合経済対策の各項目の実施に必要な経費について、公共事業費として総額約1兆9千億円を計上しており、この内、国土強靱化の推進としては約1兆1千億円を計上しており、ここには5か年加速化対策分の他、国土強靱化緊急対応分(2,467億円)や能登半島地震等の教訓を踏まえた緊急に対処すべき経費である緊急対応分(2,183億円)が含まれております。</p> <p>関東地方整備局の令和6年度補正予算として、4,189億円(補助・交付金、ゼロ国債含む)が配分されたところであり、執行にあたっては、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成に配慮しつつ、迅速かつ適切な執行に努めてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>今後とも、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保に努めてまいります。</p> <p>(3) 着実な道路ネットワークの整備とメンテナンスサイクルの確立</p> <p>●あらゆる社会活動の基盤となる道路インフラの充実は、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するために必要不可欠なものです。</p> <p>①ミッシングリンクの解消等、道路ネットワークの迅速かつ着実な整備をお願いします。</p> <p>②必要な財源を安定的に確保しつつ、道路の適正な管理や機能強化の推進をお願いします。</p> <p>③メンテナンスサイクルを確立し、舗装の健全性の確保など、既存道路ストックの機能を維持するため、道路維持、修繕、更新のための予算への継続的な重点投資をお願いします。</p> <p>関東地方整備局では、年度当初予算に加え、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、高規格道路のミッシングリンクの解消や道路施設の老朽化対策等、防災・減災、国土強靱化に向けた計画的な事業執行に取り組んでおります。今後も引き続き、道路事業が計画的に実施できるよう予算確保に努めてまいります。</p> <p>また、舗装の修繕については、メンテナンスサイクルを確立するため、平成28年10月に「舗装点検要領」を策定しております。直轄国道では、平成29年度より5年に1回のサイクルで点検を実施しており、現在、2巡目の点検を行っているところです。引き続き、舗装点検要領に基づき点検を実施し適切な舗装修繕等により、メンテナンスサイクルが確立できるよう予算確保に努めてまいります。</p>

● : 口頭回答 ○ : 書面回答のみ

項 目	回 答
<p>2. 道路舗装工事における労働環境の改善</p>	<p>(1) 2024年度からの時間外労働の上限規制適用</p> <p>●本年4月から適用されている時間外労働の上限規制を遵守するためには、受注者側の意識改革、業務量平準化や生産性向上施策等の取組みを進めることは勿論であります。発注者のご理解とご協力が不可欠です。発注者におかれましては、引き続き、適正な工期の設定及び工事の平準化、完全週休二日の実現等、ご支援をお願いします。</p> <p>適正な工期設定については、発注者指定による月単位の週休2日制工事の実施および「直轄土木工事における適正な工期設定指針(令和6年3月)」に基づき適切な工期設定を徹底してまいります。また、完全週休二日の実現等については、月単位の週休2日制工事の中でも土日休みとする完全週休2日を実施した企業には工事成績評定で加点する取組を行うなどの支援を行っております。</p> <p>この他、施工時期の平準化やダンピング対策、週休二日の取組みの推進については、関東地方整備局以外の発注者(国の機関等・都県・政令市・市区町村)も交えた関東ブロック発注者協議会において、発注関係事務の指標として設定し、取り組んでいます。時間外労働の上限規制適用の遵守にあたっては、引き続き官民連携して取り組んで参りたいと考えております。</p>
	<p>(2) 適正な工期の設定</p> <p>●①舗装工事以外も含めたプロジェクト全体のマネジメントの徹底をお願いします。</p> <p>●②工事工程を中間段階でも常に受発注者間で共有し、発注された工事の工期変更も含めた工程のマネジメントの徹底をお願いします。</p> <p>①開通が近い事業につきましては、事業毎のプロジェクト会議を定期的実施し、日単位での工程管理を行うなど、舗装工事への引き渡しが遅れないよう、引き続きプロジェクト全体のマネジメントに取り組んでまいります。</p> <p>②工事発注段階においては適正工期の設定に努めているところではありますが、発注後においても、現場での工程会議等を活用し、受発注者が連携しながら、工期変更も含めた適切な工程のマネジメントに取り組んでまいります。</p>
	<p>(3) 年間を通じた工事の平準化</p> <p>●①既に取り組んで頂いている2箇年国債、ゼロ国債、事業加速円滑化国債および繰り越しを更に活用し、年度をまたぐ柔軟な工期の設定をお願いします。</p> <p>●②工事の平準化については、「工事ごとの現場施工のピーク」「変更の可能性も踏まえた工期末の分散」など、実際の現場の作業負荷の変動を考慮した平準化となるよう検討をお願いします。</p> <p>①2箇年国債、ゼロ国債及び事業加速円滑化国債等については、その制度を活用し施工時期の平準化に努めております。また、当初予算においても、計画的な発注、余裕期間制度及び翌債・繰越制度等を活用し、年度を跨ぐ工期等、引き続き施工時期の平準化に努めてまいります。</p> <p>②変更の実績や可能性を踏まえ、年度末に契約変更や完了検査等が集中しないよう、発注時期や工期末の設定等を検討し、現場作業の負荷の平準化に取り組んでまいります。</p>

● : 口頭回答 ○ : 書面回答のみ

項 目	回 答
<p>2. 道路舗装工事における労働環境の改善</p>	<p>(4) 民間発注者に対する対応</p> <p>○民間発注者に対しても、適正な工期設定や週休二日制の推進など、時間外労働上限規制適用に伴う働き方改革への理解を促すご支援をお願いします。</p> <p>民間発注者に対する働きかけにつきましては、各都県の商工会議所連合会を訪問し、「工期に関する基準」を踏まえ、週休2日をはじめとした適正な工期設定による工事発注について、各連合会に所属する構成員に対して周知いただくよう依頼し、商工会議所構成員向けのメールマガジンによる共有や商工会議所HPに資料の掲載をしていただくなど、周知啓発にご協力を頂いているところです。</p> <p>また、今年度も関東管内の都県労働局と連携し、労働時間削減推進協議会において、適正な工期設定となるよう受発注者間でしっかりと協議いただくことについて建設企業をはじめとする工事関係者へ呼びかけています。</p> <p>さらに、都県政令市に対しても、都県建設業許可部局と連名で作成した適正な工期設定に関するチラシを用いて、会議等さまざまな機会を通じ、公共・民間、発注者受注者問わず広く周知いただくよう、依頼しているところです。</p> <p>今後も民間発注者に対して、労働局や各都県建設業許可部局等、関係機関と連携し様々な機会を通じて強く働きかけを行っていくと共に、行政機関と建設業に関連する各団体が一体となって連携し、働き方改革や担い手確保について機運が高まるような取組を模索して参ります。</p> <p>(5) 書類の簡素化・合理化の推進</p> <p>●発注者に提出する工事関係書類のうち、設計図書と現場との相違による変更書類や関係機関および関係住民等に説明する資料など、その作成に多大な労力が必要になります。電子データと紙書類の二重提出を求められ、書類の簡素化に沿わない事例も見受けられます。</p> <p>①電子データでの資料提出となっている場合は、紙書類での重複提出が無いように 現場監督員への更なる周知徹底をお願いします。</p> <p>②発注者が作成すべき資料については、作成費用も含め、受注者の負担とならないようお願いします。</p> <p>①「土木工事電子書類スリム化ガイド」(以下、「スリム化ガイド」)では、全ての工事においてASP(情報共有システム)を活用し、全ての書類は電子データで管理することとなっております。</p> <p>また、設計審査会をはじめ各種打合せはWEB会議等を積極的に活用し、対面の場合は、説明資料は電子モニターやタブレット等を活用することを基本とし紙資料の準備は不要です。</p> <p>更に、原則全ての工事においてオンライン電子納品の対象とし、従来のCD-R等の電子媒体や工事完成図・台帳の紙出力しての納品は不要としています。</p> <p>スリム化ガイドを、4月に監督・検査職員をはじめ現場技術員等に対して説明会を開催したほか、9月に受注者向けにも説明会の開催し、その他、各会議等においても周知しているところですが、今後も継続して取組を実施して参ります。</p> <p>受注者におかれましてもスリム化ガイドに基づき、「スリム化ガイドの目的に明らかに逆行もしくは記載内容に明らかに反した指摘事例」や「発注者側での都合のいい解釈や、作業の手戻りが生じ過度な負担となった事例」がありましたら、発注者側へスリム化ガイドを提示し共通認識を得ていただくようお願いいたします。</p> <p>スリム化ガイドを提示しても発注者側と共通認識を得られない場合は、スリム化ガイドに基づき企画部技術調査課までご報告をいただくようお願い致します。</p> <p>②スリム化ガイドでは、工事着手前の設計審査会で、受注者が作成すべき書類、発注者が作成すべき書類を明確化し、役割分担を徹底することとし、設計審査会で確認した役割分担を「工事関係電子書類一覧表」に反映することとしており、また、発注者が作成すべき書類を受注者に作成を指示した場合は、その費用を発注者が負担することとしていますので、引き続き事務所及び監督職員へ周知徹底して参ります。</p>

● : 口頭回答 ○ : 書面回答のみ

項 目	回 答
2. 道路舗装工事における労働環境の改善	<p>(6) 工事発注準備段階の適切な関係者調整の実施</p> <p>● 工事発注準備段階において、関係住民や関係機関との調整が未了のまま、いわゆる暫定発注になる場合があります。やむを得ず暫定発注する場合は、受注後に問題となる工期、用地買収時期、調査・設計、現場状況、関係機関協議等の工事発注公告時に条件明示を必ず行うようにお願いします。</p> <p>また、地元及び警察等との関係機関協議は、発注者が責任をもって行っていただくようお願いします。</p> <p>工事発注にあたっては、関係機関との協議等を済ませ施工環境を整えるよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、やむを得ず公告前に完了しない場合は、用地買収時期、調査・設計完了時期、現場状況や関係機関との協議調整状況等の条件明示を行うよう取り組んでまいります。</p> <p>また、地元及び警察等との関係機関協議は、発注者が責任をもって行います。</p> <p>(7) 夜間工事の削減</p> <p>○ 夜間工事は、道路建設業界が厳しい職場環境にあることを世間にさらす象徴的な工事であり業界のイメージの低下をもたらし、新卒者の採用に負の影響を与えています。</p> <p>① 関係住民や関係機関（公安委員会等）との調整は、発注者側で十分な事前調整を行っていただき、できるだけ平日の昼間工事とするようお願いします。</p> <p>② 工事に関係する沿道住民に対し、発注者において、やむを得ず夜間工事になることをPRしていただくようお願いします。</p> <p>① 工事発注時には、基本的に所轄の警察署と事前調整を行い、交通規制による一般交通への影響を考慮した上で施工の時間帯を決めております。なお、工事の施工時間帯については、所轄警察署や関係住民等、様々な関係機関との調整が必要であり、施工計画の工夫により、夜間の工事の予定が昼間の工事への変更の了解が得られたケースもあります。引き続き、受発注者が連携しながら対応してまいります。</p> <p>② やむを得ず夜間工事となる場合は、工事発注前に地元の関係者に説明しご理解いただけるよう取り組んでまいります。</p> <p>(8) 技能労働者の賃金水準が確保できるような労務単価の増額</p> <p>○ 公共工事設計労務単価については、平成25年度の改訂から12年連続での引上げとなりました。</p> <p>現場の技能労働者は日給制の方が多いため、技能労働者の賃金水準を維持し、週休二日の推進を図りながらの担い手確保のためにも、継続的な公共工事設計労務単価の引き上げの検討をお願いいたします。</p> <p>積算に使用する公共工事設計労務単価は、公共工事に従事する建設労働者の賃金の支払い実態を職種ごとに労働基準法に基づく「賃金台帳」等から調べる「公共事業労務費調査」の結果に基づいて決定しております。</p> <p>公共工事設計労務単価は12年連続で引き上げられ、令和6年度は全国全職種平均で前年度比プラス5.9%の大幅な引上げとなりました。</p> <p>ご要望については本省に伝えてまいります。</p> <p>適正な労務単価設定のために、引き続き公共事業労務費調査へのご協力をお願いいたします。</p>

● : 口頭回答 ○ : 書面回答のみ

項 目	回 答
<p>3. 道路舗装工事における i-Pavement と新技術開発の推進と普及</p>	<p>(1) 道路舗装に求められる革新的技術開発の推進</p> <p>●当協会では、舗装の長寿命化に向けた材料の開発や、カーボンニュートラルへの取組を進めておりますので、道路舗装業界との連携をお願いいたします。</p> <p>①受注者に対する具体的な支援策等の検討をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素(中温化)アスファルト舗装工事の発注とコストアップ分の計上 ・脱炭素や長寿命化に向けた舗装技術の開発に資する支援 <p>②低炭素(中温化)アスファルト舗装の手引き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当協会において「低炭素(中温化)アスファルト舗装の手引き」を作成しましたので、工事発注時等にご利用いただくようお願いいたします。 <p>低炭素(中温化)アスファルト舗装につきましては、コストアップ分を計上し、令和5年度に2件、令和6年度に2件の計4件の試行工事を実施しました。低炭素(中温化)アスファルト舗装の本格導入に向け、今後、皆様のご意見も伺いながら、メリット等の効果検証や、本格導入時の費用計上のあり方について検討してまいります。また、令和6年度の試行においては、通常と比べて製造時の加熱温度を30℃程度低減させた低炭素(中温化)アスファルト舗装を実施しました、現在、効果検証を行っていますので、引き続き、低炭素(中温化)アスファルトの普及に向けた意見交換をお願い致します。</p> <p>また、脱炭素や長寿命化に向けた舗装技術の開発に資する支援につきましては、国土交通本省の新技術導入促進計画において、「予防保全型への転換に向けた舗装延命技術」や「EV普及に向けた給電インフラに関する技術」が新たに追加され、公募により導入促進機関が決定したところであります。これらの技術の現場実装に向け、取組を進めてまいります。</p> <p>なお、低炭素(中温化)アスファルト舗装の手引きにつきましては、各国道事務所にも情報提供し、参考とさせていただきます。</p> <p>(2) ICT舗装(i-Pavement)の普及活動</p> <p>○ICT舗装の普及のために全国各地で行っている、i-Construction技術講習会およびICT舗装の現場見学会開催については、舗装技術者への実践的な知識の付与を行うことができましたことに感謝申し上げます。</p> <p>今年度も整備局と連携しながら講習会、現場見学会等、引き続き実施する予定ですのでご協力をお願いします。</p> <p>また、講習会、現場見学会の実施時期、場所の決定については、協会の意向に対し柔軟に対応していただくようお願いいたします。</p> <p>関東地方整備局では今年度も12月3日に「i-Construction技術講習会」を(一社)日本道路建設業協会様と共同開催させていただきました。今後も協力しながら、ICT舗装の普及促進、技術者育成に努めてまいりたいと思います。</p> <p>講習会、現場見学会の開催については、多数の参加者を募るため、内容及び実施時期については、(一社)日本道路建設業協会様の御意向に対応させていただきたいと思っております。</p>

● : 口頭回答 ○ : 書面回答のみ

項 目	回 答
<p>3. 道路舗装工事における i-Pavement と新技術開発の推進と普及</p>	<p>(3) 新たな交通サービス分野での舗装技術の活用 ○近年の交通分野においては、都市部の道路混雑やドライバー不足、地方部では高齢化等の深刻化等に伴う交通サービスの縮小など様々な問題が生じています。これらへの対応としてMaaS (Mobility as a Service) への取組や自動運転技術の活用など、新たなモビリティサービスが検討されております。 当協会としてもこれらの新分野での舗装技術の開発に積極的に取り組むこととしておりますので、道路側の役割をリードし、道路舗装業界との連携をお願いします。</p> <p>自動運転技術の活用にあたっては、自動運転車の車載センサでは把握が困難な交差点等において、インフラから適切に支援することが求められており、関東地方整備局内においても、道路のカメラ等によって検知した道路状況を自動運転車等へ情報提供する路車協調に関する実証実験を行っております。 ICT化、デジタル化は、情報通信技術の発達と共に産業の各分野で進んできており、交通サービス分野も例外ではなく、舗装技術の活用等の必要が生じた場合はご協力をお願いいたします。</p> <p>(4) 舗装工事現場における新たな技術の積極的な活用 ○舗装工事現場における施工管理や安全管理等、新しく開発された技術の積極的な採用について、各事務所への周知をお願いします。 ① 工事現場での安全管理に関する新たな機器等 ・ 超高輝度LED警告灯 ② 工事現場での施工管理に関する新たな機器等 ・ アスファルト合材の表面温度管理の技術 (NEXCO3社においては、現場での承諾事項として実施している)</p> <p>国土交通省では民間企業により新しく開発された技術について、新技術情報提供システム(NETIS)を通して各事務所へ周知し、工事等において活用する仕組みを構築しています。また令和2年度からは直轄土木工事(港湾空港関係、官庁営繕工事を除く)において新技術の活用を原則義務化として活用促進を進めています。このため新しく開発された技術については、NETISに登録して頂きますようよろしくお願いします。</p>

● : 口頭回答 ○ : 書面回答のみ

項 目	回 答
4. 入札・契約制度の改善	<p>(1) アスファルト舗装工事における適正な請負代金の設定</p> <p>○異常な原油価格高騰により、舗装用アスファルト価格及び燃料費、運搬費等が高騰し、アスファルト合材製造コストが高騰しています。建設工事標準請負契約約款に記載の請負代金の変更に関する規定(いわゆるスライド条項等)を適切に設定・運用するため、申請書類等、発注担当事務所の丁寧な対応をお願いします。</p> <p>関東地方整備局では入札月の最新の単価を採用し、その後の価格上昇に対しては、スライド条項を活用しできるだけ物価高騰に対応できるようにしております。</p> <p>スライド協議については、ご指摘の要望を踏まえ、監督・検査職員をはじめ発注者側関係者への制度の周知徹底を図り、適切に対応してまいります。</p> <p>(2) 低入札価格調査基準の範囲の適正化</p> <p>○低入札調査基準価格の現在の範囲は、予定価格の75%~92%の範囲となっており、令和4年4月に変更された計算式により求めた低入札調査基準価格の予定価格に対する割合は、計算上は上限値の92%を超える場合もあります。(表1参照)</p> <p>このため、低入札価格調査基準の範囲の上限値について、見直しの検討をお願いします</p> <p>低入札価格調査基準については、適正化指針(公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針)において、ダンピング受注の防止を図る観点から適宜見直すこととされており、諸経費動向調査の結果を基に、近年では、平成31年度に、低入札価格調査基準の範囲を0.70~0.90であったものを0.75~0.92へ引き上げ、また、令和4年度に、企業として継続するために必要な経費の対象を考慮し、一般管理費等に乗ずる係数を0.55から0.68に引き上げを行ったところです。</p> <p>引き続き、諸経費動向調査を通じて必要な経費の実態等を把握してまいりますので、毎年実施している諸経費動向調査へのご協力をお願いするとともに、低入札価格調査基準の設定範囲に関する要望については、本省へ伝えてまいります。</p> <p>(3) 発注規模(発注ロット)の大型化</p> <p>○2024年度からの時間外労働の上限規制に対する工事現場での対応、限られた技術者の現場での配置人員等の観点から、舗装工事の発注規模については、各ランクにおいてできるだけ大きい規模での発注をお願いします。</p> <p>舗装工事の発注規模については、各事業で必要な舗装の規模にもとづき、開通時期、地域特性、沿道状況、地元企業の育成や貴協会のご意見等も参考にしながら、設定してまいります。</p> <p>(4) 維持工事、修繕工事の現場に適した工事発注</p> <p>○現状の維持工事では、路面の損傷に対してクラックシールやパッチングなどの維持的対応が基本となっていますが、舗装版打換えや切削オーバーレイを行うことが、逆に舗装を長持ちさせライフサイクルコストを低く抑えることに繋がる場合があります。</p> <p>維持工事の発注にあたっては、当初設計から切削オーバーレイの数量を多く見込んだ発注を引き続きお願いします。</p> <p>道路維持工事については、発注規模の検討・複数年契約・性能規定型発注など様々な対応を貴協会のご意見も参考にしながら進めさせていただいております。</p> <p>舗装の修繕については、舗装の損傷が軽微な段階で予防的に修繕等を実施することで長寿命化やトータルコストの縮減を図る「予防保全」を推進しております。「予防保全」を実現するため、維持工事においても、定期点検等で確認した舗装の状況を踏まえて適切な補修内容を検討し、舗装修繕を実施してまいります。</p>

● : 口頭回答 ○ : 書面回答のみ

項目	回答
5. 舗装工事積算の改善	<p>舗装工事や電線共同溝工事などは、現道において工事を行うことから、様々な制約により現場経費がかさみ、不採算工事が発生する場合があります。現場の実態に即した積算となるよう、以下の事項についてご配慮をお願いします。</p> <p>●①時間外労働の上限規制が適用され超過勤務が制限されることにより、受注者は現場を管理する人員の増員が必要となります。現状では工期の日数を増やすだけで工事の予定価格に反映されません。現場管理費の計上の見直しをお願いします。</p> <p>○②工事の交通誘導員の積算では、交通誘導員の発注者側の積算単価と委託する警備会社側の単価に乖離が生じております。速やかな対応をお願いします。</p> <p>○③舗装修繕工事の間接費（特に運搬費、安全費）については、積算が率式計上となる場合が多く、現場の実態に即した積上げ積算を実施していただくようお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装工事機械現場搬入は、日々回送 ・安全施設は、日々設置・撤去の繰り返し <p>① 現場管理費については、これまでも諸経費動向調査を通じて最新の実態を踏まえ、見直しを行ってまいりました。今年度も、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映したところです。また、時間外労働の上限規制の適用を踏まえ、今年度の諸経費動向調査においては、工事実施に必要な書類関係業務の外注に要する経費等を調査項目に新設し調査しております。今後も引き続き、実態把握に努め、適切に対応してまいります。</p> <p>② 交通誘導警備員の単価につきまして、公共工事に従事する建設労働者の賃金の支払い実態を職種ごとに労働基準法に基づく「賃金台帳」等から調べる「公共事業労務費調査」の結果に基づいて決定しております。</p> <p>公共工事設計労務単価は12年連続で引き上げられ、令和6年度は全国全職種平均で前年度比プラス5.9%の引上げとなりました。適正な労務単価設定のために、引き続き公共事業労務費調査へのご協力をお願いするとともに、ご要望については本省に伝えてまいります。</p> <p>なお、交通誘導警備員の積算上の計上方法については、これまでも実態と積算に乖離があるとの意見を踏まえ、平成28年度には、交通誘導に必要な訓練や安全用品等の費用を見込むため、交通誘導警備員の計上を共通仮設費から直接工事費に変更し、平成30年度には、交替要員が必要な工事における割増係数による積み上げを廃止し、交替要員も含めた必要な配置人数を必要日数計上するよう改定を行っております。今後も引き続き、実態把握に努め、適切に対応してまいります。</p> <p>③ 運搬費や安全費を含む共通仮設費率については、これまでも諸経費動向調査を通じて最新の実態を踏まえ、見直しを行ってまいりました。舗装工事においては、舗装工事としての共通仮設費率が設定されており、これまでの舗装工事の施工実態を踏まえ設定しております。また、舗装工事を含む一部の工種区分において、市街地部など工事ヤードが制約されるような施工箇所においては、実態調査に基づき大都市補正を導入するなど、共通仮設費率を大幅に引き上げております。今後も引き続き、実態把握に努め、適切に対応してまいります。</p>

● : 口頭回答 ○ : 書面回答のみ

項目	回答
<p>6. 道路舗装のメンテナンスサイクルの確立</p>	<p>(1) 予防保全の推進 ○現在の道路舗装の管理は、損傷箇所を維持・修繕する事後対応が主です。今後は、定期的な点検及び診断に基づき修繕計画を策定し、予防保全を適切に実施するため、メンテナンスサイクルの確立をお願いします。 社会資本のメンテナンス(維持管理・更新)については、施設の損傷が軽微な段階で予防的に修繕等を実施することで長寿命化やトータルコストの縮減を図る「予防保全」を推進しております。 道路舗装修繕については、メンテナンスサイクルを確立するため、平成28年10月に「舗装点検要領」を策定しております。直轄国道では、平成29年度より5年に1回のサイクルで点検を実施しており、現在2巡目の点検を行っているところです。 また、令和5年5月の「道路技術懇談会」において、「xROADを活用した次世代の舗装マネジメント1.0」が示され、デジタル技術(DX)の積極的な活用、予防保全の実現、新技術・新材料の活用などを直轄国道において進めて行くこととしています。令和6年度から蓄積された膨大な定期点検データや診断データから修繕計画を効率的に作成可能なアプリ(舗装修繕計画支援システム)を導入したところです。 引き続き、メンテナンスサイクルの確立に取り組んでまいります。</p>
	<p>(2) 舗装施工管理技術者資格(1級、2級)の活用 ●引き続き、舗装施工管理技術者資格(1級、2級)を総合評価落札方式の配置予定技術者の能力評価の対象としていただいておりますが、都道府県、地方主要都市等においても活用していただくように、国からも働きかけをお願いします。 関東地方整備局では、平成26年度から舗装施工管理技術士資格を必須で加点する取組みを実施しており、令和5年度の工事では、随意契約や技術者を評価しない方式を除く全てのアスファルト舗装工事で加点評価を実施しています。 都道府県、地方主要都市等への働きかけにあたり、関東地方の都県、政令市、市区町村、特殊法人で構成される関東ブロック発注者協議会及び都県分科会等において、資格所有者の加点評価も含めた関東地方整備局の総合評価落札方式について情報提供を行っているところです。 引き続き、公共工事の品質確保促進に向けて、発注者協議会、地方ブロック土木部長等会議等を通じ、地方公共団体においても多様な入札及び契約方法の導入が図られるよう努めて参ります。</p>
	<p>(3) 舗装診断士の活用 ○新しい点検要領に基づき適切に点検を行うとともに、ライフサイクルコストの最小化と予防保全を図るための修繕対策の立案は、舗装に関する高度な知識と経験を有する技術者に行わせることが必要です。 このため予防保全を図るための修繕対策の立案は、舗装診断士を活用するようお願いいたします。 国土交通省では、一定の水準の技術力等を有する民間資格を「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度より導入しており、令和6年2月現在389の資格が登録されています。 令和6年2月に「舗装診断士」は「舗装」分野における「計画・調査・設計」業務の「管理技術者・照査技術者」として登録されたことを受け、舗装修繕設計を含む業務においては「舗装診断士」を管理技術者の資格要件の一つにしております。 引き続き、令和6年度の実施結果等も踏まえ、「舗装診断士」の活用に努めてまいります。</p>
	<p>(4) 舗装関連データの活用 ○舗装の定期点検データ(損傷状況データ)や舗装の補修履歴データなどは、舗装の材料や施工方法の技術開発および中長期的な事業計画を検討する上で重要な資料となります。 発注者においても、その舗装関連データを基に中長期的な発注計画を検討するようお願いいたします。 国土交通省道路局では、舗装を含む道路施設毎の点検等データを収集し提供できる基盤として、「全国道路施設点検データベース」を令和4年7月(一部は5月)から公開しております。 令和5年5月の「道路技術懇談会」において、「xROADを活用した次世代の舗装マネジメント1.0」が示され、直轄国道においては、舗装の長寿命化を図り予防保全を実現するために、定期点検結果に基づき、適切に舗装の状態を診断し、ライフサイクルコストを考慮した最適な設計による修繕を実施して行くこととしています。令和6年度から蓄積された膨大な点検・診断データから修繕計画を効率的に作成可能なアプリ(舗装修繕計画支援システム)を導入したところです。 引き続き、データに基づいた中長期的な発注計画を検討してまいります。</p>

● : 口頭回答 ○ : 書面回答のみ

項目	回答
7. 無電柱化の推進	<p>●防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）で着手する電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における2,400kmも含め、4,000kmの無電柱化を推進する予定とされております。</p> <p>2024年問題が、顕在化している状況の中、働き方改革を進めるためにも受注者の負担軽減をお願いします。</p> <p>・道建協 技術及び施工管理部会 技術WG-3の意見等</p> <p>①工事発注後の電線共同溝線形計画の見直しが多い。現地調査を確実に実行し、概算・概略発注がなくなるよう、設計時において（入線企業、占用企業等の綿密な協議による設計）の精度向上をお願いします。</p> <p>②業務量が多い工事内容を踏まえ、配置技術者の増員が可能となるような、現場管理費の増加をお願いします。</p> <p>③特殊部については、施工性や利便性の向上を図るため、小型化・軽量化及び種類の標準化を進めていただきたい。</p> <p>①③ 国土交通省では、設計段階から電線管理者を含めた事業調整を行い、無電柱化を進めていくことが重要と考えており、民間の力を活用したPFI方式等の実施状況も踏まえながら、普及拡大を検討していくとともに、今後とも、設計段階で試掘調査を行い、設計の精度向上を図り、概算・概略発注が少なくなるように取り組んでまいります。</p> <p>また、電力特殊部のコンパクト化等については、本省技術検討会において検討を進めており、検討成果が得られ次第、「無電柱化のコスト縮減の手引き」の更新を予定しています。</p> <p>② 現場管理費については、これまでも諸経費動向調査を通じて最新の実態を踏まえ、見直しを行ってまいりました。今年度も、書類作成の経費や下請け の本社経費などによる現場管理費の増加を反映したところ。また、時間外労働の上限規制の適用を踏まえ、今年度の諸経費動向調査においては、工事実施に必要な書類関係業務の外注に要する経費等を調査項目に新設し調査しております。</p> <p>今後も引き続き、実態把握に努め、適切に対応してまいります。</p>

● : 口頭回答 ○ : 書面回答のみ

項目	回答
8. その他	<p>(1) 各道路管理者との災害時の対応</p> <p>●当協会は、能登半島地震発災直後より国土交通省北陸地方整備局との災害協定に基づき、国道249号の道路啓開、路面補修及び拡幅工事等を施工中です。今後も地方整備局等と道建協支部での災害協定に基づく情報提供、各種調整等よろしくお願ひします。</p> <p>まず、8月、9月に発生した国道246号新善波トンネル災害と国道16号千葉縣市原市の車道の陥没においては、貴協会の会員企業の皆様に復旧作業ご尽力頂き、誠に感謝しております。</p> <p>あわせて、能登半島地震においては、貴協会におかれましても復旧作業に当たって頂き、誠に感謝しております。</p> <p>この能登半島地震においては、通信途絶時の対応や自衛隊との連携、陸路以外からアクセスなどの教訓を得ました。この教訓を踏まえて各都県において道路啓開計画を策定・改訂の作業を進めているところです。また地震災害に引き続き、火山災害、雪害についても道路啓開計画を策定する予定です。</p> <p>関東地方整備局は、貴協会関東支部長との協定は平成18年4月11日に締結し、協定に基づき、毎年度相互の連絡窓口の交換や都県別の応急体制編成表、建設資機材数量表の情報を提供いただいているところです。</p> <p>平時から貴協会と連絡を密に図っておりますが、道路啓開計画の更なる実効性向上に向け、実動訓練実施等各種取組にご協力頂き、災害発生時には、貴協会とも災害協定に基づく情報提供や各種調整等を図り、被害の拡大防止や早期復旧を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>貴協会関東支部長との協定は平成18年4月11日に締結し、協定に基づき、毎年度相互の連絡窓口の交換や都県別の応急体制編成表、建設資機材数量表の情報を提供いただいているところです。</p> <p>災害発生の場合には、被害の拡大防止や早期復旧において、ご協力いただくことがあるかと思っておりますので、今後も引き続きよろしくお願ひいたします。</p>
	<p>(2) 社会貢献活動</p> <p>○当協会は、(一社)全国道の駅連絡会と連携し、国土交通省が推進する道の駅「子育て応援」施設の整備支援として、令和5年度より3年間で全国の道の駅150駅に授乳室と授乳チェアのセットの寄贈を目指して実施してまいりますので、ご協力をお願いします。</p> <p>・今年度は、現在調整中も含め13箇所の道の駅に授乳室と授乳室チェアのセットを寄贈いただきありがとうございます。(12月11日現在で6箇所寄贈済み)</p> <p>・道の駅の第3ステージの取り組みとして「道の駅の地域センター」化を掲げており、道の駅への授乳室と授乳室チェアの寄贈は、子育て応援施策にとって必要な機能を補完できる重要なものになると考えています。</p> <p>・引き続き、日本道路建設業協会並びに全国道の駅連絡会と連携し授乳室と授乳室チェアの設置に協力していきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p>
	<p>(3) 安全管理優良工事表彰の実施</p> <p>●道路舗装工事は、現道との関わりが多く、ほとんどの工事が夜間施工であり埋設物や架空の占用物件が多く事故防止のために徹底した安全管理が重要である。受注者として安全に対する意識向上のため安全管理優良工事表彰(現場代理人等)実施について検討していただきたい。</p> <p>関東地方整備局では、累計完成工事量が多く、3箇年無事故を継続している工事の受注者に対して、安全管理優良受注者表彰を実施しています。</p> <p>この安全管理優良受注者表彰を受賞した企業は、当局発注工事の総合評価において加点され、次の工事の受注機会の可能性の拡大に繋がり、企業の安全管理意識の向上が図られることを期待するもので、令和3年度から全ての工種を表彰対象に拡大しています。</p> <p>現在、担当技術者を対象とした安全管理に関する表彰制度はございませんが、全工種を対象に、成績評定考査項目である安全管理の評価を含め、優秀工事技術者として表彰を行っているところです。</p> <p>引き続き、安全管理にご留意いただいた施工に勤めて頂きますよう、よろしくお願いいたします。</p>

令和6年度

道路建設意見交換会議題

令和6年12月25日

一般社団法人 日本道路建設業協会

令和6年度 意見交換会議議題項目

1. 公共工事予算の安定的・持続的な確保
 - (1) 道路関係予算の長期的安定的な確保
 - (2) 国土強靱化中期計画の策定
 - (3) 着実な道路ネットワークの整備とメンテナンスサイクルの確立
2. 道路舗装工事における労働環境の改善と担い手確保
 - (1) 2024年度からの時間外労働の上限規制適用
 - (2) 適正な工期の設定
 - (3) 年間を通じた工事の平準化
 - (4) 民間発注者に対する対応
 - (5) 書類の簡素化・合理化の推進
 - (6) 工事発注準備段階の適切な関係者調整の実施
 - (7) 夜間工事の削減
 - (8) 技能労働者の賃金水準が確保できるような労務単価の増額
3. 道路舗装工事における i-Pavement と新技術開発の推進と普及
 - (1) 道路舗装に求められる革新的技術開発の推進
 - (2) ICT舗装 (i-Pavement) の普及活動
 - (3) 新たな交通サービス分野での舗装技術の活用
 - (4) 舗装工事現場における新たな技術の積極的な活用
4. 入札・契約制度の改善
 - (1) アスファルト舗装工事における適正な請負代金の設定
 - (2) 低入札価格調査基準の範囲の適正化
 - (3) 発注規模 (発注ロット) の大型化
 - (4) 維持工事、修繕工事の現場に適した工事発注
5. 舗装工事積算の改善
6. 道路舗装のメンテナンスサイクルの確立
 - (1) 予防保全の推進
 - (2) 舗装施工管理技術者資格 (1級、2級) の活用
 - (3) 舗装診断士の活用
 - (4) 舗装関連データの活用
7. 無電柱化の推進
8. その他
 - (1) 各道路管理者との災害時の対応
 - (2) 社会貢献活動
 - (3) 安全管理優良工事表彰の実施

日本道路建設業協会は昭和20年の創設以来、我が国の社会・経済を支える道路の整備・維持管理の一翼を担ってきました。

当協会としては、我が国の道路インフラの整備が促進され、適切に維持・管理されること、また、地震や豪雨等による被災地域の復旧・復興が迅速に進められること等を目指し、必要な関係予算が安定的かつ持続的に確保されるよう働きかけていくとともに、業界として、施工体制の確保を含めた最善の努力を尽くす所存です。

一方、建設業については、5年間猶予されてきた労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が2024年4月から適用されています。日本道路建設業協会としての確にフォローアップを実施するとともに、会員企業が取り組んでいます。

また、道路建設業界は、入職者の確保が難しいうえに離職者の増加などもあり、将来の担い手不足が危惧される中で「担い手確保」が依然として大きな課題となっています。

このため道路建設業の社会的評価の向上に向け、引き続き、人が集う魅力ある道路建設業界を実現すべく活動していきます。

1. 公共工事予算の安定的・持続的な確保

全国における舗装のアスファルト合材製造数量は減少傾向にあり、令和5年度の日本アスファルト合材協会算出で過去最低の数値となった。(図1)

また、関東地方整備局管内においても減少傾向にあり、令和5年度と平成12年度を比較すると約4割減少しています。(図2、図3)

直轄道路事業費の舗装補修費では、関東地方整備局管内においては約6割減少しており、管内における舗装の劣化は進行していると考えられます。(図4)

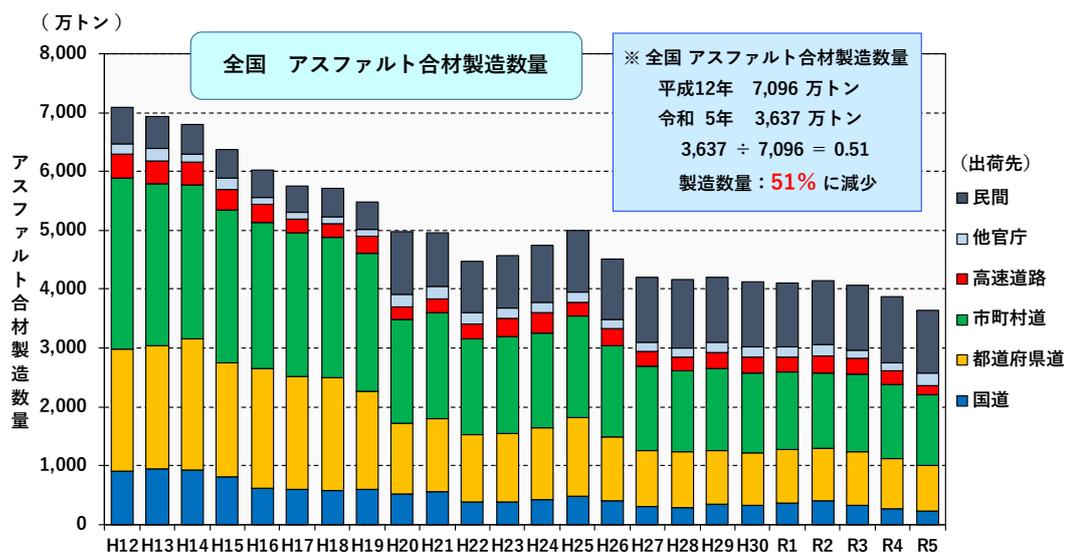


図1 全国アスファルト合材製造数量推移 (出荷先別)

(一般社団法人日本アスファルト合材協会 アスファルト合材統計年報より)

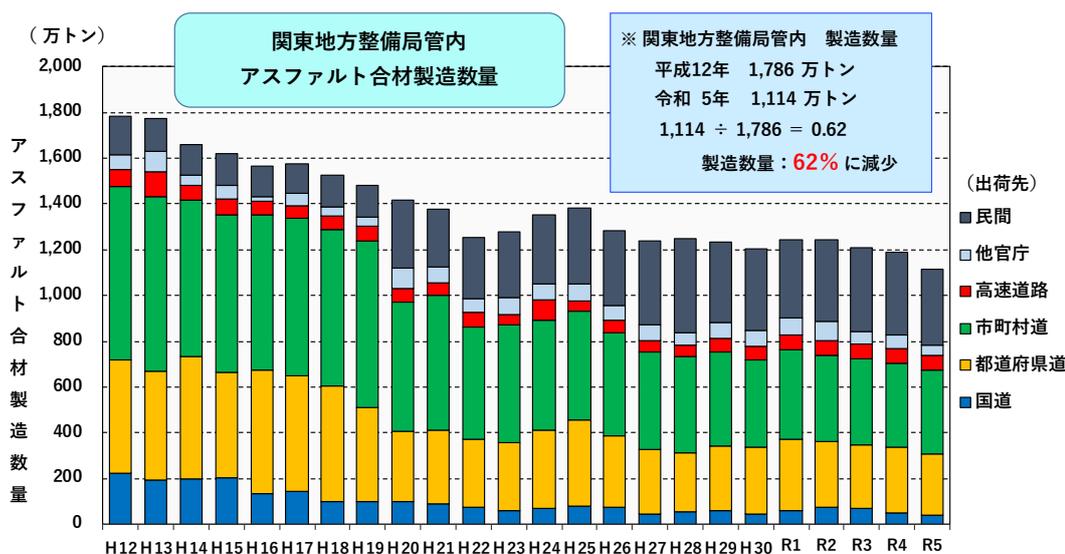


図2 関東地方整備局管内アスファルト合材製造数量推移 (出荷先別)

※ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

(一般社団法人日本アスファルト合材協会 アスファルト合材統計年報より)

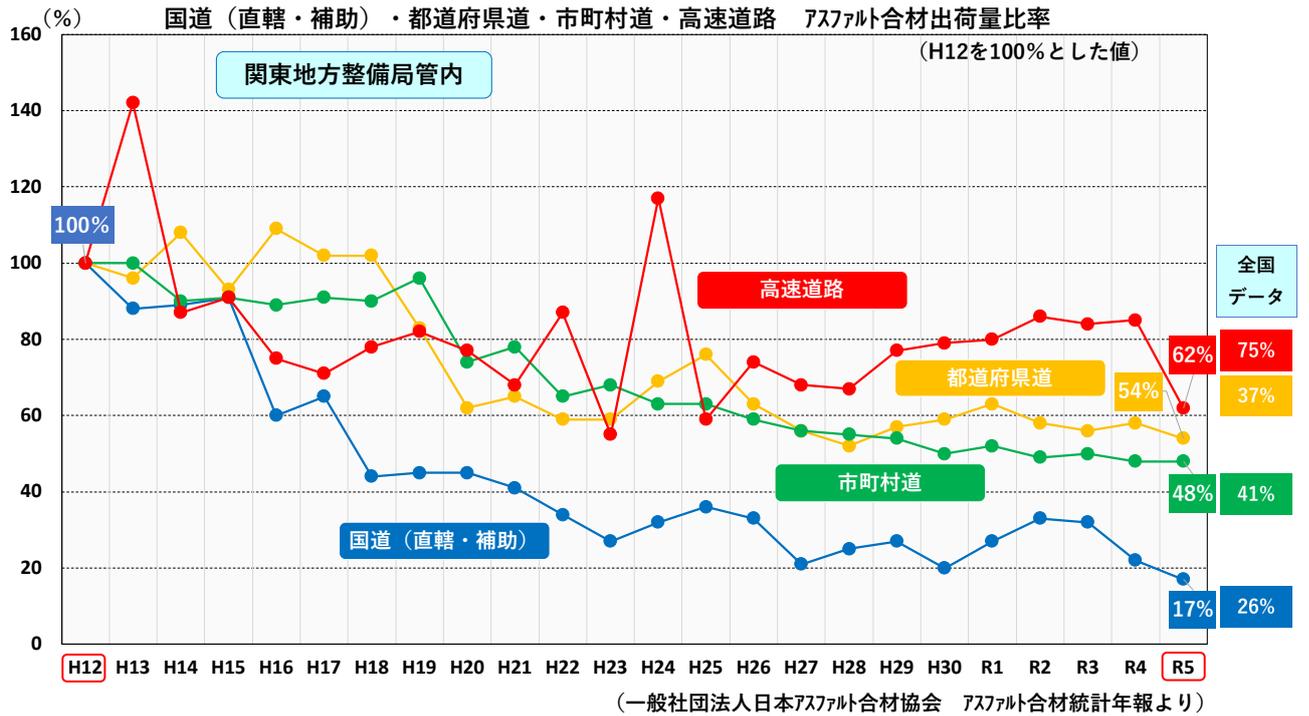


図3 関東地方整備局管内 アスファルト合材出荷比率

※ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

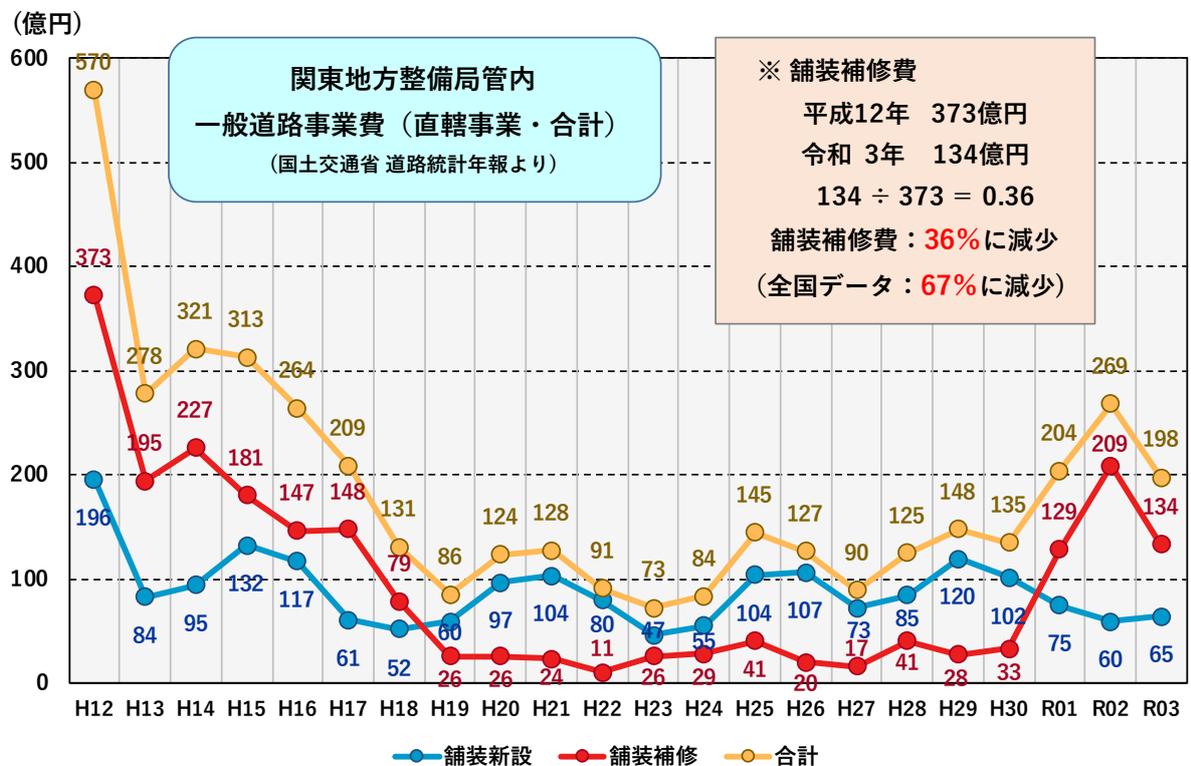


図4 関東地方整備局管内 舗装新設と舗装補修の直轄道路事業費の推移

※ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

(国土交通省 道路統計年報より)

(1) 道路関係予算の長期的安定的な確保

我が国は、高度成長期に造られた社会インフラの高齢化・老朽化に伴う大改修時代を迎えており、今後の道路整備、維持管理・更新を着実に進めるためにも、予算が安定的かつ持続的に確保されることが必要不可欠です。

そのため、道路の中・長期計画を策定し、それに基づき、道路関係予算を長期的かつ安定的に確保していただくとともに、引き続き同対策の確実な実施をお願いします。

(2) 国土強靱化中期計画の策定

改正国土強靱化基本法により新たに義務付けられた「見える」中長期計画である「国土強靱化実施中期計画」が早期に策定され、物価高騰の影響等も加味した現行以上の必要十分な予算規模と事業量が確保されるようお願いします。

(3) 着実な道路ネットワークの整備とメンテナンスサイクルの確立

あらゆる社会活動の基盤となる道路インフラの充実は、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するために必要不可欠なものです。

- ① ミッシングリンクの解消等、道路ネットワークの迅速かつ着実な整備をお願いします。
- ② 必要な財源を安定的に確保しつつ、道路の適正な管理や機能強化の推進をお願いします。
- ③ メンテナンスサイクルを確立し、舗装の健全性の確保など、既存道路ストックの機能を維持するため、道路維持、修繕、更新のための予算への継続的な重点投資をお願いします。

2. 道路舗装工事における労働環境の改善と担い手確保

道路建設業界では厳しい労働環境のもとで仕事をしており、「担い手確保」が大きな問題となっております。今後、道路舗装工事における働き方改革を進めるにあたり、労働環境の改善のため、ご配慮をお願いします。

(1) 2024年度からの時間外労働の上限規制適用

本年4月から適用されている時間外労働の上限規制を遵守するためには、受注者側の意識改革、業務量平準化や生産性向上施策等の取組みを進めることは勿論であります、発注者のご理解とご協力が不可欠です。

発注者におかれましては、引き続き、適正な工期の設定及び工事の平準化、完全週休二日の実現等、ご支援をお願いします。

(2) 適正な工期の設定

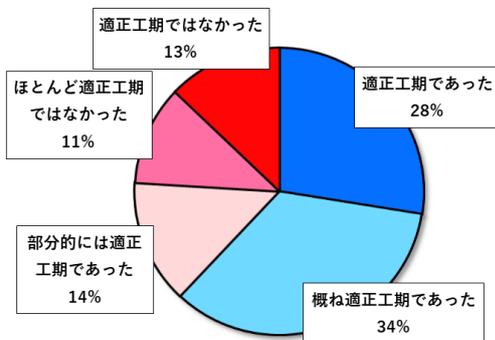
- ①舗装工事以外も含めたプロジェクト全体のマネジメントの徹底をお願いします。
- ②工事工程を中間段階でも常に受発注者間で共有し、発注された工事の工期変更も含めた工程のマネジメントの徹底をお願いします。

図5 当初工期は適正であったか？

※道建協会会員企業が受注した舗装工事(H30～R05 発注)のうち、アンケートに回答のあった890件(関東284件)について集計

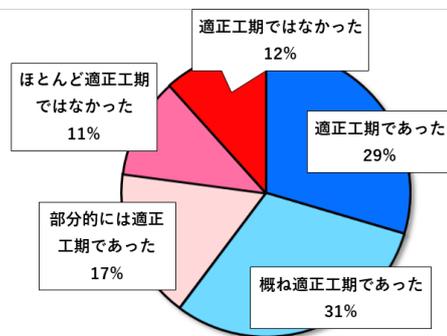
適正工期であった(概ね含む)

全国 平均値：62%

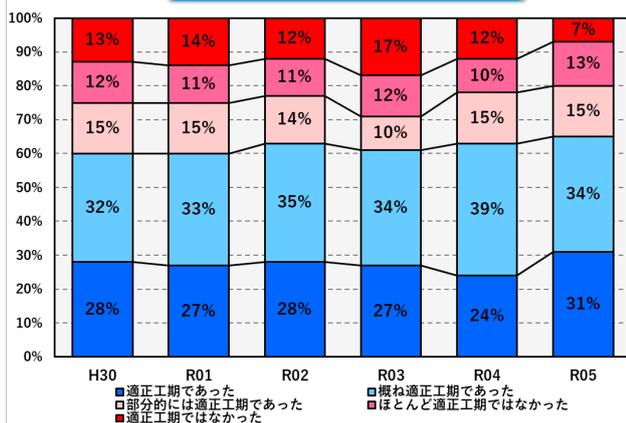


適正工期であった(概ね含む)

関東地整 平均値：60%



H30～R05 の推移 (全国)



H30～R05 の推移 (関東地整)

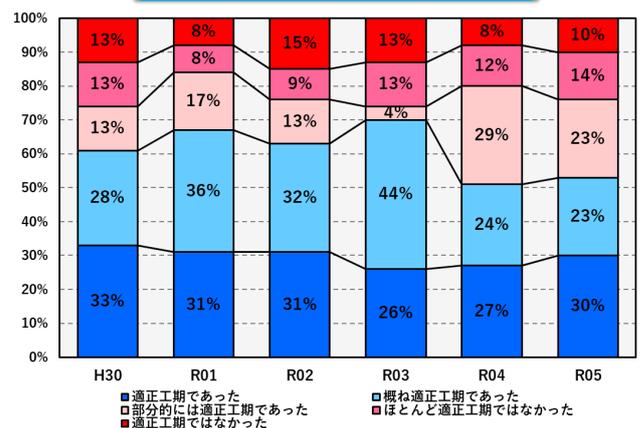
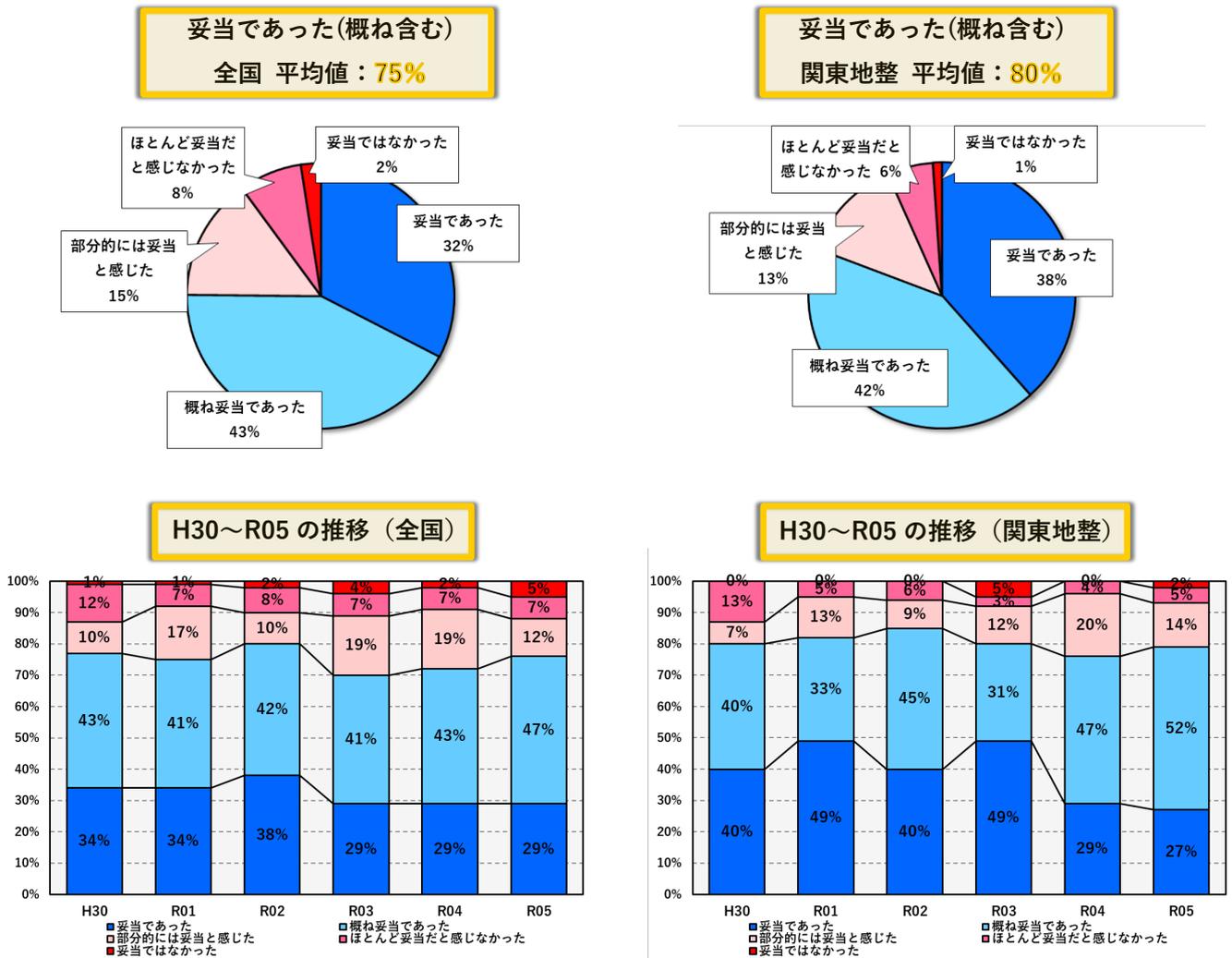


図6 工程管理においてマネジメントは妥当であったか？

※道建協会員企業が受注した舗装工事(H30～R05発注)のうち、アンケートに回答のあった890件(関東286件)について集計



(3) 年間を通じた工事の平準化

年度末に工期末が集中すると、業務が増加する年度末にさらに作業が集中するため、土日出勤や超過勤務が多くなる可能性があります。

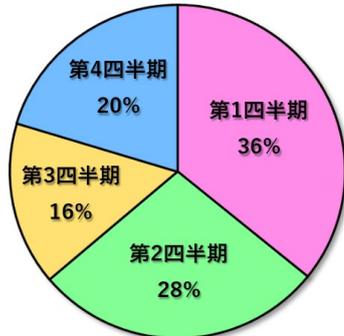
工事の平準化については推進していただいているところですが、引き続き以下の事項を要望します。

- ①既に取り組んで頂いている2箇年国債、ゼロ国債、事業加速円滑化国債および繰り越しを更に活用し、年度をまたぐ柔軟な工期の設定をお願いします。
- ②工事の平準化については、「工事ごとの現場施工のピーク」「変更の可能性も踏まえた工期末の分散」など、実際の現場の作業負荷の変動を考慮した平準化となるよう検討をお願いします。

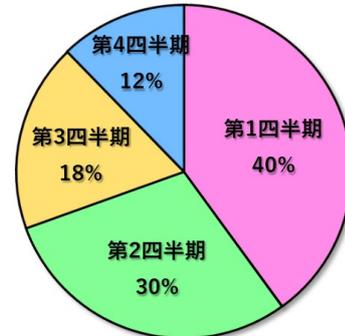
図7 直轄工事の開始時期

※道建協会員企業が受注した舗装工事(H30～R05 発注)のうち、アンケートに回答のあった915件(関東295件)について集計

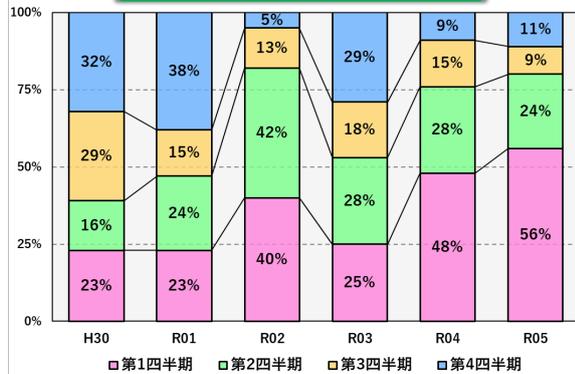
工事開始時期 全国平均



工事開始時期 関東地整平均



H30～R05 の推移 (全国)



H30～R05 の推移 (関東地整)

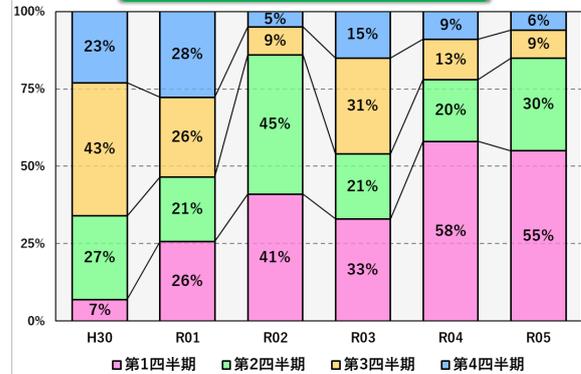
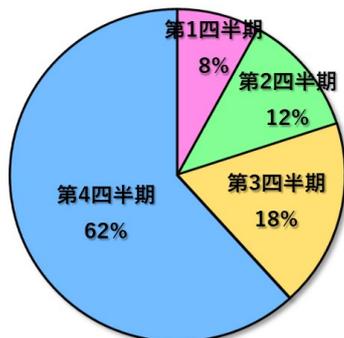


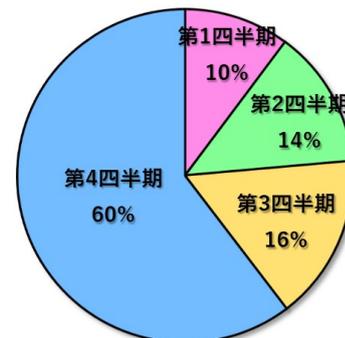
図8 直轄工事の工期末時期

※道建協会員企業が受注した舗装工事(H30～R05 発注)のうち、アンケートに回答のあった915件(関東295件)について集計

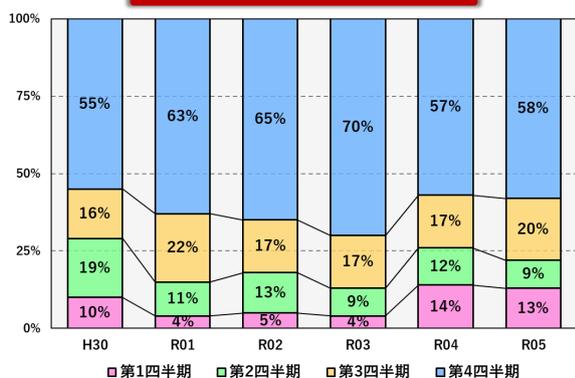
工期末時期 全国平均



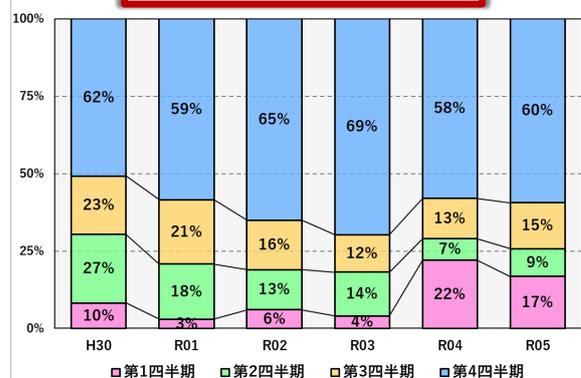
工期末時期 関東地整平均



H30～R05 の推移 (全国)



H30～R05 の推移 (関東地整)



(4) 民間発注者に対する対応

民間発注者に対しても、適正な工期設定や週休二日制の推進など、時間外労働上限規制適用に伴う働き方改革への理解を促すご支援をお願いします。

(5) 書類の簡素化・合理化の推進

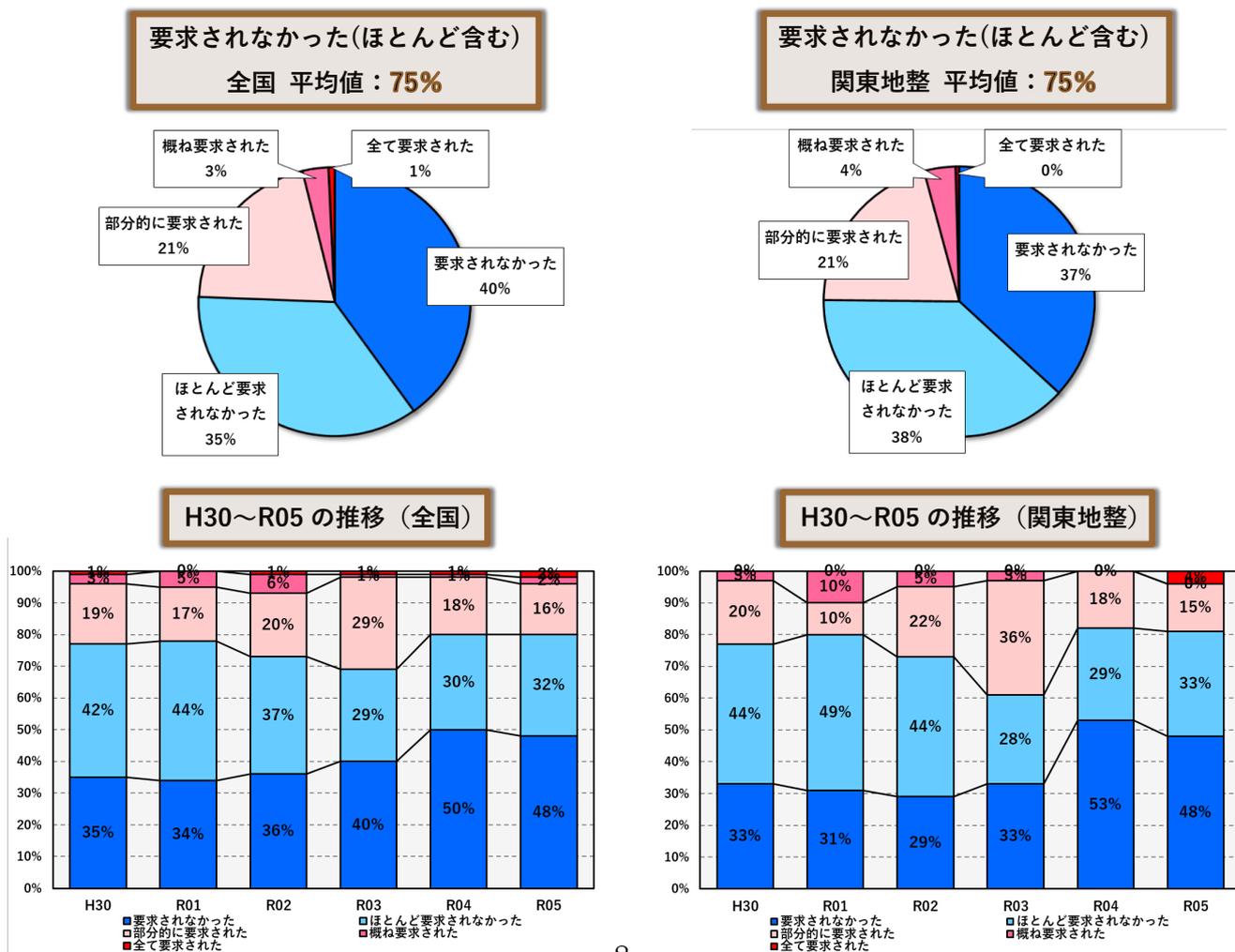
発注者に提出する工事関係書類のうち、設計図書と現場との相違による変更書類や関係機関および関係住民等に説明する資料など、その作成に多大な労力が必要になります。電子データと紙書類の二重提出を求められ、書類の簡素化に沿わない事例も見受けられます。

①電子データでの資料提出となっている場合は、紙書類での重複提出が無いように現場監督員への更なる周知徹底をお願いします。

②発注者が作成すべき資料については、作成費用も含め、受注者の負担とならないようお願いいたします。

図9 電子データと紙書類の二重提出の要求はあったか？

※道建協会員企業が受注した舗装工事(H30～R05 発注)のうち、アンケートに回答のあった881件(関東266件)について集計



(6) 工事発注準備段階の適切な関係者調整の実施

工事発注準備段階において、関係住民や関係機関との調整が未了のまま、いわゆる暫定発注になる場合があります。

やむを得ず暫定発注する場合は、受注後に問題となる工期、用地買収時期、調査・設計、現場状況、関係機関協議等の工事発注公告時に条件明示を必ず行うようお願いいたします。

また、地元及び警察等との関係機関協議は、発注者が責任をもって行っていただくようお願いいたします。

(7) 夜間工事の削減

夜間工事は、道路建設業界が厳しい職場環境にあることを世間にさらず象徴的な工事であり業界のイメージの低下をもたらし、新卒者の採用に負の影響を与えています。

①関係住民や関係機関（公安委員会等）との調整は、発注者側で十分な事前調整を行っていただき、できるだけ平日の昼間工事とするようお願いいたします。

②工事に関係する沿道住民に対し、発注者において、やむを得ず夜間工事になることをPRしていただくようお願いいたします。

(8) 技能労働者の賃金水準が確保できるような労務単価の増額

公共工事設計労務単価については、平成25年度の改訂から12年連続での引上げとなりました。

現場の技能労働者は日給制の方が多くことから、技能労働者の賃金水準を維持し、週休二日の推進を図りながらの担い手確保のためにも、継続的な公共工事設計労務単価の引き上げの検討をお願いいたします。

3. 道路舗装工事における i-Pavement と新技術開発の推進と普及

当協会では i-Construction の道路舗装工事への導入を円滑かつ効率的に推進するため、協会内に i-Pavement（アイ・ペーブメント）推進本部を平成29年度に設置し、技術講習会や現場見学会を開催することなどにより、ICT舗装技術の普及に努めております。

今後、ICT舗装技術の活用をさらに拡大するとともに、新分野での舗装技術の開発に積極的に取り組むこととしておりますので、以下の事項についてご配慮をお願いいたします。

(1) 道路舗装に求められる革新的技術開発の推進

当協会では、舗装の長寿命化に向けた材料の開発や、カーボンニュートラルへの取組を進めておりますので、道路舗装業界との連携をお願いします。

①受注者に対する具体的な支援策等の検討をお願いします。

- ・低炭素（中温化）アスファルト舗装工事の発注とコストアップ分の計上
- ・脱炭素や長寿命化に向けた舗装技術の開発に資する支援

②当協会において「低炭素（中温化）アスファルト舗装の手引き」を作成しましたので、工事発注時等にご利用いただくようお願いします。

③当協会において「舗装分野における 2050 年カーボンニュートラルに向けた取組み～中間とりまとめ～」を公表いたしました。（R6. 11. 27）

- ・アスファルト舗装の流れとCO₂排出の現状
- ・カーボンニュートラルに向けた取組
- ・カーボンニュートラルに向けた今後の方針

(2) ICT舗装（i-Pavement）の普及活動

ICT舗装の普及のために全国各地で行っている、i-Construction 技術講習会およびICT舗装の現場見学会開催については、舗装技術者への実践的な知識の付与を行うことができましたことに感謝申し上げます。

今年度も整備局と連携しながら講習会、現場見学会等、引き続き実施する予定ですのでご協力をお願いします。

また、講習会、現場見学会の実施時期、場所の決定については、協会の意向に対し柔軟に対応していただくようお願いします。

- ・令和6年度 技術講習会：10地区、現場見学会：3地区

(3) 新たな交通サービス分野での舗装技術の活用

近年の交通分野においては、都市部の道路混雑やドライバー不足、地方部では高齢化等の深刻化等に伴う交通サービスの縮小など様々な問題が生じています。

これらへの対応としてMaaS (Mobility as a Service)への取組や自動運転技術の活用など、新たなモビリティサービスが検討されております。

当協会としてもこれらの新分野での舗装技術の開発に積極的に取り組むこととしておりますので、道路側の役割をリードし、道路舗装業界との連携をお願いします。

(4) 舗装工事現場における新たな技術の積極的な活用

舗装工事現場における施工管理や安全管理等、新しく開発された技術の積極的な採用について、各事務所への周知をお願いします。

① 工事現場での安全管理に関する新たな機器等

- ・ 超高輝度LED警告灯

② 工事現場での施工管理に関する新たな機器等

- ・ アスファルト合材の表面温度管理の技術

(NEXCO3社においては、現場での承諾事項として実施している)

4. 入札・契約制度の改善

道路舗装工事の不調・不落を防止し、適正な利潤を確保できるようにするため、以下の事項についてご配慮をお願いします。

(1) アスファルト舗装工事における適正な請負代金の設定

異常な原油価格高騰により、舗装用アスファルト価格及び燃料費、運搬費等が高騰し、アスファルト合材製造コストが高騰しています。

建設工事標準請負契約約款に記載の請負代金の変更に関する規定（いわゆるスライド条項等）を適切に設定・運用するため、申請書類等、発注担当事務所の丁寧な対応をお願いします。

(2) 低入札価格調査基準の範囲の適正化

低入札調査基準価格の現在の範囲は、予定価格の75%～92%の範囲となっており、令和4年4月に変更された計算式により求めた低入札調査基準価格の予定価格に対する割合は、計算上は上限値の92%を超える場合もあります。（表1参照）

このため、低入札価格調査基準の範囲の上限値について、見直しの検討をお願いします。

表1 国土交通省発注工事の計算式に基づく調査基準価格の予定価格に対する割合

年度	計算式に基づく調査基準価格の予定価格に対する率 (%)														工事件数
	87.0以下	87.1～87.5	87.6～88.0	88.1～88.5	88.6～89.0	89.1～89.5	89.6～90.0	90.1～90.5	90.6～91.0	91.1～91.5	91.6～92.0	92.1～92.5	92.6～93.0	93.1以上	
平成29年度	1	1	0	0	1	7	35	35	28	8	2	3	2	0	123
平成30年度	4	1	3	0	5	42	68	32	6	6	7	3	1	0	178
令和元年度	3	1	0	1	5	51	98	47	10	7	8	2	1	0	234
令和2年度	2	0	0	0	8	42	54	22	13	3	1	0	0	0	145
令和3年度	13	2	0	3	16	94	90	35	8	1	0	0	0	0	262
令和4年度	1	0	0	0	0	1	0	16	84	54	11	1	0	0	168

(3) 発注規模（発注ロット）の大型化

2024年度からの時間外労働の上限規制に対する工事現場での対応、限られた技術者の現場での配置人員等の観点から、舗装工事の発注規模については、各ランクにおいてできるだけ大きい規模での発注をお願いします。

平成30年度平均発注額（178工事）：約2.30億円

令和元年度平均発注額（234工事）：約2.42億円

令和2年度平均発注額（145工事）：約2.20億円

令和3年度平均発注額（262工事）：約2.14億円

令和4年度平均発注額（168工事）：約2.29億円

令和5年度平均発注額（139工事）：約1.82億円

※国土交通省等発注の道路舗装工事（直轄工事）のうち、道建協会員が受注した工事で回答があったものを集計

(4) 維持工事、修繕工事の現場に適した工事発注

現状の維持工事では、路面の損傷に対してクラックシールやパッチングなどの維持的対応が基本となっていますが、舗装版打換えや切削オーバーレイを行うことが、逆に舗装を長持ちさせライフサイクルコストを低く抑えることに繋がる場合があります。

維持工事の発注にあたっては、当初設計から切削オーバーレイの数量を多く見込んだ発注を引き続きお願いします。

5. 舗装工事積算の改善

舗装工事や電線共同溝工事などは、現道において工事を行うことから、様々な制約により現場経費がかさみ、不採算工事が発生する場合があります。現場の実態に即した積算となるよう、以下の事項についてご配慮をお願いします。

- ①時間外労働の上限規制が適用され超過勤務が制限されることにより、受注者は現場を管理する人員の増員が必要となります。現状では工期の日数を増やすだけで工事の予定価格に反映されません。現場管理費の計上の見直しをお願いします。
- ②工事の交通誘導員の積算では、交通誘導員の発注者側の積算単価と委託する警備会社側の単価に乖離が生じております。速やかな対応をお願いします。
- ③舗裝修繕工事の間接費（特に運搬費、安全費）については、積算が率式計上となる場合が多く、現場の実態に即した積上げ積算を実施していただくようお願いします。
 - ・舗装工事機械現場搬入は、日々回送
 - ・安全施設は、日々設置・撤去の繰り返し

6. 道路舗装のメンテナンスサイクルの確立

平成28年10月に策定された「舗装点検要領」に基づく着実な点検を実施し、舗装の状況に応じた適切なメンテナンスサイクルを確立していくことが必要です。

また、施工者側としてもメンテナンスサイクルの確立に必要な人材の確保や設備等への投資を計画的に行うことが重要となります。

このことから、以下の事項についてご配慮をお願いします。

(1) 予防保全の推進

現在の道路舗装の管理は、損傷箇所を維持・修繕する事後対応が主です。今後は、定期的な点検及び診断に基づき修繕計画を策定し、予防保全を適切に実施するため、メンテナンスサイクルの確立をお願いします。

(2) 舗装施工管理技術者資格（1級、2級）の活用

引き続き、舗装施工管理技術者資格（1級、2級）を総合評価落札方式の配置予定技術者の能力評価の対象としていただいておりますが、都道府県、地方主要都市等においても活用していただくように、国からも働きかけをお願いします。

- ・舗装施工管理技術者制度：平成6年創設、7年から実施。

25年間に1級・2級併せて約7万5千人が合格し、現在約5万人が舗装施工管理技術者として登録。

(3) 舗装診断士の活用

新しい点検要領に基づき適切に点検を行うとともに、ライフサイクルコストの最小化と予防保全を図るための修繕対策の立案は、舗装に関する高度な知識と経験を有する技術者に行わせることが必要です。

このため予防保全を図るための修繕対策の立案は、舗装診断士を活用するようお願いいたします。

- ・令和6年2月15日「舗装診断士」が、国土交通省技術者資格登録の新たな施設分野「舗装」の対象業務「計画・調査・設計」に登録。

- ・「舗装診断士」平成29年から現在までで2,204名合格

(4) 舗装関連データの活用

舗装の定期点検データ（損傷状況データ）や舗装の補修履歴データなどは、舗装の材料や施工方法の技術開発および中長期的な事業計画を検討する上で重要な資料となります。

発注者においても、その舗装関連データを基に中長期的な発注計画を検討するようお願いいたします。

7. 無電柱化の推進

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）で着手する電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における2,400kmも含め、4,000kmの無電柱化を推進する予定とされております。

2024年問題が、顕在化している状況の中、働き方改革を進めるためにも受注者の負担軽減をお願いします。

・道建協 技術及び施工管理部会 技術WG-3の意見等

- ①工事発注後の電線共同溝線形計画の見直しが多い。現地調査を確実に実行し、概算・概略発注がなくなるよう、設計時において（入線企業、占用企業等の綿密な協議による設計）の精度向上をお願いします。
- ②業務量が多い工事内容を踏まえ、配置技術者の増員が可能となるような、現場管理費の増加をお願いします。
- ③特殊部については、施工性や利便性の向上を図るため、小型化・軽量化及び種類の標準化を進めていただきたい。

8. その他

（1）各道路管理者との災害時の対応

当協会は、能登半島地震発災直後より国土交通省北陸地方整備局との災害協定に基づき、国道249号の道路啓開、路面補修及び拡幅工事等を施工中です。

今後も地方整備局等と道建協支部での災害協定に基づく情報提供、各種調整等よろしくをお願いします。

（2）社会貢献活動

当協会は、（一社）全国道の駅連絡会と連携し、国土交通省が推進する道の駅「子育て応援」施設の整備支援として、令和5年度より3年間で全国の道の駅150駅に授乳室と授乳チェアのセットの寄贈を目指して実施してまいりますので、ご協力をお願いします。

（3）安全管理優良工事表彰の実施

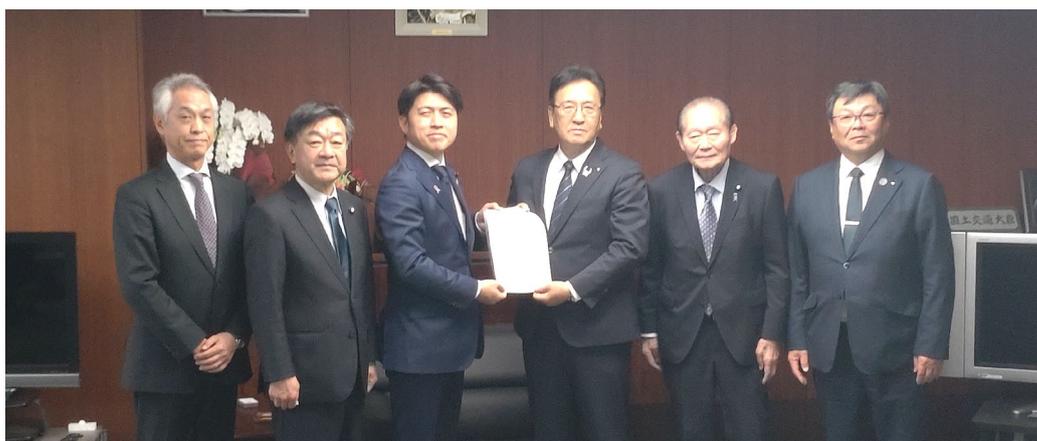
道路舗装工事は、現道との関わりが多く、ほとんどの工事が夜間施工であり埋設物や架空の占用物件が多く事故防止のために徹底した安全管理が重要である。受注者として安全に対する意識向上のため安全管理優良工事表彰（現場代理人等）実施について検討していただきたい。

公共事業予算の確保に関する 中野国土交通大臣への要望

当協会の西田会長が中野国土交通大臣に要望書（公共工事予算の確保に関する要望）を提出しました。

【概要】

- 日時：令和6年11月15日（金）14:50～15:05
- 場所：国土交通省 国土交通大臣室
- 要望先：国土交通大臣 中野 洋昌
（立会者：佐藤信秋参議院議員、足立敏之参議院議員）
- 要望者：（道建協）西田会長、石井副会長、増田副会長兼専務理事
（日建連）宮本会長、押味副会長、蓮輪副会長
（全 建）今井会長

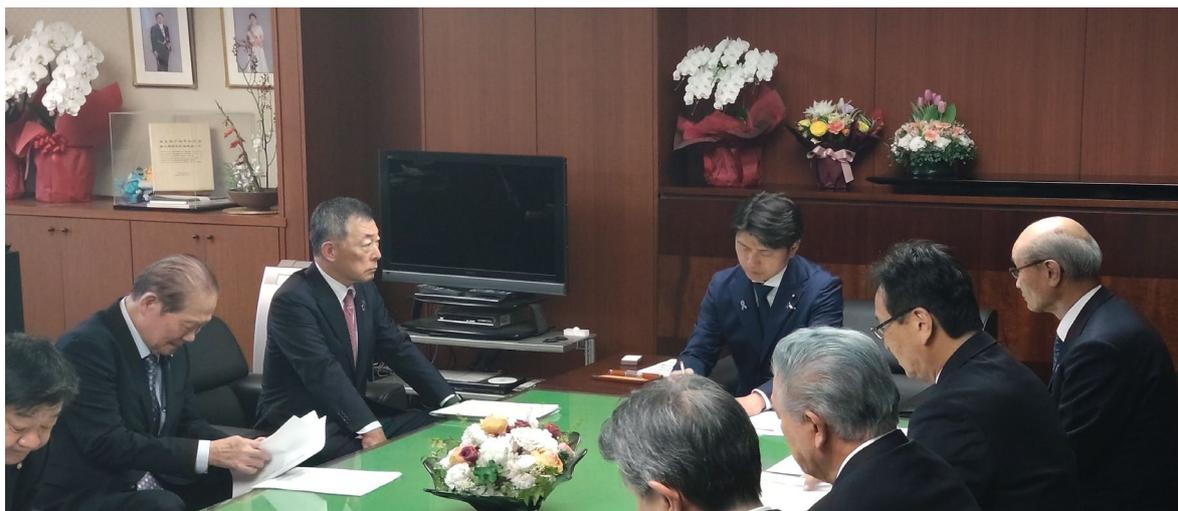


■西田会長より中野国土交通大臣へ要望書提出



■3団体（道建協、日建連、全建）より中野国土交通大臣へ要望





■宮本会長（日建連）、今井会長（全建）、西田会長（道建協）より要望内容説明

【西田会長の発言】

- 令和7年度当初予算での公共事業費の大幅な増額・確保と大型の令和6年度補正予算の編成をお願いする。特に道路関係予算について特段の御配慮をお願いする。
- 法定化された国土強靱化実施中期計画の早期策定と現行以上の必要十分な予算規模と事業量の確保をお願いする。
- 働き方改革・担い手確保のため、持続的な公共工事設計労務単価の引き上げや民間発注者に対する理解促進の支援をお願いする。

【中野国土交通大臣の発言】

- 皆様には「社会資本の整備・維持管理の担い手」とすると同時に、災害時には最前線で「地域の守り手」として重要な役割を担っていただいている。
- 社会資本整備は「未来への投資」であり、持続的な経済成長をもたらす基盤となる。
- 5か年加速化対策をはじめとする国土強靱化の取組みを着実に進めることが重要である。
- 今回の「総合経済対策」に現行の5か年加速化対策の推進など関連施策を盛り込み、その裏付けとなる令和6年度補正予算や、今後、編成される令和7年度当初予算において、資材価格や労務費の上昇が適切に反映された必要かつ十分な公共事業予算が確保されるよう努める。
- 国土強靱化の取組みが法定化された意義は大きく、国土強靱化実施中期計画の策定に向けた検討を最大限加速し、全力で取り組む。
- 若い世代に希望を持ってもらえる政策を国土交通省として実施したい。

※副大臣、政務官には、要望書を付託した

国土交通副大臣 高橋 克法、古川 康
国土交通大臣政務官 国定 勇人、高見 康裕、吉井 章



国土交通大臣
中野 洋昌 様

公共事業予算の確保に関する要望

令和6年11月15日
一般社団法人 日本道路建設業協会

日本道路建設業協会は昭和20年の創設以来、我が国の社会・経済を支える道路の整備・維持管理の一翼を担ってきました。

今年1月に発生した能登半島地震においては、国土交通省北陸地方整備局との災害協定に基づき、国道249号等の道路の緊急復旧及び本復旧に全力を尽くしているところです。

また、8月上旬には、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表や、台風10号および能登半島豪雨による被害の発生など、近年、災害が頻発化しており、今後とも被災地域の復旧・復興を迅速に進めるために、最善の努力を果たす所存です。

以下の要望について特段のご配慮をお願いします。

1. 道路関係予算の確保

我が国は、高度成長期に造られた社会インフラの高齢化・老朽化に伴う大改修時代を迎えており、今後の道路整備・維持管理・更新を確実に進めるためにも、予算が安定的かつ持続的に確保されることが必要不可欠です。

- (1) 令和7年度当初予算においては、「5か年加速化対策」予算の別枠計上を含め、必要な公共事業費の大幅な増額・確保をお願いします。
- (2) 資材価格の高騰や適正価格転嫁の遅れ等を踏まえ、景気を下支える大型の令和6年度補正予算の編成をお願いします。
- (3) 令和7年度も引き続き「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の着実な実施をお願いします。

2. 道路等社会資本整備の「見える」中長期計画の策定

現行の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」後も法定化された「国土強靭化実施中期計画」に基づき、より一層の国土強靭化の推進が必要不可欠です。

「見える」中長期計画である「国土強靭化実施中期計画」が早期に策定され、物価高騰の影響等も加味した現行以上の必要十分な予算規模と事業量が確保されるようお願いします。

3. 働き方改革・担い手確保

道路建設業界では厳しい労働環境のもとで仕事をしており、「担い手確保」が大きな課題となっております。

また、2024年度からの時間外労働の上限規制運用や、賃上げへの取組みなど課題が山積しております。

今後、働き方改革を進めるにあたり、労働環境の改善のため、以下の事項についてご配慮をお願いします。

- (1) 昨年11月の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」においても示された「持続的な賃上げ」や連休二日の推進を図りながらの担い手確保のためにも、持続的な公共工事設計労務単価の引き上げをお願いします。また、改正担い手3法の適切な施行をお願いします。
- (2) 民間発注者に対しても、適正な工期設定や連休二日の推進など、時間外労働上限規制運用に伴う働き方改革への理解を促すご支援をお願いします。

令和6年11月15日
一般社団法人 日本道路建設業協会
会長 西田 義 則



働き方改革推進宣言

道路建設業における

「4週8休の定着」

「土日休業の推進」を

私たちは宣言します



一般社団法人

日本道路建設業協会



一般社団法人

日本アスファルト合材協会

時間外
労働

「年720時間以内」ほぼ達成

原則ルールは6割クリア

道建協・23年度実績

日本道路建設業協会（西田義則会長）は、時間外労働や週休2日の実態に関する2023年度の会員企業調査結果をまとめた。時間外労働は、23年度自主目標「年間720時間以内」の達成率が97・9%となり、前年度より1・5%上昇した。週休2日の取り組みも、目標とした「第1・第2・第4土曜日閉所」の平均実施率が3・4%上昇の62・2%となり、着実に進展している。労働者ベースの4週8休以上の割合も80%を超えた。上限規制順守に向けては、公共工事に比べて条件の厳しい民間工事の環境改善が主要課題となっている。

週休2日も着実進展

道建協は17年11月に「働きた。対象労働者数は2万21方改革に向けた基本方針」を77人だった。時間外労働の実態調査結果決定し、長時間労働の是正や完全週休2日の実現に向けた自主規制目標を定めた。23年度調査は、対象会員167社のうち約7割から回答を得

708人がクリアし、未達率は2・1%（469人）だった。原則ルールの年間360時間以内は、61・0%（1万3533人）が達成し、39・0%（8644人）は守れなかった。原則の達成率は、前年度より2・9%上昇した。時間外削減の工夫事例として、毎週水曜日のノー残業デーの継続実施、勤怠管理シス

テムの導入によるリアルタイムでの指導や休日出勤の確認、遠隔支援カメラなどICTの活用、職員の増員や派遣、外注などを含めた業務分担の見直し報告されている。

一方、長時間労働の是正に当たっては、特に民間工事における厳しい工期設定、災害や悪天候に伴う工期切迫、施工管理技術者の慢性的な不足、発注者への提出書類や社内書類の多さなどが挙げられている。週休2日の23年度目標のうち、それぞれの平均閉所率は、第1土曜が前年度比6・3%上昇の58・1%、第2が0・9%上昇の66・7%、第4が

3・1%上昇の61・9%で、全体平均は3・4%上昇の62・2%と6割を超えた。

企業規模別に見ると、比較的大きな会社ほど、閉所率は低い傾向にある。民間工事が占める比率が大きいためとみられ、建築工事付随する外構や駐車場、構内道路整備など、前工程の遅れのしわ寄せなどを受けやすい工事がネットクになっている模様だ。目標に対する達成率は、「50人未満」の平均が68・1%、「50人～100人未満」が77・3%、「100人～300人未満」が75・5%だったのに対し、「300人以上」は55・3%

にとどまっている。労働従事別でも閉所率に差が見られた。「本・支店の平均は75・9%と高水準だったものの、「現場事務所」は60・4%、「合材工場」は52・0%と比較的低い傾向にある。

また、別途実施した週休2日の実施率実態調査（対象労働者2万5655人）によると、4週8休以上（年間休日104日以上）が全体の81・2%（2万0812人）を占め、次いで4週7休（年間休日91～103日）が11・1%（2867人）だった。従事場所別の4週8休以上の割合は、本・支店が82・9%、現場事務所が80・1%、合材工場が80・3%で、いずれも8割以上が振り替え・代休や輪番制などにより8休以上を確保できていた。

道建協は、4月から上限規制が適用開始されたことを踏まえ、23年度フォローアップ調査結果の会員周知に併せて、長時間労働の是正と週休2日の実現に関するさらなる取り組みの推進を要請する西田会長名の通知を各社代表宛てに送付した。

上限規制

6割超が原則ルール達成

23年度 道建協会員 土曜閉所率も上昇

道の取得状況を見ると、4週8休以上が81・2%と最も多く、4週7休（11・1%）や4週6休（5・2%）

の閉所率が平均で62・2%。前年度を3・4割上回った。労働従事別で見ると合材工場の52・0%（4・0割上昇）が最も低く、次に低い現場事務所は60・4%（3・6割上昇）だった。

道建協は11月、西田会長名で会員企業に対して働き方改革のさらなる推進を呼び掛けた。時間外労働上限規制の順守と週休2日の実現を加速させる。

道建協は17年に時間外労働に関する自主規制達成目標として、建設業への時間外労働の上限規制適用開始の2年前（22年）には、年間時間外労働の上限を720時間と設定。段階的に時間外労働の削減に取り組んできた。

「2023年度時間外労働実態調査」によると、年間360時間以内の原則ルールを達成した会員企業の割合は、23年度が61・0%と前年度（58・1%）を2・9割上回った。年間720時間以内の特別条項の達成率も97・9%と前年度（96・4%）と比べ上昇した。

道建協は17年に時間外労働に関する自主規制達成目標として、建設業への時間外労働の上限規制適用開始の2年前（22年）には、年間時間外労働の上限を720時間と設定。段階的に時間外労働の削減に取り組んできた。

時間外労働削減に向けた

今回、初めて調査した休

会員企業時間外労働実態調査報告書

- 2023年度 -

広報・労働委員会 労働部会



一般社団法人日本道路建設業協会
JAPAN ROAD CONTRACTORS ASSOCIATION



道建協自主規制達成目標 (2017年11月16日策定)



◆ 働き方改革に向けた基本方針

日本道路建設業協会（以下「道建協」という。）は、2017年3月28日に政府が策定した「働き方改革実行計画」を受け、長時間労働を是正し週休二日制を推進することにより建設技能者の処遇改善、生産性向上などの諸課題に対して総合的に対処することとする。

I 達成目標

長時間労働の是正（自主規制）

2024年4月の2年前（2022年4月）までに年間の上限值720時間以下とするため、段階的に時間外労働時間を削減する。

	2018年4月	2019年4月	2020年4月	2021年4月	2022年4月	2023年4月	2024年4月
上限時間 (h/年)	960h	900h	840h	780h	※720h	※720h	※720h
複数月平均 の上限			4、5、6ヶ月それぞれの平均で 休日労働を含んで80時間以内		※2、3、4、5、6ヶ月それぞれの平均で休日労働を 含んで80時間以内		
1ヶ月 の上限						※休日労働を含んで100時間未満	

※ 時間外労働の限度を、原則として、月45時間かつ年360時間とする。
月45時間の原則を上回る特例の適用は、年6回を上限とする。

1. 調査名称

2023年度時間外労働時間実態調査

2. 調査目的

長時間労働の是正に向け当協会の自主規制については、2023年度は720時間の上限としていたところであり、各会員会社の時間外労働対象者にかかる2023年度の実績時間についての実態を調査

3. 調査対象会員数及び回答会員数

調査対象会員数167社のうち、117社から回答(回答率70.1%)

4. 調査内容

2023年度(2023年4月1日~2024年3月31日)の労働従事別(本・支店、現場事務所、工場)時間外労働時間数(360時間~720時間に分布)毎の時間外労働者数を調査

労働従事別の分類については各社それぞれの分類方法に委ねている

5. 対象労働者数

22,177人

上限規制(特別条項)達成状況

(対象労働者数)

2023年度:22,177人

2022年度:21,489人

- ・ 2023年度では97.9%
→2022年度に比べ1.5ポイント向上

2023年度

上限規制(特別条項)内(720時間以内)		上限規制(特別条項)超過(720時間超)	
21,708 人	97.9 %	469 人	2.1 %

2022年度

上限規制(特別条項)内(720時間以内)		上限規制(特別条項)超過(720時間超)	
20,722 人	96.4 %	767 人	3.6 %

※ 時間外労働時間数については、1日8時間未満の所定労働時間を超える時間で回答している企業を含む法定労働時間の場合、より短時間となるものと推計

上限規制(原則)達成状況

(対象労働者数)

2023年度:22,177人

2022年度:21,489人

- ・ 2023年度では61.0%
→ 2022年度に比べ2.9ポイント向上

2023年度

上限規制(原則)内(360時間以内)		上限規制(原則)超過(360時間超)	
13,533 人	61.0 %	8,644 人	39.0 %

2022年度

上限規制(原則)内(360時間以内)		上限規制(原則)超過(360時間超)	
12,490 人	58.1 %	8,999 人	41.9 %

※ 時間外労働時間数については、1日8時間未満の所定労働時間を超える時間で回答している企業を含む法定労働時間の場合、より短時間となるものと推計

2023年度調査結果・会員企業の時間外労働時間削減に向けて工夫した点等

◆ 調査結果について

- ・ 上限規制(特別条項)達成した労働者は、対象労働者数22,177人のうち21,708人(97.9%)となっている
2023年度の自主規制目標数値(720時間)が上限規制(特別条項)と同じ数値のため自主規制目標達成状況についても同じく97.9%となる
- ・ 上限規制(原則)達成状況については61.0%となっている
- ・ それぞれの上限規制達成状況について2019年以降数値は上昇傾向を示しており、会員企業の時間外労働時間の削減に向けた取組については確実に推進していることが窺える

◆ 時間外労働時間削減に向けて工夫した点(アンケートでの主な報告)

- ・ ノー残業デー(毎週水曜日)の継続実施
- ・ 勤怠管理システムの導入と活用(リアルタイムでの指導、休日出勤の確認・管理)やICT技術の活用(PC機器、遠隔支援カメラ等)
- ・ 職員の増員や業務分担の見直し(社員・派遣社員・業務外注・サポート体制)

◆ 長時間労働の是正について支障となっている事例等(アンケートでの主な報告)

- ・ 厳しい工期設定(特に民間工事において工期に余裕がない)や災害、悪天候時により工期が迫り残業しての施工
- ・ 施工管理技術者(社員)などの慢性的な人員不足
- ・ 発注者からの提出書類や社内書類の量の多さ

◆ 今後について

- ・ 2024年度より建設事業にも適用される罰則付き時間外労働の上限規制に対し、会員企業が確実な取組を図っていくことが重要となる

会員企業週休二日制閉所状況及び 週休二日実施率実態調査報告書

- 2023年度 -

広報・労働委員会 労働部会



一般社団法人日本道路建設業協会
JAPAN ROAD CONTRACTORS ASSOCIATION



道建協週休二日制実現行動計画 (2017年11月16日策定)



◆ 働き方改革に向けた基本方針

日本道路建設業協会（以下「道建協」という。）は、2017年3月28日に政府が策定した「働き方改革実行計画」を受け、長時労働を是正し週休二日制を推進することにより建設技能者の処遇改善、生産性向上などの諸課題に対して総合的に対処することとする。

I 達成目標

週休二日制の実現

週休二日制を実現するためには、日曜日に加えて土曜日の閉所を進める必要がある。このため、道建協で行っている6月と11月の第2土曜日の閉所運動を拡大し、2018年度から2年間、毎月の第2土曜日の閉所運動を推進する。さらに、2024年度に週休二日制の完全実施を目標とし、順次閉所運動の拡大を図る。

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
土曜閉所 推進運動					第1土曜日		第1土曜日
	第2土曜日		第2土曜日		第2土曜日		第2土曜日
							第3土曜日
			第4土曜日		第4土曜日		第4土曜日
週休2日制	4週5休		4週6休		4週7休		4週8休

土曜日の閉所に限定することが困難な場合は代休等による休日の確保を行うことにより、各期間における月の休日数確保に努め、4週8休の定着を図っていくこととする。

なお、合材工場においては、輪番制の検討などを行うこととする。

1. 調査名称

2023年度週休二日制の閉所状況実態調査

2. 調査目的

週休二日制の実現に向け、2022・2023年度の2年度については、毎月第1土曜日、第2土曜日及び第4土曜日の閉所運動を推奨しているところ 今回、各会員会社の第1土曜日、第2土曜日及び第4土曜日の閉所実態について調査

3. 調査対象会員数及び回答会員数

調査対象会員数167社のうち、114社から回答（回答率68.3%）

4. 調査内容

2023年度（2023年4月～2024年3月）の労働従事別（本・支店、現場事務所、工場）にかかる第1土曜日、第2土曜日及び第4土曜日の閉所実態について調査

閉所実態(企業規模別)

・2023年度では第1土曜日が*58.1%、第2土曜日が*66.7%、第4土曜日が61.9%、閉所運動対象土曜日(第1、第2、第4)平均は62.2%
→ 2022年度に比べ第1土曜日は6.3ポイント、第2土曜日は0.9ポイント、第4土曜日は3.1ポイント、閉所運動対象土曜日平均は3.4ポイント

2023年度

企業規模	対象会社数	第1土曜日	第2土曜日	第4土曜日	閉所運動対象土曜日 (第1、第2、第4)平均
50人未満	40 社	64.0 %	71.0 %	69.2 %	68.1 %
50人～100人未満	25 社	74.1 %	80.3 %	77.5 %	77.3 %
100人～300人未満	27 社	74.2 %	75.0 %	77.2 %	75.5 %
300人以上	22 社	49.5 %	61.3 %	55.2 %	55.3 %
平均		58.1 %	66.7 %	61.9 %	62.2 %

2022年度

50人未満	37 社	66.1 %	78.0 %	74.9 %	73.0 %
50人～100人未満	33 社	75.8 %	83.7 %	80.8 %	80.1 %
100人～300人未満	27 社	63.9 %	72.0 %	69.0 %	68.3 %
300人以上	22 社	40.0 %	58.1 %	48.2 %	48.8 %
平均		51.8 %	65.8 %	58.8 %	58.8 %

閉所実態(労働従事別)

・2023年度では閉所運動対象土曜日(第1、第2、第4)平均が本・支店が75.9%、現場事務所が60.4%、合材工場が52.0%
→2022年度に比べ本支店において閉所率は第2土曜日及び第4土曜日が低下、合材工場の第2土曜日は横ばい、その他多くの
労働従事別閉所率については向上

2023年度

労働従事別	対象会社数	第1土曜日	第2土曜日	第4土曜日	閉所運動対象土曜日 (第1、第2、第4)平均
本・支店	114社	71.3%	80.1%	76.5%	75.9%
現場事務所	93社	58.8%	62.7%	59.7%	60.4%
合材工場	62社	40.7%	63.4%	51.9%	52.0%

2022年度

労働従事別	対象会社数	第1土曜日	第2土曜日	第4土曜日	閉所運動対象土曜日 (第1、第2、第4)平均
本・支店	115社	68.7%	84.5%	76.8%	76.7%
現場事務所	102社	52.0%	61.2%	57.2%	56.8%
合材工場	59社	34.1%	63.4%	46.6%	48.0%

調査概要

1. 調査名称

2023年度週休二日実施率実態調査

2. 調査目的

週休二日制の更なる定着を図るため、会員企業の労働従事別の労働対象者にかかる休日取得状況を把握

3. 調査対象会員数及び回答会員数

調査対象会員数167社のうち、114社から回答(回答率68.3%)

4. 調査内容

労働従事別の労働対象者毎の休日取得状況を「4週5休未満」から「4週8休以上」の5つの分類により調査

- ・2023年度閉所実態においては、平均閉所率は62.1%『閉所実態 (企業規模別)2023年度の平均欄参照』となっているところ
- ・今回の調査では4週8休以上が81.2%、4週7休が11.1%となっており、4週7休以上の休日取得状況は92.3%となっている

労働従事別の労働対象者の休日取得状況

	労働対象者数	4週5休未満 (休日取得日65日未満)	4週5休 (休日取得日65日~77日)	4週6休 (休日取得日78日~90日)	4週7休 (休日取得日91日~103日)	4週8休以上 (休日取得日104日以上)
本店・支店	9,357	28 (0.3%)	244 (2.6%)	396 (4.2%)	937 (10.0%)	7,752 (82.9%)
現場事務所	13,352	112 (0.8%)	192 (1.4%)	755 (5.7%)	1,598 (12.0%)	10,695 (80.1%)
合材工場	2,946	8 (0.3%)	57 (1.9%)	184 (6.2%)	332 (11.3%)	2,365 (80.3%)
全体	25,655	148 (0.6%)	493 (1.9%)	1,335 (5.2%)	2,867 (11.1%)	20,812 (81.2%)

2023年度調査結果・会員企業の週休二日制の実現に向けて工夫した点等

◆ 調査結果について

- ・第4土曜日の閉所率(61.9%)は第2土曜日の閉所率(66.7%)を4.8ポイント下回っている、この傾向については、2022年度の調査結果においても同様に見受けられた
- ・第1土曜日の閉所率(58.1%)は第2土曜日、第4土曜日の閉所率を下回っている
- ・第2土曜日(2019年度より調査)、第4土曜日の閉所率(2020年度より調査)、第1土曜日の閉所率(2022年度より調査)は共に数値は向上しており、会員企業の閉所運動の取組については確実に推進していることが窺える
- ・会員企業からは、閉所ができなかった理由について報告がある一方、振替・代休、輪番制等の活用等により4週7休の休日の確保を図っているとの報告も多くされている
- ・週休二日実施率実態において、4週8休以上が81.2%、4週7休が11.1%となっており、4週7休以上の休日取得状況は92.3%となる
ところ、会員企業の4週7休の確保に向けた取組については確実に推進していることが窺える

◆ 週休二日制の実現に向けて工夫した点 (アンケートでの主な報告)

- ・振替又は代休等の積極的な活用による休日の確保
- ・社内の年間カレンダーを週休2日に設定
- ・顧客に対し見積条件書に休日確保を記載し、週休二日制に対する理解を得て実現

◆ 閉所ができなかった理由 (アンケートでの主な報告)

- ・工期厳守(特に民間工事における厳しい工期設定)や天候等の影響により、土曜・日曜にしわ寄せとなって閉所できない場合があった
- ・発注元、もしくは元請け(工場の場合は得意先)の要望により休日対応をせざるを得ない状況があった
- ・技術者や技能労働者が不足しているために休日出勤をしている

◆ 今後について

- ・更なる取組の推進を図るべく、協会として発注者等への要望活動を実施する
- ・会員会社においては閉所率の低い現場事務所及び合材工場の改善を図るとともに、振替・代休による休日の確保に努めていくこととする

工事の適正執行のための^{かんどころ}勘所
(ver.1.0)

令和5年12月

九州地方整備局
企画部 技術管理課

工事の適正執行のための^{かんどころ}勘所（素案）

I. 品確法に定められた、『発注者の責務』を再認識しましょう！

- 予定価格の適正な設定（必要な費用の計上、見積りの活用）
- 歩切の根拠（現場状況に即した積算）
- 低入札価格調査基準価格（自治体：最低制限価格）の設定・活用の徹底等
- 施工時期の平準化（国債、繰越活用）
- 適正な工期設定（週休2日制・雨天率・作業不能日設定、1班作業工程）
- 適切な設計変更（適切な工期確保（延期）・適切な増額変更）
- 発注者間の連携体制の構築（三者会議、設計変更協議会等に判断できる者が参加）

1

II. 適正執行のための“勘所”を確認してください！

建設産業の新たな課題である“長時間労働の是正”や“生産性向上”に対応するため、令和元年に「担い手三法（品確法／建設業法／入契法）」が改正された。一方、来春(R6.4)から改正労働基準法により罰則付き時間外労働規制が建設業にも適用されることから、受発注者間に内在する課題が顕著化することが懸念される。

そこで、発注者の責務として明確化された事項等に大きく反した運用とならぬよう、発注者として適正執行に努めるべく運用の“勘所(かんどころ)”を以下にまとめた。

設計段階

◆ 「工期」「価格」は適切か？

- _工期設定支援システムを活用し、**複数班施工等の工事は、必要な経費を計上**
- _地域の実情等（出水期、地域の祭り、片付け等）に応じて**必要な作業不可日を計上**
- _平準化・余裕を勘案し工期設定（繁忙期避け）国債等を積極活用（**余裕工期を原則設定**）
- _標準歩掛が適用できない現場は、**見積りにより現場条件に応じた価格設定**

◆ 変更対応も視野においた条件明示を！

- _着手後の変更も想定した上で、**事前に明確にしておくべき当初条件も記載**
- _施工条件明示チェックリスト、**施工条件確認シートの内容を組織的にチェック**

2

施工段階

◆ 日々のコミュニケーションによる“ものづくり”

- _工事工程クリティカルパスを共有し、受注者の責によらない工程に影響する事案発生の場合は工期及び費用を適正に変更
- _まずは当該工事に関する設計の考え方と課題を現場技術員(監督補助)も含めて共有
- _事業は段取り八分。ワンデーレスポンス(回答時期の明確化を含む)を徹底
ウィークリースタンスを適用
 - ①依頼日・時間及び期限に関すること
 - ②会議・打合せに関すること
 - ③業務時間外の連絡に関すること

◆ 円滑な協議対応

◆ 設計変更資料の役割分担

- _必要以上の情報を求めぬよう、早々に設計変更協議会等で技術副所長等を含めて議論
- _上記会議では資料作成等の役割分担を明確化
- _発注者自ら作成すべき資料でやむを得ず作成できない場合は、必要な経費を計上したうえで第三者を活用 ……………【別途「工事図書等作成支援の手引き」参照】

完成時

◆ 完成検査

- _契約事項を理解したうえで、「検査書類限定型」(10書類)を活用した工事検査

3

IV.現場における留意点

【工事内容に見合う対価】

■ 変更が3割を超えたことを理由に「設計変更に応じない」「打ち切り竣工」などはあってはならない

⇒○目的物の構造特性や現場条件等から分離発注が難しく一体不可分なものについては、当該工事にて適切に(増工)設計変更を行う。

○そのためには、指示内容の費用を把握した上での予算管理が行えるよう、現場(出張所長・建設監督官)と発注担当課は常に情報共有

注意：・設計変更協議会で変更内容を確認、両者納得の上で変更

■ 変更において、一方的な当初数量減は厳に慎むこと

⇒○当初発注の前提条件でもある「数量」を大幅に変更する事は、当初発注時の「競争性」にも影響

○やむを得ず数量減とせざるを得ない場合においては、事前に受注者への丁寧な説明と対等な立場での議論により合意を得ること

注意：・設計変更協議会で変更権限のある職員の下、内容の確認を行うこと

■ 過去の変更事例に関わらず、適切な理由で現場施工されたものは設計変更の対象とする

⇒○品確法に定められている発注者の責務として「適切な設計変更(適切な工期確保・適切な増額変更)」から、受注者の責によらない必要な施工に対しては相応の対価を支払う必要がある

○一方で、設計変更には施工条件変更理由が必要であることから、当初発注時の「条件明示」や契約後の「工事工程のクリティカルパスの共有」は重要である

注意：・施工上、必要な内容等については契約上、協議に基づき変更の対象とする

4

IV.現場における留意事項

【生産性向上】

■運搬可能な規格の製品であれば、現場打ちとの経済比較なしでプレキャストを採用してよい

⇒○中型までのプレキャストであれば、特車等により運搬可能なものは、原則、二次製品を採用
ただし、現場・運搬条件等によっては、採用出来ない場合もあり得る（R3.4.22事務連絡）

○大型プレキャストの場合は、VFM比較(例えば、工期/技能者数/安全性/施工日数/休暇日数/マテ費用/環境負荷/景観/早期完成効果/地域特性etc)により有利であればプレキャストの導入が可能

注意：・施工者からプレキャスト活用の提案がなされた場合、従来であれば「承諾」による施工であったが、例えば上記のVFM比較によりプレキャストが有利であれば変更可能【心配であれば技術管理課へ相談】

【技術者交代】

■やむを得ない事情や一定の区切りが認められる場合は、監理技術者は交代してよい。

⇒○令和5年9月29日事務連絡にて、以下の途中交代の要件を満たせば交代が可能

- ①病気・死亡・退職等、やむを得ない場合(時期を問わず途中交代が可能)
- ②受注者の責によらない(工事中止、大幅な変更)場合、交代が合理的な場合
- ③工程上一定の区切りと認められる(品質・出来形管理が必要な工種完了)場合

注意：・交代前後の監理技術者は、同等以上技術力確保が必要。
・同等以上の技術者配置が出来ない場合は、競争参加資格満足すれば、交代可能。
なお、その際に後任技術者が前任技術者と同等とならなかった場合、前任技術者と同等の技術力により工事が実施されれば、工事評点の減点は行わない。

5

○働き方改革のための運用基準(5ルール)

